

令和 8 年第 1 回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 蛸 名 和 子

副委員長 澁 谷 洋 子

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局出席職員の職氏名	4

1日目 令和8年3月11日（水）

開会	5
開議・審査方法	5
○大矢保（自民クラブ）	6
1 放置危険空き家対策事業について	6
2 危険鳥獣対策室の役割・設置目的について	7
3 泉川小学校校舎等改築事業について	9
4 除排雪対策事業について	10
○舘山善也委員（創青会）	18
1 第80回国民スポーツ大会開催事業について	18
2 スポーツ施設機能整備事業について	19
3 雪対策について	20
○木下靖委員（市民クラブ）	25
1 予防接種事業について	25
2 医師確保対策特別事業について	28
3 青森操車場跡地周辺整備事業について	29
4 公共交通最適化事業について	30
5 街路整備事業について	33
6 スポーツ施設機能整備事業について	34
休憩	34
再開	34
○工藤夕介委員（公明党）	34
1 漁港整備について	35
2 市営住宅管理事務について	38
3 市営住宅維持補修事業について	38
4 緑花維持管理事業について	39
5 図書資料整備事業について	40
○村川みどり委員（日本共産党）	41

1	国保について	41
2	障害者支援について	46
3	生活保護について	47
4	教育について	52
5	歩道除雪について	54
○	藤田誠委員（立憲民主・社民）	56
1	令和8年度除排雪対策事業費について	57
	休憩	59
	再開	60
1	令和8年度除排雪対策事業費について	60
2	本町一丁目2番地区第一種市街地再開発事業について	64
3	基幹統計調査事務について	67
4	公衆便所管理事務について	68
5	新規就農総合支援事業について	69
6	農地利用集積事業について	71
7	畜産業費について	72
8	農業振興センター費について	73
○	山田千里委員（無所属）	76
1	流雪溝整備事業について	76
2	市民病院について	79
3	民生委員児童委員活動支援事業について	82
4	教職員の働き方改革におけるDX推進事業について	83
	散会	84
2日目 令和8年3月13日（金）		
○	木戸喜美男委員（創青会）	85
1	除排雪について	85
○	奈良祥孝委員（市民クラブ）	91
1	公共交通円滑化促進事業について	91
2	職員研修について	92
3	除排雪対策について	93
○	軽米智雅子委員（公明党）	95
1	マイナンバーカード等交付事務について	95
2	清掃工場管理運営事業について	98
3	屋根雪処理施設設置支援制度について	100
4	融雪施設設置支援制度について	101
5	道路補修費について	102
○	万徳なお子委員（日本共産党）	104

1	猫の適正飼養ガイドラインについて	104
2	狹隘道路の除雪について	108
休憩		110
再開		110
○柿崎孝治委員（自民クラブ）		110
1	ネーミングライツについて	111
2	鳥獣被害防止対策について	112
3	防犯カメラについて	114
4	雪に関する市民相談窓口について	117
○工藤健委員（市民クラブ）		120
1	県立盲学校の移設について	121
2	外国人観光客誘客促進事業について	122
3	青森市の国際交流について	125
4	空き店舗等リノベーション支援事業について	129
5	青森市移住・定住応援事業及び新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業について	130
休憩		135
再開		135
○渡部伸広委員（公明党）		135
1	スマートシティ推進事業について	135
2	夜間中学設置事業について	137
3	ツキノワグマ対策事業について	139
4	除雪費について	142
○天内慎也委員（日本共産党）		143
1	町会・町内会について	143
2	浪岡中央児童館の解体と今後のあり方について	148
散会		151
3日目 令和8年3月16日（月）		
○関貴光委員（自民クラブ）		152
1	空き店舗等リノベーション支援事業について	152
2	寄附について	154
○木村淳司委員（創青会）		157
1	財政調整基金について	157
2	病院事業について	162
○澁谷洋子委員（自民クラブ）		171
1	7款 地方消費税交付金について	172
2	除排雪について	173

採決	179
閉会	181

- 1 開催日時** 令和8年3月11日（水曜日）午前10時～午後4時30分
令和8年3月13日（金曜日）午前10時～午後4時1分
令和8年3月16日（月曜日）午前10時～午前11時53分

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第1号 専決処分承認について（令和7年度青森市一般会計補正予算（第7号））

議案第2号 令和8年度青森市一般会計予算

議案第3号 令和8年度青森市競輪事業特別会計予算

議案第4号 令和8年度青森市国民健康保険事業特別会計予算

議案第5号 令和8年度青森市卸売市場事業特別会計予算

議案第6号 令和8年度青森市介護保険事業特別会計予算

議案第7号 令和8年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

議案第8号 令和8年度青森市後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 令和8年度青森市駐車場事業特別会計予算

議案第10号 令和8年度青森市病院事業会計予算

議案第11号 令和8年度青森市水道事業会計予算

議案第12号 令和8年度青森市自動車運送事業会計予算

議案第13号 令和8年度青森市下水道事業会計予算

議案第14号 令和8年度青森市農業集落排水事業会計予算

議案第15号 令和8年度青森市深沢第一財産区特別会計予算

議案第16号 令和8年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算

議案第17号 令和8年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算

議案第18号 令和8年度青森市新城財産区特別会計予算

議案第19号 令和8年度青森市野内財産区特別会計予算

議案第20号 令和8年度青森市土橋財産区特別会計予算

議案第21号 令和8年度青森市大平財産区特別会計予算

議案第22号 令和8年度青森市孫内財産区特別会計予算

議案第23号 令和8年度青森市大字高田財産区特別会計予算

議案第24号 令和8年度青森市大字石江財産区特別会計予算

議案第25号 令和8年度青森市安田財産区特別会計予算

議案第26号 令和8年度青森市大別内財産区特別会計予算

議案第27号 令和8年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算

議案第28号 令和8年度青森市大字野沢財産区特別会計予算

議案第29号 令和8年度青森市金浜財産区特別会計予算

- 議案第30号 令和8年度青森市深沢第二財産区特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和8年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和8年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和8年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第38号 令和8年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第39号 令和8年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区特別会計予算
- 議案第40号 令和8年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区特別会計
算
- 議案第41号 令和8年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第42号 令和8年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第43号 令和8年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第44号 令和8年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第45号 令和8年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第46号 令和8年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第48号 令和8年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第49号 令和8年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第50号 令和8年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第51号 令和8年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第52号 令和8年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第53号 令和8年度青森市浅虫財産区特別会計予算
- 議案第54号 令和8年度青森市五本松財産区特別会計予算
- 議案第55号 令和7年度青森市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第56号 令和7年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和7年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和7年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和7年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 令和7年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算
（第3号）
- 議案第61号 令和7年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和7年度青森市駐車事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 令和7年度青森市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和7年度青森市水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第65号 令和7年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）
 議案第66号 令和7年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
 議案第86号 令和8年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる
 ことについて
 議案第87号 令和7年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる
 額の変更について

○出席委員

委員長	蛭名和子	委員	天内慎也
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	山田千里	委員	藤田誠
委員	奈良祥孝	委員	舘山善也
委員	工藤夕介	委員	木戸喜美男
委員	関貴光	委員	工藤健
委員	万徳なお子	委員	木下靖
委員	木村淳司	委員	渡部伸広
委員	軽米智雅子	委員	花田明仁
委員	柿崎孝治	委員	大矢保

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	赤坂寛	保健部長	千葉康伸
副市長	横山英大	経済部長	横内信満
教育長	工藤裕司	経済部理事	工藤拓実
企業局長	舘山新	農林水産部長	大久保文人
代表監査委員	鹿内勲	都市整備部長	中井諒介
総務部長	小野正貴	都市整備部理事	土岐政温
総務部理事	村上靖	浪岡振興部長	奈良英文
企画部長	金谷浩光	市民病院事務局長	今国弘
企画部理事	中村敦	会計管理者	齋藤賢剛
税務部長	横内修	教育委員会事務局教育部長	武井秀雄
市民部長	佐藤秀彦	教育委員会事務局理事	泉宏明
環境部長	佐々木浩文	水道部長	舘山公子
福祉部長	白戸高史	交通部長	高野雅子
こども未来部長	大久保綾子		

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 田 村 亜希世
議事調査課長 横 内 英 雄
議事調査課主査 花 田 昌
議事調査課主査 石 田 彩 美

議事調査課主査 柿 崎 良 輔
議事調査課主事 杉 浦 晃 平
議事調査課主事 笹 雄 貴

1日目 令和8年3月11日（水曜日）午前10時開会

○蛭名和子委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました、議案第1号「専決処分の承認について」から議案第66号「令和7年度青森市下水道事業会計補正予算」まで、議案第86号「令和8年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第87号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計68件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第1号「専決処分の承認について」から、議案第66号「令和7年度青森市下水道事業会計補正予算」まで、議案第86号「令和8年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第87号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計68件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

よって審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。

各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は、会派持ち時間内で融通できることになっております。

なお、3月6日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は18人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。

どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号「専決処分の承認について」から、議案第66号「令和7年度青森市下水道事業会計補正予算」まで、議案第86号「令和8年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第87号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計68件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

○大矢保委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、放置危険空き家対策事業について、その概要についてお伺いしたいと思います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

令和8年度の放置危険空き家対策事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

放置危険空き家対策事業は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要でありますことから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和6年9月に青森市空家等対策計画（第2期）を策定し、空き家等の適正管理の推進に取り組んでおります。

令和8年度の放置危険空き家対策事業の主な取組といたしましては、1つには、空き家等が地域や公共の安全の確保を妨げる状態をもたらしており、緊急の必要があると認められる場合は、消防や関係課と連携し対応いたしますほか、青森市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、本市が最低限度の緊急安全措置を講じ、危険な状態の回避に努めていくこと。

2つには、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家等につきましては、青森市空家等対策有識者会議における有識者の御意見等も踏まえ、空家等対策特別措置法に基づき特定空家等と認定し、必要な法的措置を引き続き実施いたしますとともに、改善を行うよう、繰り返し勧告を行っている特定空家等につきましては、今後も改善が見られない場合は、同法に基づく命令等の法的措置を実施すること。

3つには、そのまま放置すれば、特定空家等になるおそれのある空き家等につきましては、管理不全空家等と認定し、所有者等に対し助言・指導、勧告の段階的な措置を行うこと。

4つには、利活用が困難で保安上危険な空き家等を所有者等が解体する際、解体に要する費用の一部を補助する放置危険空き家対策補助金を引き続き行うこととしております。

放置危険空き家対策事業に係る令和8年度の予算につきましては、引き続き行う緊急安全措置に係る費用や、放置危険空き家対策事業補助金に加え、今後の法的措置に要する経費を含めた合計1917万7000円を当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいております。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 本年、初めて空き家対策をやったということを新聞報道で知っていますがけれども、私も冬になるとね、去年、おとしあたりから、空き家がすごく増えているなって、空き家の床屋があるなというのがあって、これはひよっとしたら空き地にすれば、固定資産税が6倍になるというのはみんな知っていますよ。だから壊さないというのもあるんでしょうけれども、こういうような措置をやっぱりしていけないといけないんじゃないかなと思っております。

ましてや補助金は30万円でしょう。30万円というのは軒下壊れたら終わりだよ。あと何もなんないと思うんだけど。

私はいつも、これ空き家税を取ればいいのかといつも考えているんですよ。それだったら税金も少しは入ってくるだろうし、経済的な理由がある人で空き家にしてる人って結構いますからね、それはないけれども。京都あたりは2030年あたりから空き家税を取るという、そういうのになっていますので、こういうことについてちょっと勉強していただいて、青森市も何としても空き家税を取ってほしいなど、そういうふうに思っております。

私は議員になる前に2年間、冬になればオペレーターをやってみました。久須志あたりのまちの工区だったんですけれども、すごい空き地があるんですよ。その空き地をなんかに使えないものかと、そこに行ってお願いに行って、私、ポケットマネーを置いてきたら、使ってもいいよとすぐきました。これは空き地を使わないと。それで、当時の税務部長に相談したら、固定資産税があれだからって。いやいや、年の全額ではなくて、3か月でも4か月でも、それくらいの使う分を固定資産税を免除したほうがいいんじゃないかと。それ、今なっていますけれども、それやるのに2年かかっていますよ。だから、この空き家対策の税金も、早めにつくってやったほうが、かえって30万円補助するよりも、こっちのほうが税金上がるかも分かんない。

駄目だったら、強制退去させて、そこをまた雪寄せ場として自由に使えばいいという、そういうような繰り返しをやっていかなければまいねんじゃないかなと思うんですけれども。

まあ、都市整備部長は、もう国へ帰るけれども、帰ったら固定資産税を6倍にするという、これをはっきり言って、解消してほしいなというふうに思っております。青森市のことをいつも思っていてくださいね。これで要望を終わります——まだ帰ねえんだか。すいません、勝手に帰したり、入れたりしてしまっ。ありがとうございます。

次、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連して、危険鳥獣対策室の役割と設置目的についてお知らせください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

大矢委員からの危険鳥獣対策室についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度における本市のツキノワグマの出没件数は、3月10日現在で324件と過去最多を更新するとともに、市街地への出没件数も増加しております。このことから、ツキノワグマ等の危険鳥獣に対しまして、関係部局との連携のほか、警察や猟友会との調整など、総合的な対策と迅速に対応する体制整備の強化を図ることを目的としまして、令和8年度に環境部環境保全課の課内室とし、新たに危険鳥獣対策室を設置する予定としております。

また、令和8年度におけるツキノワグマ対策を強化するため、クマ被害対策パッケージに基づく国の令和7年度補正予算において、ガバメントハンター等の配置などの鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業の拡充や、緊急銃猟に係る熊類の捕獲等出没防止対策の補助率のかさ上げの拡充が示されましたことから、本市といたしましても、国の交付金を活用の上、令和8年度当初予算の前倒し分として、1748万1000円の事業費を追加するツキノワグマ対策事業を3月補正予算案として、本定例会に提案し、御審議いただいているところであります。

令和8年度におけます危険鳥獣対策室の取組といたしましては、緊急銃猟をはじめとした捕獲等鳥獣行政に従事するガバメントハンターの配置、緊急銃猟の対応など市街地や集落等への出没を想定した訓練の実施、緊急銃猟に必要なヘルメットや無線機の購入、緊急銃猟や有害鳥獣捕獲における猟友会への委託の実施、緊急銃猟時補償費用保険等への加入、市街地や集落等の周辺におけます放任果樹等の誘因物伐採補助事業、熊の出没に係る注意喚起、市街地侵入抑制のための調査・提案に係る委託の実施などを行う予定であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

ガバメントハンターをつくるということでもありますけれども、今、青森市の猟友会の会員は何人いるかというのは把握しておりますか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

具体的な人数等は把握しておりませんが、毎年、増えたり減ったりということもありまして、ただ、東青支部管内で現在、主に活動していただいている、青森市が委託をお願いしている猟友会に関しましては、おおむね5名程度で、捕獲等に従事していただいているところであります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 5名といわず、もっとガバメントハンターを増やしてほしいなと思います。

うちの町会で、猟友会に射撃場を貸しているんですよ。そこからは収入を上げているんですけども、熊が出てきたらどうしますと聞きましたら、いや、こちらは逃げますとしゃべっているだけでね、何のためにあれを練習しているのか分からな

いような感じがするんですけれども。熊がそこに出た実績もあるんです、大不動発電所だけでも。この前、寒水沢にも出たって言うけれども、あれは酸ヶ湯のほうだからね。私のすぐそばまで熊の危険が迫っております。去年は鹿がうちの畑で死んでいました。役所に言ったらすぐ来てくれますね。あれはありがたいと思いたね、あのおっきい鹿をさ、3人がかりで車に乗せていったのを見て、あれはたいしたものだと思いますね。

私、山だから、ここまで来るまでってば、タヌキとかが結構死んでいるんだよ。帰りになれば、まずいなくなっているんで、全部片づけているんでしょう。本当にお心遣いありがとうございます。これからも環境には十分注意していただき、市民を守っていただきますよう、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、10款教育費2項小学校費3目学校建設費に関連して、泉川小学校の校舎改築事業の概要を示していただきたいと思います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

大矢委員からの泉川小学校校舎等改築事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

泉川小学校校舎等改築事業につきましては、令和5年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、老朽化する泉川小学校の校舎及び屋内運動場の改築等を実施するものであり、令和6年度には設計・建設工事の基礎資料となる測量及び地質調査を実施しております。

今年度は、校舎及び屋内運動場の平面計画並びに学校施設全体の配置計画を検討する基本設計を実施しております。

施設の概要につきましては、現在、基本設計中ではありますが、構造は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は、児童数の推計や国の補助基準等を踏まえ、校舎及び屋内運動場の両施設でおおむね8000平方メートルとしております。

今後の整備スケジュールにつきましては、令和8年度に実施設計、令和9年度から令和11年度にかけて校舎、屋内運動場の改築工事を予定しており、その後、令和12年度に既存校舎等の解体、令和13年度から令和14年度にかけて校庭整備工事を予定しております。

なお、整備内容やスケジュールは、設計の進捗や市全体の財政状況を見極めつつ、適切に判断してまいります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 私も泉川小学校には思い入れがあって、当初からずっと携わっている一人として、ひょっとすれば、泉川小学校のほうが西中学校よりも早く建つのかなとずっと思っておりましたけれども、西中学校に先を越されたので。泉川小学校に手をつけるということで、感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して質疑させていただきます。

除排雪対策について、1月20日から2月3日までの豪雪期間中において、本市は全面委託工区の除排雪の出動指令を何回出したのか、その指令日を示していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

大矢委員の除排雪対策事業についての御質疑にお答えいたします。

1月20日から2月3日にかけての期間につきましては、青森地区において累計261センチメートルの降雪を記録するなど、短期間に集中的な降雪が続き、生活道路を対象とする全面委託工区の除排雪作業につきましては、降雪の継続状況や路面状況、前回作業からの経過状況などを総合的に勘案し、1月22日に出動指令を发出し、順次作業を開始いたしました。

その後も降雪が断続的に続き、除排雪事業者の作業能力を超える状況となりましたことから、工区によって作業の進捗状況に差が生じ、比較的順調に作業が進んだ工区につきましては、作業終了後も降雪が続いたため、2巡目・3巡目の出動指令を发出した一方、作業が遅延していた工区につきましては、降雪が継続する中で、工区内の作業が一巡しない状況が続いたため、出動指令の継続期間が長期化した工区もありました。

また、この出動指令の継続期間におきましては、事業者との連絡調整を行いながら、作業の進捗状況の把握や必要な指示等について随時確認を行うなど、日々の状況を踏まえた作業管理に努めていたところであります。

さらにこの期間は、低温が継続したことにより、圧雪が日々厚くなる状況となったことから、タイヤショベル等による圧雪の削り取り作業を行うなど、路面状況の改善を図りながら、除排雪作業を進めました。

このように、短期間に降雪が集中するとともに、低温が継続し、作業中にも再降雪が重なるなど、作業負荷が大きく増大しましたことから、比較的早期に一巡できた一部工区を除き、作業が一巡するまでおおむね18日以上、長い工区では25日程度を要したものであります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 答弁の中では、工区によっては18日から、長い工区で25日、異常ですよ。幾ら降雪のときにしばれていても、タイヤショベルは雪を剥げますよ——まあ、いいや。こういう状態に何でなったのか、原因をやはり検証していただきたいと、そういうふうに思います。

次に、除排雪業務を委託している事業者の重機やダンプの台数及びオペレーターの数などの体制について、市ではどのように把握しているのかお伺いをしたいと思います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市では、除排雪業務の委託契約を締結する際に、事業者から提出される作業計画書により、使用する重機の種類や台数、作業体制等の確認を行うとともに、重機及びダンプトラックの一覧並びに車検証等の提出を求めており、作業に使用する機力の把握に努めております。

令和7年11月末時点で、除排雪事業者が本市に登録している重機の台数は、ロータリ除雪車、グレーダー、タイヤショベル等を合わせ985台となっております。

また、ダンプトラックの登録台数は、1384台となっております、このうち、複数の除排雪事業者が重複して登録しているダンプトラックは184台となっております。

なお、本市発注の道路除排雪業務に従事するオペレーター数は、年度による増減はありますものの、おおむね900人程度となっております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 随分いるんだね。それでは、次に行きます。

豪雪時に排雪作業に必要なダンプトラックの確保が課題となっておりますけれども、県や建設業団体、それから南部、雪の少ないところ、ダンプトラックを集める体制を市が取るべきと思うが、その認識を示していただきたい——県は当てにできませんから。昨日、何か文書が来て、県は青森市に関知しませんって書いています。県でなくて建設業界で答弁お願いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

今冬は、排雪ルートとなる幹線・補助幹線道路や工区の排雪作業を実施するため、県が市外の他地域との調整を担う除排雪資機材支援制度、いわゆる応援ダンプを活用いたしましたほか、国から小型除雪機やロータリ除雪車などの除雪機械の貸与を受けながら、道路交通の確保に努めてまいりました。

本市としましては、昨冬及び今冬と2年連続で災害級の降雪となった状況を踏まえ、国・県等と連携を図るとともに、市内他業種の事業者が保有するダンプトラック等の確保に向けた協議を進めるなど、短期集中型の豪雪にも対応できる除排雪体制の再構築に取り組んでまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

さっきも言いましたが、県のほうは当てにできませんからね。何か知事がそういうような声明を出すみたいで。だから、10億円来るっていうのもなんぼ来るんだかも、私も推移を見てみたいなどと思っておりますけれども。多分、県議会でまた問題になると思うんですが。

次に、生活道路の除排雪業務において採用しているシーズン契約方式について、今年度の見直しの概要をお伺いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市で採用しておりますシーズン契約方式につきましては、暖冬や少雪の年においても、除排雪車両やオペレーターなどの体制を確保し、降雪時に迅速に対応できるよう、シーズンを通じた体制維持を目的として導入している契約方式であります。

今年度の見直しの概要といたしましては、委託料の積算に用いる基準となる累計降雪量を400センチメートルとする契約条件の考え方を整理するとともに、シーズン終了時の累計降雪量の実績値との差分に応じて委託料を変更する仕組みにより、降雪量に応じた適切な委託料の支払いを行う仕組みとしております。

この累計降雪量400センチメートルにつきましては、本市の過去の降雪実績を踏まえて設定しているものであり、直近30年間の統計では、シーズン終了時の累計降雪量が400センチメートルを下回ったのは、平成18年度と令和元年度の2回のみとなっておりますことから、本市の一般的な降雪量を踏まえた水準として設定しているものであります。

また、委託料の積算につきましては、県の設計単価表等に基づき、重機運転経費や人件費、燃料費などの単価を用いて算定しており、毎年度、最新の単価表に基づき見直しを行っております。

このような見直しの意図としましては、豪雪時においても安定した除排雪体制を確保するため、事業者が必要な機械や人員を維持できる契約条件とするとともに、降雪量に応じた委託料の支払いにより、公平性と持続可能性の両立を図ることにあります。

本市としましては、昨冬に続き2年連続の豪雪災害に対応し切ることができなかった除排雪体制について、次の冬も豪雪災害に見舞われることを想定しながら、来年度以降の除排雪の実施体制や契約方式の在り方、事業者の選定や評価方法など、総合的かつ抜本的な見直しに向けて取り組んでまいります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今答弁の中にありましたけれども、事業者の選定や評価方法については、定期的に検証していただきたいと思えます。

シーズン契約を5メートルから4メートルにしたことは、やはり今年も6メートル四十何センチメートルぐらいになっておりますけれども、5メートルにしたら1

メートル何ぼやればいいことであって、4メートルにすれば2メートル何ぼで、税金の無駄遣いと私は思っているんだけど。

5メートルって聞いたのは、私ですよ。米塚副市長のときと小山内都市整備部理事のときに5メートルって聞いてみたのよ。5メートルっていうのは10年間の平均だったんですよ。大体5メートルで推移するじゃないですか。去年は多かったけれども、4メートル何ぼだよ。市長が、業者のことを思って、修理代とか御苦労さんという意味で、多分したんだと思うんだけど。

一気に5メートルから4メートルへ下げたというのは、業者を思う気持ちは分かるけれども、おらたち一般市民から見れば、ちょっと税金の無駄遣いかなあと。そう思っております。

はっきり言ってこのシーズン契約は、工区内が設定なんでしょう。工区内を1回なんぼかって設定する方式について教えてください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

全面委託工区のシーズン契約の委託料の積算の考え方ということでもありますけれども、工区内の除排雪延長に、過去の実績を基にした除雪回数を掛けて、そして1キロメートル当たりの除雪単価を掛けております。そういう考え方です。

以上でございます。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 例えば5キロメートルあるときには、タイヤショベルを何台ぐらい突っ込めば6時間で完了するかという計算はしますか。

10キロメートルで大体キロメートル当たり何ぼ——何立米で何キロメートルぐらい処理できると感じていますか——分からないか。多分重機を投入するのは、計算方法は昔から変わらないんだったら、多分2.1立米だと思う。今2.1立米のタイヤショベルは誰も使ってない。今3.2立米が主流だ。2.1立米だったら狭隘路線で使うか使わないかですよ。私の会社でしゃべるわけでもないけれども、うちは全部3.2立米です。ちょっと重機の幅について。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 このシーズン契約の方式を検討するに当たりまして、実際、実証実験しておりました。そのときに、日進量を測るために1時間で何メートル進むかということを調査しまして、そのときは、1時間で800メートル、除雪で使うと、進むという実証実験の結果を基に積算したものであります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ちょっと繰り返すようですけども、重機の大きさは何立米で計算しているんですか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

当時の実証実験したのを基に、今現在の積算基準としておりますが、使用機械はショベル 2.1 立米、バケット幅約 2.5 メートル、これを基にしております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それ、当時と何も変わらないということだ、おらたちやったときの。2.1 立米なんてタイヤショベル今どこにもない。ここから、大体工区の委託料がまず間違っている。

シーズン契約でこれ 500 センチメートルから 400 センチメートルになったんだけど、郊外幹線とか幹線、補助幹線はどうなるのですか、契約変更するんですか。

それとも、時間だから、次、自主判断でやるべきということはあるけれども。ついでに聞きますけれども、郊外幹線とか、こういうシーズン契約のときに、まさか 1 年間に何回やればいいのかというただのそれだけの問題で、雪が多くても少なくても、その範囲内ということになるのですか——郊外幹線についてちょっと。郊外幹線のところで年間何回に設定していますか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。郊外幹線によろしいですか。(大矢委員「はい」と呼ぶ。)

郊外幹線につきましては、シーズン契約を採用しているケースと、出た分——単価払いを採用しているケースがありまして、シーズン契約は当然降雪量等を踏まえての変更になるんですけれども、単価契約につきましては、実際に出動した回数で、そこで単価で精算するということでもあります。

参考までに、郊外幹線の今シーズンの最大は 25 回出動していました。最少につきましては 8 回ということでもあります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ちょっと聞きますけれども、ちょっと私また関連あるんだけど。向野沢線、入内線というのは、シーズン契約ですか、郊外幹線だけでも——これは個別だから分からない。後で終わったら教えてください。

でも、25 回。うちの日報を見たら、27 回出てましたよ。これは出過ぎだなんて。県道なんてのは 2 か月で 55 回も出ていますよ。異常だなんて。どこの会社か分からないけれども、異常な会社があった。

次は、幹線道路については、事業者の自主判断により作業をやらせるべきと思うが、考え方をお伺いいたします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市では、幹線道路を含む市道の除排雪作業につきまして、全市的な交通機能の確保を図ることを目的に、日常的なパトロールや事業者からの情報提供により路面状況を把握するとともに、降雪量、気象状況、前回作業からの経過状況などを総合的に勘案した上で、本市除排雪対策本部におきまして、出動指令を発出し、重機やダンプトラックなどの機力を全市的に調整しながら計画的に作業を実施しております。

本市としましては、幹線道路は、冬期間の交通機能の確保や排雪ルートとして重要な役割を担っておりますことから、現行の出動指令方式は、限られた機力を効率的に配置しながら、全市的な交通機能を維持する上で一定の合理性があるものと認識をしております。

一方で、今冬の降雪状況なども踏まえ、今後、幹線道路の除排雪の在り方や作業手法につきまして検証を行いながら、より効果的な除排雪体制の構築に向けた検討を進めてまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今回、幹線道路をあました業者いますよね。幹線道路を空けないとダンプトラックが走れないんだよ。あました業者も、何であましたのか検証すべきだと思いますよ。

これは、多分、これやっているのは、私が覚えている新城のあれも入っていますけれども、大体旭町、藤田組通り、明の星高校通り、こういうのは市の幹線だよ。浪館通り、中央大橋、八甲田大橋、これは県だよ。一番最後まで道路の幹線が空かなかったのは中央大橋ですよ。2月20日以降まで空かなかった、ずっと。

何か。あるところの偉方が、市が何をやっちゅうんだとかこれしゃべっているけれども、はっきり言って、しゃべっているところの業者が道路を空けないで、それでいて排雪だ排雪だって無理だと思うんだよ。やっぱりこういうところを、幹線はしっかり見てもらわないと困ると思う。これから、市のパトロールも県の幹線を見てくださいよ。市の幹線を県が見て、市が県のあれを監視しないで、多分2億円くらいくれますからって言われたら、ほいほいって来ないか、まあ、来ないか——とにかく中央大橋が一番遅かった。これだけははっきり言って、1番あれですから。世話の多いのも刑務所周りの通りだからね。だから、これは空かないと駄目なんですよ。

刑務所の通りはもう空かない。そこから来て、中央大橋に来ればまた空かない。降りたらまた空かないって、国道まで。国道もひどかったよね、国道7号も、新城で2車線だのさね。こっち4号も栄町行けば2車線だったから、それはしゃあないにしても、なるべくけんかしないで仲よく空けるように頑張っていかなければならないと、そう私思います。

だから、幹線はやっぱり業者に任せて、パトロールはそういうところをパトロールすればいいと思うよ。はっきり言って次——次もしゃべります。

今冬から実施した雪に関する市民相談窓口——コールセンターの実施状況を示していただきたいと思いますが、実施状況はいらないので、一般質問で聞きましたけれども、コールセンターって本当に必要なのかなのか答弁を求めます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

今冬から青森地区におきまして実施をしております雪に関する市民相談窓口につきましては、昨冬の豪雪時に相談電話がつながりにくい状況が発生したことを踏まえまして、相談受付体制の強化と民間ノウハウの活用による市民サービスの向上を目的として外部委託により導入したものであります。

相談内容につきましては、除排雪業務総合管理システムに入力し、本市及び除排雪事業者で共有することで作業状況の把握や対応判断の参考情報として活用しております。

今冬は、集中的な降雪により入電件数が大幅に増加し、電話応答率の低下などの課題も確認されましたことから、来年度に向けて、人員体制の確保や、後処理業務の効率化などについて検証を行いながら、より適切な相談受付の対応体制の構築に取り組んでまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 あら、来年に向けて構築していくってか。コールセンターいらないうってしゃべってるのにさ。

いや、コールセンターは、はっきり言って慣れていないのは分かるんだけど、大体、電話をかけるのは、怒りが募ってしまっていて、もうそこに電話がつながれば、もうしめたと思って、ただ怒っているんだよ。そういう町会長がいっぱいいるから。例の町会長の集まりがある。そういうあれで、何だったもの、コールセンターって何だもんだって、そうなっていますからね。

そういうのは、責任を市の道路維持課が担えばいいのよ、コールセンターにお任せして、コールセンターをこれやるだけで1800万円でしょう。また来年継続していくってか。まあ、コールセンターにも悪いから、話をしている方向に——やるんだばいいよ。来年からまたこういうことあるんだば、まあ、来年私議員でないから、質問に立てないけれども——はい、分かりました、頑張ってください。

それから、地域コミュニティ除排雪制度の概要及び現在の利用状況についてお伺いをしたいと思います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

地域コミュニティ除排雪制度は、地元町会、委託業者、本市の3者があらかじめ除排雪作業の実施方法について協議し、協定に基づき、地域特性に応じた効率的な除排雪作業を実施することを目的として、平成18年度から実施している制度であります。

協定項目としては、排雪のタイミング、日中作業、雪盛り箇所指定、寄せ雪基準、雪弱者対策、違法駐車対策、雪出し対策、歩道確保などが想定されます。

本制度により、地域の実情に応じたきめ細やかな除排雪が可能となりますほか、町会と事業者が連携することで、作業効率の向上にもつながるものと考えており、今年度の利用団体は15団体となっております。

本市としましては、今後も本市ホームページや町会等への周知を行いながら、制度の利用拡大に努めてまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 大矢委員。

○大矢保委員 地域コミュニティーをやっぱり広げていかないと、出し雪がすごい。

青葉町会、それから、木下委員どこだっけ。あのジャスコのところの横さ流れる、あれも幹線だと思っただけれども。全然、悪いんだじゃ、出し雪が多過ぎるんだよ。だから、轍ができてしまって、バスも傾くというのはそういうことだと思っただよ。特にひどいのが桜川町会。私も桜川町会の元住民だから分かるんだけれども、あの本通りがはっきり言って、もう出し雪で、もうバスの交差ができない。あれはバスの順路を変えればいいんだよね。こっち行って、こう行ったらこうってき。「こうだば分かんねえ」と呼ぶ者あり）こうって言われても分からないって。いや、バス事業者はそれくらい部長は頭ねば、路線つくられないや。だから、それは竹山委員と相談しながら、つくっていただきたいなど、そのように思います。

これで質疑を終わりますけれども、やはり工区はね、昔あったとおりにグループ制度をつくってほしい。南部、西部、北部とか東部とか、その中でも2つに分けるとかして、そこに今度グループ長をつくって、グループ長が全部指示を出す、これで出すべきだと思いますよ、市役所できないということ。

元請はいいけれども、元請から下請さなんもいかないって、それで出ない業者がいっぱいいるんだから。下請業者だなんて重機とかダンプトラックの要員はうちへ帰ってしまうから。それで、酒を飲んだりなんかしてれば、芸のつくもんねえ。

だから、グループ制度はやっぱりつくるべきだと思いますよ。そのグループ長にね、責任を持ってもらうというこれ、いつの間にやら、なくなったんだけれども、これは私発案したんだよな。勝手になくすな。

それから、各議員からね、学校の校庭、雪捨場にしたらどうかって、あれは絶対やめるべきだと思いますよ、はっきり言って。学校の校庭に雪を投げていて、何も修理やんなかったら、子どもは破傷風にかかるよ。青森北高校ラグビー部、青森市営野球場に雪を投げさせてもらってたときに――雪を投げさせてもらってたって、

勝手に投げてたんでしょうね。だから、次の春、破傷風が2人出たよ、1人死んだ。あれはやめるべきだと私ずっと思っている。

雪捨場がなかったらさ、海でなくてもっと郊外に行けばいいんでねえの。結構あるよ。高田、荒川、あっちいっぱいある。例えば堤川の河口辺りも、あれあそこだけでも、中流辺りさ行けば、結構あそこさ寄せるところいっぱいあるよ。そういうことを考えてよ。河川なら県の許可を得ればいいんでしょう。今、津島淳衆議院議員も国の空き地を探すってしゃべっているけれども、当てにできないから、ねえから。

それから春がもう来ましたので、うちのほうでは、田んぼや畑の雪を早くどかしてほしいっていう要望がきています。それから、来年に向かっては、雪捨場の確保だよ。ない。学校の校庭は雪捨場には使わない。それから、あれだね。やっぱり、業者を見て、検証して、本当にこの業者ができるのかできないかって。あんまりにも工区が多いから、割り振りしたのはいいんだけど、顔ぶれ見て、これきんだかどうなのかってやっぱり見ていかねば。ただの割り振りだったら、誰でもできると思うよ。

昔、元直営をやった人が行ったらいいじゃん。前をしゃべれば小野さんとかさ。あの人たち直営経験した人だよ。土岐理事はさ、何か除雪に関わったことあるの、書類だけでしょう。屋根の雪下ろしたことないべ。

もう少し雪に対して、真剣に考えていかないと。これ、来年からできないと思いますよ。私もさ、隣近所の人にはあれですよ、間口除雪とかタイヤショベル持って行って、道路つけたりしてあげてるから、今でも。もう75歳になりました。まだ健在です、オペレーターとして。（「免許持ってるんだか」と呼ぶ者あり）免許何歳で取ったと思ってるの——ああ、免許の点検もさねばまいねな。持っていない人もいっぱいいるみたいだよ。来年は雪が降らないように祈って、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 創青会、館山善也です。よろしくお願ひいたします。

それでは、第80回国民スポーツ大会について質疑いたします。

10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費に関連しまして、第80回国民スポーツ大会について、その概要をお示しく下さい。よろしくお願ひします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 館山委員からの第80回国民スポーツ大会開催事業の予算の概要についての御質疑にお答えいたします。

第80回国民スポーツ大会は、本年9月から10月にかけて行われ、本市においては、陸上競技、水泳、テニスなど14競技を開催し、現在、大会の成功に向けまして、県や競技団体と連携しながら各種準備を進めております。

令和8年度の第80回国民スポーツ大会開催事業に係る当初予算案につきまして

は約 24 億 4238 万円を計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

主な内訳についてであります。競技会運営に係る経費といたしまして、各競技会場の設営・撤去や警備などに係る経費として約 17 億 7830 万円、本大会におけます選手・監督等の輸送実施業務や宿泊施設の調整業務などに係る経費といたしまして約 3 億 4581 万円、6 月に開催されますスポーツクライミングのリハーサル大会に係る経費として約 1 億 3454 万円、機運醸成に係る経費といたしまして、小・中学校の児童・生徒によります学校観戦や応援のぼり旗の制作、競技会場におけます歓迎装飾の設置、ボランティア活動に係る経費といたしまして約 7813 万円、ラッピングバスの運行や観戦ガイドブックの制作、SNS やデジタルサイネージ等での情報発信などに係る経費といたしまして約 2776 万円、行幸啓・お成り対応業務に係る経費といたしまして、ロイヤルボックス等の設営・撤去や特別警備などに係る経費として約 7380 万円となっております。

○蛭名和子委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

約 24 億円もかかるということで、当初約 24 億円かかるのであれば、議員としてもこれに携わるべきだと思ひまして、特別委員会の設置を要望しましたけれども、各議員からは、国スポは県の事業だということで蹴られまして、今に至っております。

ただ、リハーサル大会も含めて、約 24 億円を無駄遣いしないように使っていただきたいと思っておりますし、また、子どもたちに観戦の機会を設けるということも含めて聞いておりますので、続けて頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

次に、スポーツ施設機能整備事業について、10 款教育費 6 項保健体育費 2 目体育施設費に関連しまして、スポーツ施設機能整備事業についてお尋ねいたします。その概要を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 館山委員からの——（仮称）新青森市屋内グラウンド整備の検討状況でよろしいですか。

〔館山善也委員「いいです」と呼ぶ〕

○工藤拓実経済部理事 ——についての御質疑にお答えいたします。

青森市屋内グラウンド——盛運輸サンドームの移転につきましては、令和 6 年 9 月の統合新病院の整備場所に関します青森県知事と青森市長の会談によりまして、青い森セントラルパーク地区に移転整備することを基本とすること、整備等の費用については県が市に協力することと整理されました。

また、昨年 3 月に策定しました共同経営・統合新病院に係る基本計画におきまし

て、現在のサンドームについては、代替施設が完成・移転後に解体工事に着手することとしております。

本市では、新たなサンドームに必要な規模や機能等について検討するため、今年度、(仮称)新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議を設置し、これまで4回会議を開催いたしました。

主な検討結果といたしましては、主練習場の規模につきましては、サッカー、軟式野球などの試合が可能となる、現状の約1.5倍の8500平方メートル程度とすること、主練習場の床につきましては、利用の幅が広がることを見込めるため、現状の土から人工芝とすること、ジョギングコースの規模につきましては、現状の1周300メートル、幅2.0メートルから、1周350メートル程度、幅2.5メートル程度とすることなどと整理されました。

また、本年1月19日に開催いたしました住民等説明会におきましては、(仮称)新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議での検討結果について説明し、参加いただいた皆様にはおおむね御理解をいただいたところであります。

こうした中、新たなサンドームの整備に当たりましては、財政負担の軽減を図るため、公共施設等に係る全体の統一的なマネジメントの取組方針を定めました青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、周辺既存施設との統合によります複合化等についても検討してきたところでありますが、その検討に一定の期間を要していること、また、これまでの有識者会議で整理された意見においては、新たなサンドームは規模・機能が拡充となること、さらには、今般の豪雪への対応などもあり、今後の財政負担を踏まえますと、整備内容などの検証が必要なことから、年度内に策定を予定しておりました整備方針につきましては、来年度のできるだけ早い時期の策定を目指していくこととしたものであります。

本市といたしましては、現在のサンドームが多くの皆様にご利用されていることから、新たなサンドームが市民の皆様にとりまして利用しやすい施設となりますよう、県や関係団体等と連携するとともに、統合新病院の整備に係る検討状況も見極めながら取り組んでまいります。

○蛭名和子委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

報道で知りました。有識者会議を行って、市民の意見を聞いているというところでは、当然ながら、今の——現在のサンドームの移転に当たりまして、必要な要望を聞くというのは大事だと思うんですけども、あまり聞き過ぎると、これ、小さくしろという言い方はないと思うんですよ。必ず施設を大きくしろというところですので、今回の豪雪に対してお金を使ったというところで見直すところも必要ですし、ある程度制限を持って、対応していただきたいと思いますので、これは要望させてもらいまして、スポーツ施設については以上です。よろしくお願いします。

それでは、除雪対策についてお尋ねいたします。

2款総務費 1項総務管理費 4目企画費についてお尋ねいたします。

今回、除雪、かなり一般質問等も含めても、今回の予算特別委員会でも、かなり多くの委員から質疑があるということは重々承知しておりますので、関連してお聞きしたいと思えます。

81年ぶりの大雪で、報道で知りました。大変降ったんだなと思いましたがけれども、青森——これは肌感覚でなんですけれども、青森では12月までは、いい正月を迎えそうだなという形から、1月大雪、2月大雪、それで2月の後半には、もう春になっているというところから、私の肌感覚ですけれども、ここ二、三年は青森の雪質も変わってきているんじゃないかなと、降り方が変わってきているんじゃないかなと思っているところでもあります。

実際16回、この除雪事業というのに携わることができまして、拝見すると、その頃には、もう出来上がっていた事業費——事業体系であると。多少、コールセンターを含めて青森の支出が変わってきているにしても、基本は同じというところでもありますので、抜本的に——81年はここに——議場にはいらっしやらないと思えますけれども、今の青森市に合っていないんじゃないかなと。

西市長も申された——言ったとおり、見直しが必要だということですので、この一、二年は青森の降り方も——雪の降り方も変わってきているところから、事業変更していくということが必要じゃないかなと思っております。

また、市民からも要望どおりいかないことで批判が集まりました。これは市長にもそうですけれども、我々市議会議員にも同様であります。本腰を入れて、真剣になって、この除雪体制を構築することが必要だと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

それでは、さっき大矢委員から話がありましたコールセンターについては、もうお聞きしたので大丈夫だと思いますが、コールセンターは次年度も行うということですが、市民に対して、満足度向上のため来年度どのような体制を考えているのかお聞きいたしたいと思えます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 舘山委員の雪対策についての御質疑にお答えをいたします。

今年度から青森地区において実施をしております雪に関する市民相談窓口につきましては、昨冬の年末年始の豪雪の際に、雪に関する相談電話がつながりにくいという状況が発生したことなどを踏まえまして、市民からの相談受付体制を強化するとともに、民間ノウハウを活用した電話対応により市民サービスの向上を図ることを目的として外部委託により導入いたしました。

相談内容につきましては、市が整備しました除排雪業務総合管理システムへ入力して、本市及び除排雪事業者で共有することにより、除排雪作業の状況確認や対応の参考情報として活用しております。

今冬の運用におきましては、1月下旬以降の集中的かつ継続的な降雪により入電件数が大幅に増加し、電話応答率が低下するなどの課題が確認されたところであります。

この要因といたしましては、オペレーター職員の疲弊による人員不足が発生したことや、電話応対後の相談内容のシステム入力など後処理作業に時間を要していることなどが挙げられます。

本市としましては、受託者からの聞き取りや実態の検証を行いながら、来年度に向けて、豪雪時においても対応可能な人員体制の確保、相談内容の入力など後処理業務の効率化、対応マニュアルの再整備及び充実などについて改善に向けた見直しを進め、市民から寄せられる相談に適切に対応できる体制づくりに取り組んでまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

コールセンターの実績を聞こうと思ったんですが、先ほどお聞きしたので結構ですけれども、大矢委員もおっしゃっていましたが、コールセンターは本当に必要なのかなと思っております。1年やってみて失敗であれば、交代することもやむを得ないなと思っておりますし、今まで答弁を聞いて、こういう疲弊により人員不足が発生したとかということはないですね。雪が降っているのも確かにそうなんですけれども、コールセンターの必要性について、やはり問うていきたいと思っております。

また、市民の方の要望としましては、なかなかつながらないとか、実際につながっても心が籠もっていないという形があったり——それは主観ですけれども、ただ、言われる内容としては、そうだなと思うところがありますので、やはりコールセンター自体が機能していないんじゃないかなと思いますので、ここはちょっと検討してもらいたいと思っております。

また、次に、市民満足度向上のために、来冬に向けてどのような対策を練っているのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市としましては、昨冬に続き2年連続で豪雪災害への対応において除排雪作業の遅延が発生したことを重く受け止めており、次の冬も豪雪災害に見舞われる可能性を想定しながら、来年度以降の除排雪体制について見直しを進めていく必要があると認識をしております。

体制の見直しに当たりましては、昨年9月に取りまとめた豪雪災害白書において整理した課題や今後の方向性を踏まえ、出動指令の運用、除排雪作業の実施方法、除排雪事業者との連絡体制などについて見直しを進めております。

コールセンターにつきましては、今冬の運用において確認された課題を踏まえ、受託者からの聞き取りや実態の検証を行いながら改善に向けた見直しを進めることとしており、本市としましては、これらの改善項目を早急に整理するとともに、除排雪指令状況の公開をはじめとする市民向け情報提供の改善を図るなど、来年度に向けた除排雪体制の再構築に向けた取組により、市民の皆様の満足向上につなげたいと考えております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

見直しの運用方法についてなんですけれども、ある業者から言われたのは、除雪費が会社に入るのは2か月遅れというところですので、1月——今年で言えば、今冬で言えば、12月はほとんど雪が降らないで、ほとんど出ていないと。1月、あれだけ雪が降ったのに、ただ働きみたいな形で、いずれは入ってくるでしょうけれども、実際、赤字を食いながら2月に入金になるということで、2月の中盤ぐらいに電話が来たんですが、まだお金が入っていないんだよという形です。

事業者のことを考えて4メートルに下げたのはいいものの、金額自体も毎年度見直していくというところなんですけれども、実際4メートルに変えたのはうれしいんですけども、金額も下がったということを申す業者もおりました。

見直しの部分なので、どうか分からないんですけれども、入金が2か月遅れと、その単価の金額ですか——については、もう少し考える余地もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、前払いのほうでしているじゃないかと言いますけれども、実際は、1月は、かなり大雪なので、もう、ガソリン代も赤字食いながらやっている業者もおりました。その業者のことを考えれば、多少払う金額を払うんですから、前払いの形を取って、いろいろ対策があると思いますので、そこはぜひお願いしたいかと思います。

次に行きます。市と県と完了の基準に——基準が違うとあったが、具体的に示していただけますか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業の完了の判断につきましては、県が管理する国道・県道と本市が管理する生活道路では、道路の役割や管理方法が異なりますことから、それぞれの管理者において基準等を設けております。

本市の除雪水準は、青森市雪対策基本計画におきまして、道路幅員が6.5メートル未満の生活道路は、救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保するとしております。

今冬、県が財政支援の対象とするといいただきました本市の事業者間で実施する応援除雪の30工区のうち、20工区を県が完了確認しており、8工区で一部に未実施及

び不十分な箇所があるとの指摘であったものの、指摘の箇所の中には、本市の除雪対象外である個人のお宅、路上駐車のため作業ができなかった箇所のほか、作業後に屋根からの落雪により路面に雪が残っているものなども含まれておりましたことから、本市では8工区のうち、対応が必要であると判断した箇所について手直し作業を実施いたしました。

今般、県が実施した完了確認の基準について、県に確認しましたところ、県では、本市における生活道路に適用できる基準がないため、県のパトロールの視点で現地確認を行ったということでありました。

以上であります。

○蛭名和子委員長 館山委員。

○館山善也委員 作業の実施が県と市と違うというところと、また、生活道路がないため基準はなかったと県が言っているんですけども、報道で見ると、何か市のほうがすごくやっつけられて、県の言いなりになっているような感じを受けたんですよね。基準がないんだったら、何を言っているんだと思うんですよね。逆にそれを言われっ放しというか、見たら、8工区のうち必要だと思ったところを処理したと言っていますけれども、実際は屋根の——屋根雪だったりとか、そういったところが含まれ——駐車場から勝手に飛び出たとかあって——になっているので、基準がないのであれば、その旨は伝えたほうがいいのかと思いますし、理路整然と話をしたほうがよかったなと思っております。また、県のほうにも当然お願いする立場になっていると思いますけれども、実際、そこが適切だったかどうかは判断に迷うところがあると思います。

私の知り合いで事業者の話をしましたけれども、ほかの事業者なんですけど、今回——今冬、7回実施しているという形なんです。それで、7回出ていても、ほかの業者は2回で終わっていますよという業者もあったそうなんです。実際、1回出ると、そこは狭隘道路も扱っていますので、1回出ると300万円ほどかかるんですって。実際に2回って言いましたら、月1回ですよ。7回と言っても、1周するまで時間がかかりますので、そういう、かかるというところですよ。

それで、実際、今回7回出て、会社としては成り立つのかという話をしたときには、実際幹線で出来高払いがあるので、うちは何とかやっていると。幹線と狭隘道路と含めているので事業として成り立っているけれども、これは狭隘道路だけだとつらかったらうねという話をしておりました。

公共事業で業者に負担をかけるということは、私はおかしいと思うんですよね。多少潤いがなければ会社も成り立ちませんし、公共事業ですから、単体の狭隘であっても見直すべきだと思っておりますし、もし、回数が多く必要なのであれば、必要な分をこちらから用意するという形を取ったほうがよろしいかと思っておりますので、一応、その業者の意見としてはそうです。

また、ダンプトラックがないとかということ、その業者は言ってませんで、言っ

ているのは雪捨場だと。そちらの業者は市の西側なんですけれども、油川埠頭と沖館の旧船の博物館の裏のほうに行ってくると思うんですけれども、そちらを主に使っているということなんです。それで、大事なのは、雪捨場までの経路が1車線だったり、2車線になったり——なることが非常に問題があるというところですので、まずは、やはり市民の方にも分かってもらいたいのは、まず、雪捨場が大事であって、雪捨場の雪処理をどうするのか。これが旧船の博物館と油川埠頭で同じ業者が担っているというところですので、今回のような大雪であれば、張りついて雪処理をどんどんしていく。また、雪捨場までの動線をしっかり確保するというところで、西市長も、報道にはなかったんですけれども、1シーズン50回ぐらい見に行き対応を考えているということでしたので、まず、その動線の部分、県と市と交わっているところがあると思いますが、そこを確保した上で狭隘道路という形を理解してほしいと思いますし、私らのほうでも、事業体制としては、やはり雪捨場が大事だということを考えてもらいたいと思っております。そういうところがしっかりすれば、除雪もそんなに怖いわけじゃないので、対応できるんじゃないかなと思います。

今回、話が——所見ですけれども、百条委員会を提案しております。2月の二十——開会日前に提出するという形がありますので、出させてもらいましたが、よく市民の方から——議員の方からも電話がありまして、おまえたち市長の首を取る気かという話をされましたが、そうじゃないと。百条委員会はいろんな側面がありまして、よく報道で出るのは、どこどこ、知事の首を取るためとか、どこどこ市長の首を取るためとかという形で、責任の追及で使う面と事業費でも使うという形がありますので、今回の百条委員会は個人の責任の追及ではなくて、この除排雪事業費を——事業をしっかりとっていくと。事業をしっかりと見ていくための百条委員会であり、罰則規定を設けて、議員の強い権限をもって事業を解明していくと。その上で新しい事業展開が必要だと私らは考え、今回の行動に移りましたので、繰り返しになりますが、決して市長の責任を追及するのではないと。除排雪事業で不明確な部分を明確にしていく、そこに責任を持ってやっていくということが大事なものですから、そこを理解の上、取り組んでいきたいと思っておりますので、お願いいたします。

これで終わります。以上です。

○蛭名和子委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブ、木下靖です。

令和8年度当初予算において、予防接種事業費6億3491万1000円が計上されていますが、令和8年度の高齢者带状疱疹予防接種事業及び高齢者肺炎球菌予防接種事業、加えて、子どものための予防接種事業の概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 令和8年度の高齢者带状疱疹及び肺炎球菌予防接種の実施

概要についての御質疑にお答えいたします。

まず、高齢者带状疱疹予防接種の実施概要であります。対象者は年度内に 65 歳となる方、5 歳刻みで 100 歳までの方などを対象に実施しております。自己負担金は 1 回につき、生ワクチンの場合は 4430 円、不活化ワクチンの場合は 1 万 1030 円としております。また、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は自己負担金無料としております。

対象となる方へは 3 月下旬に個別にお知らせと予診票を送付することとしており、4 月 1 日以降、希望される方は、当該予診票を医療機関へ御持参の上、接種することとなります。

次に、高齢者肺炎球菌予防接種の実施概要であります。対象者は満 65 歳の方などを対象に実施しており、ワクチンが従前のものより効果の高いワクチンに変更になることに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以降に接種される方は、自己負担金がこれまでの 2210 円から 2930 円に変更になるものであります。

また、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は自己負担金を無料とすることとしております。

対象者へは 65 歳の誕生日を迎えた翌月上旬にお知らせと予診票を順次発送することとしておりまして、接種を希望される方は、当該予診票を医療機関へ御持参の上、接種することとなります。

○蛸名和子委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 木下委員からの子どものための予防接種事業についての御質疑にお答えいたします。

本市における子どものための予防接種事業は、国におきましてワクチンの有効性・安全性が確認され、加えて、健康被害の救済措置が担保される予防接種法に基づく定期予防接種を対象とし、全額公費負担により、医療機関において実施しております。

令和 7 年度におきましては、13 種類の予防接種を実施しており、その主な実績といたしましては、令和 8 年 1 月末現在におきまして、五種混合ワクチンが 3310 件、小児用肺炎球菌ワクチンが 3594 件、ヒトパピローマウイルスワクチンが 1756 件などとなっております。

なお、令和 8 年度からは R S ウイルスワクチンを追加し、予防接種事業を実施する予定としております。

○蛸名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

まず、带状疱疹予防接種につきましては、対象が年度内に 65 歳になる方から 5 歳刻みで 100 歳の方までということで、今年度といたしますか、私はちょうど 65 歳だったものですから、年度内に 65 歳になる人が対象だということで、昨年 4 月と 6 月、早速ワクチンを打ってまいりました。

それで、昨年6月の予算特別委員会だったかな——私のほうから申し上げたのが、意外と65歳から5年刻みで公費助成がされるんだけれども、そのチャンスというのは生涯に1回こっきりだということを知らない方が多いと。何か65歳過ぎたら、毎年そのチャンスがあるのかなと勘違いされている方が多いので——ということで申し上げました。

私も同い年というか、同期と会う機会があると、その都度、そのことを伝えて、何人か、ああ、そうなのかということでワクチンを打ってきたようです。なので、まだまだこれについてはPRが必要かなというふうに思います。

次に、肺炎球菌予防接種のほうで、これは対象が満65歳の方などというふうになっていまして、带状疱疹と違いまして、誕生日から——65歳の誕生日から次の年の誕生日を迎える前日までと、その1年間有効ということで、接種ワクチンの効果のより高いものに変更になるということで、自己負担金が若干増えるんですけども——これについては私事ですけども、まだ打っていないんですけども——効果の高いワクチンを打つと、何だか生涯効き目があるみたいな話ですので、これは誕生日を迎える前に、ぜひ接種したいなというふうに考えております。

子どものための予防接種、これは13種類あって、令和7年度の実績を伺いました。それで、令和8年度からはRSウイルスワクチンを追加するということでしたが、それでは、高齢者対象の高齢者带状疱疹予防接種事業及び肺炎球菌予防接種事業、これの令和7年度の接種状況、これをお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度の接種状況についてです。

初めに、高齢者带状疱疹の予防接種につきましては、本市の対象者1万9554人に対しまして、令和8年1月末時点の数字となりますが、生ワクチンの接種人数が1446人、不活化ワクチンの接種人数が5982人、うち2回接種された方が2549人です。接種率20.4%となっております。

次に、高齢者肺炎球菌の予防接種につきましては、対象者3866人に対しまして、令和8年1月末時点の数字ですが、接種人数は707人、接種率18.3%となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 高齢者対象のほうの令和7年度の1月末時点での実績を伺いました。

带状疱疹ワクチンについては、対象が1万9554人、生ワクチンの接種——1回で済むというやつですね、これが1446人、不活化ワクチン——2回必要だということで、2回目を接種された方が2549人ということで、1446人不足2549人を1万9554人で割って約20.4%と、1月末の時点での接種率ということでした。

肺炎球菌ワクチンのほうは、同じように対象が 3866 人のうち接種人数が 707 人、接種率が 18.3%ということで、どちらも带状疱疹のほうは 3 月末までありますし——2 か月ですよ。あと、肺炎球菌のほうは対象者の誕生日を迎えるまでの期間がありますので、多少、接種者は増えるものと思います。

予防接種に関しては、これで終わります。

次に、医師確保対策特別事業について、事業概要とこれまでの実績をお示ください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 医師確保対策特別事業の概要と実績についての御質疑にお答えいたします。

医師確保対策特別事業は、本県における深刻な医師不足を解消するため、県内高校出身の弘前大学医学部入学生に対し、入学料・授業料等の修学資金を貸与し、一定期間、県内自治体医療機関等へ勤務することにより、返還を免除するものであります。

この修学資金の支援につきましては、青森県国民健康保険団体連合会が実施主体となりまして、県及び本市も含めた県内市町村がそれぞれ経費を負担しております。

令和 8 年度の人口割合に応じた本市の負担額は 741 万 5833 円となっております、当初予算案に計上しております。

実績であります、本制度を利用して県内医療機関に勤務している医師は令和 7 年 1 月 1 日時点で 174 名となっております、本県における医師確保に貢献しております。

引き続き、県及び弘前大学との連携を密にし、地域医療の充実に努めてまいります。

以上です。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 県内高校出身の弘前大学医学部入学生を対象にということで、修学資金を貸与、一定期間、県内の自治体医療機関への勤務で返還免除ということでした。実績もお伺いをしました。

それでは、この修学費貸与ですけれども、学生 1 人当たりの貸与額及び県内の自治体病院等への勤務により、返還が免除されるまでの期間、これをお示ください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、支援の額につきましては、入学料・授業料分となっております、6 年間の学費の合計が 349 万円余りとなっております。そのほか、特別枠として、月 10 万円、奨学金もあります。

あと、返還の免除の期間ですけれども、県の募集要項によりますと、卒業後、支援期間の 1.5 倍の年数について指定の医療機関に医師として勤務するということとなっております、基本的には修業年限の 6 年の 1.5 倍——9 年間勤務すると免除

となります。

以上です。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 分かりました。医師確保対策特別事業については、これで終わります。

次に、青森操車場跡地周辺整備事業について、この青森操車場跡地——新駅の調査ということなんですけれども、この青操跡地といいますか、青操跡地——新駅については、平成8年3月に策定された本市の最上位指針である市総合計画「わたしたちのまち 青い森 21世紀創造プラン」において、既にその構想が記載をされていました。これは——この平成8年というのは、県と市が、この青操跡地を共同購入する以前の事です。

これまでも市と県、それぞれに新駅の需要予測をしてきた経緯もあります。ただ、その結果には大きな乖離があり、いまだ設置の合意には至っていません。

現在の検討状況をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 新駅整備に向けた検討状況についての御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地への新駅整備につきましては、これまで、青い森鉄道線の鉄道事業者である県に対し要望してきたところであり、令和2年度からは、より専門的な見地から調査、検討を進めるため、青森操車場跡地新駅整備勉強会を行ってまいりました。県と連携しながら新駅整備の諸課題の共有や意見交換等を行ってまいりました。

また、令和6年9月16日に県知事と市長との会談におきまして、統合新病院の整備場所につきましては、浜田中央公園・県営スケート場周辺を整備候補地とすることとして合意し、この合意に伴う課題解決のための具体策の一つといたしまして、公共交通の整備に向けて、青い森セントラルパーク地区への新駅整備につきましても、県と本市が連携・協力し、進めていくことを確認いたしました。

令和7年度は、県との勉強会を3回開催し、青森操車場跡地周辺に関する情報共有や意見交換を行い、同跡地への（仮称）新青森市屋内グラウンドの移転整備や統合新病院の開院等の環境変化を踏まえ、新駅の需要想定等について改めて把握する必要があることを県と本市で確認したところであり、令和8年度は、同跡地への新駅整備の検討に向けた基礎資料とするため、県と本市が連携して需要予測等調査を実施することとしております。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 まず、令和6年9月16日に知事と市長の会談があり、そこで、県と市が連携をして、協力して進めていくことを確認したと。それに基づいて、令和7年度は勉強会を3回実施してきたということでありました。それで、令和8年度においては、連携して需要予測等調査を実施すると。

改めてということで、(仮称)新青森市屋内グラウンドの移転整備や統合新病院の開院などの環境変化を踏まえて、この新駅の需要予測をするということですが、その需要予測等の内容についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 需要予測等調査につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

来年度、県と連携して実施を予定しております需要予測等調査では、同跡地への(仮称)新青森市屋内グラウンドの移転整備や統合新病院の開院等の環境変化を含めた需要調査のほか、概略施設整備計画や概算建設費などの技術的検討、採算性の検討等となっております。

本市といたしましては、引き続き県と連携しながら、新駅整備に向けて取り組んでまいります。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 環境変化を踏まえた需要調査ということで、過去においてもその需要調査というのはしたんですけれども、過去の調査に比較して、どれくらい変化を見込めるのかというところを注視したいと思います。それによって、先ほど都市整備部長のほうから答弁がありました採算性の検討とここに影響してくるものだというふうに思います。

今後の検討に期待します。これについては、これで終わります。

続きまして、青森市公共交通最適化事業について事業概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市公共交通最適化事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市地域公共交通計画に基づく施策といたしまして、今年度、委託業務によるモビリティデータ等連携基盤構築事業を実施し、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、デジタル技術を活用し、青森市営バス、青森市市バス、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」における地域連携 I C カード——A O P A S S や現金乗車の乗降データ、路線ごとの運行情報等の既存の公共交通機関の利用状況や、携帯電話の G P S 位置情報データから得られる人流データ等の収集、公共交通の現状分析等を行い、社会情勢の変化に対応した持続可能な公共交通の在り方を検討するためのシステム構築を行っております。

青森市公共交通最適化事業につきましては、このモビリティデータ等連携基盤を活用し、本市公共交通の効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた検討のため、これに係る経費を令和 8 年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいております。

本事業では、市民の移動の足として、通勤、通学、買物、通院など市民生活に欠かせない重要な役割を担っている本市公共交通を確保、維持していくために、今年

度構築するモビリティデータ等連携基盤を活用して、青森市営バス及び青森市市バスにおける需要と供給のミスマッチや小規模需要地域と見込まれる路線につきまして、1つに、各系統及び各便におけるバス停留所間ごとの通過人員数の最大人数、最少人数、平均人数等の可視化、2つに、各系統及び各便の利用傾向や利用者が著しく少ない区間の把握を進め、当該結果を地域住民の皆様と、既存のバス路線の利用実績をはじめ、利用目的や生活行動範囲を共有するとともに、バス路線に対する改善項目の洗い出しを行う予定であり、移動ニーズに対応したバス路線や車両サイズ等の最適化や、他の交通モードの導入・転換等、当該地域における生活交通の在り方について、地域住民の皆様との意見交換等も踏まえながら、本市公共交通の効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて検討してまいります。

○蛸名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク構築に向けてモビリティデータ等連携基盤を活用するということでした。

私もちょうど1年ぐらい前に、交通系のICカードといいますか——あれを持ちまして、以来、青森市営バスを利用する機会が非常に増えました。というのは、以前、なぜ利用しなかったのかということになると、乗車券を取る分にはいいんですけども、降りる目的地まで来て、この乗車券の番号だと幾らかと見て、小銭を確認して、なければ両替しなきゃいけないというのが非常に煩わしいというのがあったんですけども、そのICカードがあれば、乗車時にタッチ、出るときにもタッチすれば済むということで、非常に利便性の高い交通手段だなというふうに思っています。

それで、私の場合は、家から利用する停留所、私の場合はサンロード青森前停留所というところを使うんですけども、大体家から距離にして800メートルで、私の年であれば、そんな気にならない、七、八分歩けば着くというところなので、非常にその停留所は便数も多いですし、利便性が高いということなんですが、地域に住んでいる高齢者の方も、やはり青森駅方面に買物に行ったりするのに市営バスを使っているらしいのですが、その方がお使いになっている最寄りのバス停というのは、南中学校停留所というところで、そこから出ているバスというのは、朝7時30分頃の便が、今だと1便のみと。その方の家からだと、どうでしょうね——300メートルぐらいですかね。ただ、朝7時半のバスに乗っても、駅前に来て店はどこも開いていません。あとはないんですから。その方の家からだとサンロード青森前まで来れば、いっぱいあるんですけども、大体1キロメートルぐらいあると。80歳過ぎた方に1キロメートルぐらい歩いてバス停までというのは非常に厳しいものがあります。

あと、ほかの市民の方から聞いたのが、青森市のバスというのは駅方面等に向かうのは非常に便利なんだけれども、東西方向に移動するのは不便だと。具体的には、問屋町に住んでいる方なんですけれども、問屋町から荒川方面に行くのに、一旦、

国道まで出て、それからまた南のほうに行く——荒川方面だとあれですかね、問屋町から市役所辺りまで乗って、そこからまた乗り換えて、南に行くバスに乗り換えなきゃいけないということで、非常に不便だという話を聞きました。

ただ、今ある路線というのは、当然採算性だとかを考えて設定されたものでしょうし、採算の取れない路線を増やすというのもまた酷な話ですので、なかなか難しいところはあるんですけれども、今後の路線の編成とか新設したり便を増やすということについて、需要があるかないかを把握する、調査するということは非常に大切な点だと思います。

そこで、現在のバス路線の利用状況や新たな需要動向については、どのような方法で把握をしているのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 木下委員からの各路線の利用状況や新たな需要の動向の把握についての御質疑にお答えいたします。

市営バスの各路線の利用状況につきましては、各系統や各便、各停留所間で利用されたAOPASSなどのICカード情報及び現金利用者の整理券情報などによる乗降者数のデータから把握しております。

また、新たな需要につきましては、町会などの地域からの要望のほか、一般公募により採用いたしましたバスモニターの御意見や、バス路線沿線の学校の関係者への聞き取り及び学生を対象としたアンケート調査などから、その把握に努めております。

路線を新設する際には、把握した利用状況や新たな需要のほか、医療や商業等の都市機能が集積する地区拠点区域へのアクセス性の向上等のまちづくりの視点も考慮し、総合的に検討・設置することとしております。

今後におきましては、これまでの考え方に、現在、都市政策課で進めておりますモビリティデータ等連携基盤を活用して得られたデータも加えまして検討を行うことで、移動ニーズに対応したバス路線や車両サイズ等の最適化など、さらに利便性の高いサービスの提供に努めてまいります。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 新たな需要に関しては、町会等の地域からの要望、あと、バスモニター、学校関係者への聞き取りと、あと、学生のアンケート等で募っていると。路線の新設に関しては、新たな需要のほか、まちづくりの視点というものを考慮して検討しているということでしたが、今後、公共交通の最適化を図るという上では、現在の市営バスの路線編成とか便数のみではなかなか難しいところもあるのかなというふうに思います。

例えば、オンデマンド交通であるとか、他の交通手段等も含めた方策を検討し、交通弱者にとっても利便性の高い交通体系というものを検討していただきたいということを要望して、この項は終わります。

次に、街路整備事業について、3・2・2号内環状線浜田工区及び3・4・23号浜田豊田線に3億4802万円が計上されていますが、令和8年度におけるそれぞれの予算内訳と事業内容をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木下委員の街路整備事業についての御質疑にお答えをいたします。

都市計画道路3・2・2号内環状線浜田工区は、一般国道7号青森環状道路の桑原地区から浜館、浜田、三内地区を經由してフェリー埠頭に至る、市街地の東西を結ぶ骨格的な道路として、交通ネットワーク上、重要な路線であり、延長約12キロメートル、幅員30メートルの環状道路であります。このうち浜田工区は、主要地方道青森浪岡線の見性寺付近から一般国道103号の浜田小学校付近までの約620メートルの区間であり、平成15年度から事業に着手し、これまで浜田小学校南側の一部で道路改良工事や地盤改良工事を実施し、平成29年度には歩道約100メートルを供用開始しており、用地買収につきましては、一部支障物件が残っているものの、契約は締結済みとなっております。

令和8年度の事業費は2億7736万4000円で、事業内容は水道部所管の雨水幹線の移設補償及び地盤改良工事などを予定しております。

都市計画道路3・4・23号浜田豊田線は、青森県立青森中央高等学校東側を起点とし、浜田ニュータウン東公園付近を南側に折れ、市道大野浜田大通り線と交差し、一般国道7号青森環状道路に至る、延長1210メートル、幅員20メートルの都市計画道路であります。

未整備区間であり市道大野浜田大通り線から一般国道7号青森環状道路までの410メートルにつきましては、令和8年1月19日付で青森県より都市計画道路事業の認可を受けたところであり、令和8年度の事業費は7065万6000円で、事業内容は用地測量や道路の詳細設計、補償費算定のための建物調査の業務委託を発注する予定であります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

3・2・2号内環状線浜田工区に関しては、いわゆる観光通りの部分から見性寺の通りまでの用地買収が終わったというお話でした。それで、この3・2・2号はその先も長いですがけれども、取りあえずそこまでの間は用地買収が終わって、これから本格的に工事が進んでいくということで伺っておきます。

3・4・23号浜田豊田線ですがけれども、これは統合新病院の整備に伴って、いわゆるサンドームの前の通りですよ。ここから旧イトーヨーカドーの南側の通りを突っ切って、旧イトーヨーカドーの北側の通りまで行くんですかね——行くのかな。そこのつなぎ目がちょっと今、道路がずれているので、その辺は、ずれがないよう

に整備するとかというところが必要な道路ですが、そちらのほうに7065万6000円。こちら工期といえますか、もう、統合新病院の開院時期が決まっていますので、そこに向けて着実に進めていただきたいというふうに要望をしておきます。

それでは最後に、スポーツ施設機能整備事業について、(仮称)新青森市屋内グラウンド整備の検討状況をお示してくださいということなのですが、この件につきましては、先ほど館山委員が質疑されていまして。もし、答弁が同じであれば、無用の重複で無駄な時間を使いたくないので、答弁は省略していただいて結構です。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 木下委員の(仮称)新青森市屋内グラウンド整備の検討状況についてのお尋ねでありますけれども、先ほどの館山委員に対する答弁と同様となりますので、木下委員から同様であれば割愛して構わないとのお話がありましたので、答弁は割愛させていただきます。

○蛭名和子委員長 木下委員。

○木下靖委員 先ほどの答弁では、有識者会議——これまで市民の声や要望を受けて、有識者会議を4回開いてきたけれども、従来の予定では5回開催して、いただいた意見を参考に、年度内に整備方針を策定するということがあったんですが、この豪雪の影響なんかで財政的にちょっと厳しいなというところもあって、有識者会議をちょっと先送りをして、令和8年度のできるだけ早い時期に開催したいというお話でした。

それで、先ほど館山委員のほうからは、その見直しも含めてということなので、これまで市民要望であった、規模を拡大してというんじゃなくて、小さくするほうも考えてというお話だったんですが、私は逆に、これまでの市民からの声、要望を無駄にしないように、有識者会議での意見を踏まえてということにはなるんですけども、市民の声に答えられるような整備方針が策定されるように要望して、私の質疑を終わります。

○蛭名和子委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時55分からといたします。

午前11時50分休憩

午後0時55分再開

○蛭名和子委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党の工藤夕介でございます。

6 款農林水産業費 3 項水産業費 2 目水産業振興費に関連いたしまして、漁港整備につきましてお伺いをいたします。

本日、東日本大震災から丸 15 年を数えました。お亡くなりになられた方々へ深く鎮魂の祈りをささげさせていただきます。

また、八戸市で最大震度 6 強、本市で震度 4 を観測し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された青森県東方沖を震源とする地震につきましては、3 か月が過ぎたところではありますが、現在も警戒・備えが必要とされているさなかにあるところでもあります。あわせまして、近年の気候変動の影響によりまして、大きな雷鳴・落雷を伴う集中豪雨などによる災害も、年々激甚化をしているところでもあります。

こうした環境変化の下、本県、また、本市の暮らしや産業を支えるために不可欠である災害に強いまちづくりの推進であります。より大きく、重要度が増してきているところでもあります。

本市は陸奥湾という海に面している点からも、漁港の整備などの水産基盤整備事業の推進、これは、非常に不可欠な取組であります。漁港は水産物の供給にとどまらず、災害時には救援物資の運搬拠点としての防災機能も併せ持つところでもあります。よって、これを整備することは地域産業の活力向上だけではなく、防災対策の向上をも図ることができる取組であります。

質疑をいたしますが、令和 8 年度の本市漁港整備事業の概要をお示しく下さい。

○蛸名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員の令和 8 年度の漁港整備事業についての御質疑にお答えいたします。

本市管内におきましては、後潟漁港、奥内漁港奥内地区、奥内漁港飛鳥地区、青森漁港及び久栗坂漁港の 5 か所の漁港が整備されております。久栗坂漁港の管理者は令和 7 年 4 月から青森市、その他 4 か所の漁港管理者は青森県となっております。

漁港につきましては、漁業者の貴重な財産である漁船の安全を確保するとともに、漁業生産や流通拠点として重要な役割を果たしておりますことから、県及び漁業協同組合と連携しながら、計画的な漁港施設の整備・充実に努めているところでもあります。

令和 8 年度におきます漁港整備につきましては、奥内漁港奥内地区及び青森漁港の 2 漁港を予定しております。

奥内漁港奥内地区は、国の補助事業により、令和 3 年度から漁港の拡張工事及び既存施設の機能強化工事を実施しており、令和 8 年度につきましては、漁港の拡張工事といたしまして、防波堤 20 メートル、護岸 72.4 メートル、物揚場 10 メートルの新設及び埋立て工事を予定しております。

また、既存施設の機能強化工事といたしまして、南防波堤及び南護岸の耐震耐津波機能を保つための補強工事を行うこととしております。

また、青森漁港は国の補助事業により、令和 7 年度から青森漁港内の臨港道路の

改修工事を予定しており、令和8年度は延長290メートルの改修工事を予定しております。

○蛭名和子委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

本市の漁業者の基礎をなす生命線の整備、承知をいたしました。

また、本市の基幹産業の向上、また、防災・減災対策、いずれにも寄与する大事な取組でもありますので、着実に進めていただくことをお願い申し上げます。

もう1点お伺いをいたします。

昨年の報道等で既に御承知おきのとおりであります。昨年、陸奥湾は大変な高水温による水産物の被害を受けたところであります。こうした状況を受けまして、先日、報道もなされていましてけれども、県として、水温被害を受け、減産が見込まれる陸奥湾養殖ホタテガイの中長期的な対策を検討する陸奥湾ホタテガイ産業の在り方検討会が行われたところであります。

陸奥湾沿岸の漁業関係者、研究機関、加工販売業者等の方々に構成をされ、今後検討会を重ねていかれるとのことでありました。本市におかれましても、令和8年度における取組を、目下検討を続けていらっしゃると思っております。

再質疑いたしますが、令和8年度のホタテガイ生産安定対策事業の概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和8年度のホタテガイ生産安定対策事業の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、近年のホタテガイ生産は、令和4年には採苗不振による稚貝不足、令和5年及び令和6年には高水温によるへい死被害の発生により、令和5年以降、生産量は大幅に減少しております。

また、令和7年におきましても、夏季の海水温の上昇傾向が続き、陸奥湾ではホタテガイの成長が止まり、衰弱し始めるとされる海水温25度を超えた日数が過去最多を記録し、ホタテガイ生産に大きな影響を与えているところであります。

令和7年の高水温による本市域の新貝のへい死率が、青森市漁業協同組合で94.9%、後潟漁業協同組合で95.3%、また、稚貝のへい死率につきましては、青森市漁業協同組合で98.1%、後潟漁業協同組合で95.5%となっております。

また、親貝の保有枚数につきましては、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合合計で20万枚、稚貝の保有枚数は5359万枚となり、いずれも過去10年平均を大きく下回っているところであります。

このような状況の下、本市では、各漁業協同組合及び漁業者等と協力しながら、ホタテガイ生産の回復及び漁業活動の継続に向けた取組を進めるため、ホタテガイ生産安定対策事業といたしまして、ホタテガイの安定採苗に向け、各漁業協同組合が行います親貝となるホタテガイ半成貝合わせて約100万枚の地まき放流を支援す

るホタテガイ母貝確保対策事業、また、ホタテガイ養殖の再生に取り組む中、物価高騰の影響を受けている漁業者へ生産資材費等を支援いたします漁業活動継続支援事業、また、農林水産業者を含む物価高騰の影響を受けている市内の個人事業者等へ支援金を支給いたします青森市賃上げ・物価高騰対策応援事業を実施しているところでもあります。

また、本定例会におきましては、令和7年度補正予算案といたしまして、令和8年春の安定採苗に向け、親貝を産卵終了後の4月以降に出荷する際の損失を補填する基金造成のため、各漁業協同組合を支援いたしますホタテガイ母貝確保緊急対策事業、また、令和8年度当初予算案といたしまして、漁業経営の安定を図るため、各漁業者が負担します共済掛金を支援する特定養殖共済掛金補助事業、漁業協同組合が行います新たな養殖魚種の導入試験等を支援する環境変化に強い漁業生産体制構築事業、漁業協同組合が行います水中ドローン等を活用したホタテガイの生育分布調査を支援いたしますサステナブル漁業構築モデル事業を実施することとしております。

また、これらの取組に加えまして、本市が全国漁業信用基金協会へ出資しております出資金を活用し、漁業者の生活資金借入れ枠を拡大できるよう環境を整えたところでもあります。

○蛭名和子委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

また、あわせまして、漁業者の支援の取組につきましても感謝を申し上げるところであります。引き続き大変な状況の中、気候変動の左右もありますけれども、引き続き、押し進めていただきますようお願いを申し上げます。

先般、ある本市の漁業者の方から少々お叱りもいただきながら、お話をいただきましたけれども、陸奥湾が厳しい状況に置かれて、県や市が様々対策を考えている、進めているのは分かっていると。十分な支援をお願いしたいところではもちろんあるのだけれども、現実、簡単にいかない点もあるだろうと。ただ、たとえ少しでも、ほんの僅かでも、早期の実現が難しくても、今後に希望を持てるものが何かしらないものか、そう思っている人が多いという声を複数いただいたところでもあります。

先般の検討会では、ホタテの新たな養殖技術と高水温耐性のある品種の開発と、新たな魚種の養殖漁業の導入と、また、全湾での北海道産ホタテ移入時の環境整備や稚貝、親貝の共同管理などの実現可能性について探っていくことも示されたところでもあります。

私ども公明党会派におきましても、ちょうど2か月ほど前になるんですが、同党の横山信一参議院議員に随行しまして、県の産業技術センター水産総合研究所へ参りまして、お話を伺ってきたところでもあります。

現状への対策については、乗り越えなければならない課題は少なくはないながらも、可能性のあるところについては、試験的に進められるかどうかとも検討しながら

取り組んでいかれる旨、お話がありました。

昨日、報道されておりましたけれども、同研究所で、北海道から入りました稚貝による検査も行われているところでもあります。引き続き私ども会派も勉強・研さんをさせていただきまして、今後また、質疑等で触れてまいりたいと存じます。

本市をはじめ、関係各位の今後の御尽力・御期待申し上げまして、この項目については以上といたします。ありがとうございました。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費に関連いたしまして、市営住宅管理事務についてお伺いをいたします。

住宅に困窮する低額所得者に対するセーフティーネットとしての市営住宅の役割は非常に大きいところであります。

ここで質疑いたしますが、令和7年度の市営住宅管理運営事業の概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和7年度の市営住宅管理事務の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、令和8年2月28日現在、青森地区で21団地115棟、管理戸数2403戸、浪岡地区で6団地29棟、管理戸数238戸、合計27団地144棟、管理戸数2641戸の市営住宅を管理しております。

令和7年度の主な市営住宅管理事務といたしましては、指定管理者による業務と併せ、1つには、住棟及び住戸や自転車置場などの経年劣化に伴う維持修繕業務、2つには、青森地区及び浪岡地区の市営住宅における入退去事務、3つには、借り上げ市営住宅であります、はままち団地の土地・建物の賃借関連業務など、法の目的に沿って適切に管理運営しております。

○蛭名和子委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

本市の市営住宅についての概要を教えてくださいました。

各——大半の棟がそうであるとは思いますが、昭和40年代から昭和60年代前半を中心に整備が行われ、現時点において約40年、また、40年を超えるとところも多く見られることと思います。

引き続き状況を鑑みていただきながら、運営管理を進めてくださいますようお願いいたします。

同じく、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費、もう1点、市営住宅維持補修事業について質疑をいたしますが、令和7年度の市営住宅維持補修事業の内容についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和7年度の市営住宅維持補修事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度は、経年劣化により外壁のモルタル片の落下が確認されておりました市営住宅小柳第三団地B棟外壁改修工事を実施いたしました。また、市営住宅集約化の一環といたしまして、耐用年数を満了した市営住宅花園団地につきましましては、前年度から引き続き実施いたしました解体工事を完了し、同じく耐用年数を満了した市営住宅林本団地2号棟につきましましては、現在、解体工事を実施しており、年度内に完了する見込みであります。

○蛭名和子委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

本市の市営住宅は高層式が多いところではありますけれども、主に地震の揺れに対応できる施し、また、災害への備えとしての対応を中心に、今後、御検討いただきながら進めいただきますようお願いをすることであります。

今、部長の御答弁からありました小柳第三団地でありますけれども、B棟、今、進めているということでありましたけれども、おととい、このB棟、私も現地に行ってみましたけれども、崩れているところが高いところに見られておりました。また、現在、まだ下のほうに雪が結構残っておりまして、工事に入るのはこの先——これからかと思うんですけれども、安全に注意しながら進めていただければと思います。

この団地は11階建てということで、落下する物体は、高いところから落ちるほど着地時の衝撃が大きくなるという位置エネルギー——運動エネルギーの物理現象——法則がありますけれども、大変高いところから——11階建てですので、落ちてくるモルタルのかけらとか、大変危ないところでもあります。非常に高さがありますので、落下速度、衝撃を考えれば、大変危険であるというところが容易に想像できるところでもあります。

引き続き、安全を期していただきながら、着実に作業を進めていかれますようお願いを申し上げまして、この項目については以上といたします。ありがとうございます。

続きまして、8款土木費6項緑花費1目緑花費に関連いたしまして、緑花維持管理事業についてお伺いをいたします。

今、雪解けが進んでいっているところではありますが、緑花維持における作業も、いよいよ加速をしてまいるところであると思います。

そこで質疑をいたしますが、青森地区におきます令和8年度の緑花維持管理事業の事業概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 緑花維持管理事業の事業概要についての御質疑にお答えいたします。

緑花維持管理事業につきましては、緑豊かな潤いがある都市環境を創出するため、都市公園をはじめ、開発緑地、児童遊園、街路樹などの緑を適切に保全管理するための事業であります。

青森地区における令和8年度の緑花維持管理事業における具体的な取組といたしましては、都市公園や児童遊園、街路樹の植樹ますにおける草刈り除草、プラタナスやシダレヤナギなど樹勢が強く、毎年剪定作業が必要な樹種の剪定、樹木の病害虫対策といたしましての薬剤散布、冬期間の雪囲いの設置解体、青森駅東口駅前広場に設置しておりますプランターや市道新青森駅前大通り線に植栽しておりますラベンダーなどの維持管理、高木化した樹木の芯止めや伐採、そのほか、突発的な倒木や枝折れなどの対応、カラスの巣や蜂の巣の撤去など、市民の皆様から寄せられる緑に関する要望に対しまして、緊急度・優先度を踏まえた上で適切な維持管理に努めております。

○蛭名和子委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

いただいた内容について承知をいたしました。

今、公園各所を回って見ておりますと、いまだ完全に雪は解け切っていない箇所が大多数ではあるんですが、ところどころで通行される方、特に小・中学校の生徒さんが多く見られます。私が見ましたところの1つ、戸山西公園でありますけれども、近くの小・中学校の生徒さん、また、保育園もありまして、こちらの園児さんが元気よく走る光景を目にいたしました。

それで、同公園の前を通りましたところ、公園内にある、比較的高さがある樹木の枝木が折れたもの、また、折れそうに垂れ下がっているものが随所に目に入りました。また、こうした状況への対応を毎年行ってくださっておられることとは思いますが、今冬の豪雪で、結構大きめの枝木も例年より散見されておりますので、その点も御考慮いただきながら、維持管理の取組を進めていただきますようお願い申し上げます、この項目については以上といたします。ありがとうございます。

最後に、10款教育費5項社会教育費3目図書館費に関連いたしまして、図書資料整備事業についてお伺いをいたします。

地域の最も身近な社会教育施設である図書館の役割は今後ますます重要になってまいると考えます。図書館をより多くの方に御活用いただくために、図書資料整備における取組は欠かせないところであります。

そこで質疑をいたしますが、図書資料整備事業についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 工藤委員からの図書資料整備事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

図書資料整備事業につきましては、市民図書館において、市民の多様なニーズに対応しつつ、個人や地域の課題解決に役立ち、郷土への愛着を深めることを目的に、

図書館資料の収集を行うものであります。また、この収集した資料の活用や読書活動を推進するため、館内事業として、各種テーマに基づく展示や子ども向けのおはなし会等の開催に取り組んでおります。

本事業の予算額及び決算額につきましては、令和6年度の決算額は4129万7000円となっており、1万9600点余りの図書及び雑誌類を購入しており、令和7年度の予算額は4132万6000円となっており、1万9000点の図書及び雑誌類を購入見込みとなっております。

また、令和8年度は予算額を4105万9000円とし、今定例会に提案し御審議いただいているところであり、今年度と同程度の購入冊数を見込んでおります。

○蛭名和子委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

令和6年度の予算及び決算額等も含めまして、お示しをいただきました。

図書館の役割は、今後ますます重要になると先ほど申し上げました。といいますのも、昨年、ある医学雑誌において発表され、新聞等でも報道されておりましたが、慶應義塾大学と京都大学の研究者による日本の公共図書館とそのまちに住む高齢者の機能障害リスクの関係を調査した研究報告があります。これに先立って行われました追跡調査によりますと、図書館や図書館の蔵書数が多い自治体ほど、その自治体の要介護高齢者が少ない傾向が見られたと。

こうした研究事例はほかにもありまして、海外になりますけれども、アメリカのイェール大学が2016年に発表した寿命に関する研究、50歳以上の3635人を12年間、追跡調査をしたところ、読書習慣のある人はない人に比べ、12年間に死亡した人の割合が23%も低かったという研究結果も存在しているそうであります。

こうした研究結果は、図書館や蔵書の充実といった文化財への公共投資が健康長寿のまちづくりに有効である、貢献しているという可能性を示唆するものであると言えるところだと思います。図書館行政に、もっともっと期待が持てるというふうに感じた次第であります。

また、本市の引き続きの取組に対しましても、御期待を申し上げまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

まず、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、国保について質疑します。

まず、令和7年度における現時点でのホタテガイ高水温被害に伴うホタテ事業者への国保税減免件数と金額を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 国民健康保険税の減免についての御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税の減免は、青森市市税条例第 182 条の規定により、災害、失業等の特別な事情がある方々を対象に、納税が困難になったと認められるときに、経済的負担を軽減するため、減免しています。

高水温被害に伴うホタテ事業者の減収に係る減免については、同条第 1 項第 3 号の規定により、令和 7 年中の所得見込額が前年に比べ 10 分の 3 以上減少した場合に、前年中の合計所得金額と所得減少率の区分に応じて減免の割合を決定し、減免額を算出しています。

令和 7 年度のホタテ事業者の減免につきましては、2 件、51 万 7700 円となっています。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、昨冬、令和 6 年度のホタテ事業者への減免数と金額を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

令和 6 年度のホタテガイ事業者の減免、特別災害の指定をいたしました。災害減免につきましては 12 件、362 万 800 円となっております。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今年度は高温水害による特別災害指定はしていないんですけれども、令和 7 年度も特別災害指定する考えはないでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長——失礼しました。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 高水温、令和 7 年高水温に伴います特別災害指定についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和 5 年及び令和 6 年に続き、令和 7 年におきましても、夏季の高水温、海水温の上昇傾向が続き、本市域においても、ホタテガイ生産に大きな影響を受けたところであります。

この令和 7 年の高水温による本市域の新貝のへい死率であります。青森市漁業協同組合で 94.9%、後潟漁業協同組合で 95.5%、また、稚貝のへい死率につきましては、青森市漁業協同組合で 98.1%、後潟漁業協同組合で 95.5%となっております。

また、親貝の保有枚数につきましても、両漁業協同組合、合わせまして、合計で 20 万枚、稚貝の保有枚数につきましても 5359 万枚となり、いずれも過去 10 年平均を大きく下回っているところあります。

このような状況におきまして、本市では各漁業協同組合及び漁業者と協力しながら、ホタテガイ生産の回復及び漁業活動の継続に向けた取組を進めております。

その具体の策であります。まずはホタテガイ、親貝を確保するための対策といたしまして、ホタテガイ母貝確保対策事業、また、令和 8 年度安定採苗に向けて、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業を計上しているところあります。令和 7 年度補

正予算案として、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業を計上しているところであります。

また、漁業者の経営支援対策といたしまして、漁業活動継続支援事業、また、青森市賃上げ・物価高騰対策応援事業を実施しているほか、令和8年度当初予算案として、特定養殖共済掛金共済事業を計上しているところであります。

また、本市が全国漁業信用基金協会へ出資しております出資金を活用し、漁業者の生活資金借入枠を拡大できるよう環境整備を整えたところであります。

さらには、ホタテガイ養殖及び水産業の持続的な発展のための環境整備を行うことといたしまして、令和8年度当初予算案におきまして、環境変化に強い漁業生産体制構築事業、また、水中ドローン等を活用したホタテガイの生育分布調査を支援いたします、サステナブル漁業構築モデル事業を構築、計上しているところであります。

市といたしましては、ホタテガイ養殖を取り巻く厳しい現状の中で、本市がこれまで実施してまいりました対策や国・県及び関係機関による高水温被害への対応状況を踏まえまして、ホタテガイ生産の回復及び漁業の継続・振興のため必要となります、ホタテガイ親貝確保対策、漁業者への経営支援対策、ホタテガイ養殖及び水産業の環境整備から成る支援策を構築したところであります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 いろいろやっているからいいでしょという答弁だったと思うんですけども、青森県では昨年10月に災害助成条例を1年9か月ぶりに発動しました。

青森市としても、ホタテガイ高水温被害の実態を見れば、特別災害として指定すべきだと思うんですけども、特別災害に指定しないということは、災害ではないという認識なのでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 特別災害指定に関わります再度の御質疑にお答えいたします。

令和5年及び令和6年に続き、令和7年におきましても、海水温の影響により、本市のホタテガイ養殖に大変大きな影響を受けているというふうな認識であります。

これに伴いまして、漁業者がホタテガイ養殖を今後も継続できるように、また、ホタテガイの生産の回復ができるように、市として、この大きな影響を受けている中で漁業者の再生を図ってまいりたいということから、先ほどお話いたしましたホタテガイ親貝確保対策、漁業者への経営支援対策、ホタテガイ養殖及び水産業の環境整備というふうな支援策を構築し、これに基づき、漁業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

失礼いたしました。先ほど最初の、質疑1回目の答弁の中で、本市域の新貝へい死率、後潟漁業協同組合で95.5%と申し上げましたが、正しくは95.3%であります

ので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 答弁になっていなくて、いろいろやってきたのは分かるんです。その努力も否定はしないんですけども、今の現状、ホタテガイ高水温被害は災害だという認識はあるのか、ないのか、どちらでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

3年にわたり過去にないほどの大きな被害を受けていて、漁業者にとっては大変大きな影響を受けております。

これに基づいて、漁業者が再生できるように、市としてもしっかりと支援をしてまいりたいということであります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 支援しているのは分かります。

でも、やはり特別災害に指定するかどうかというのはやっぱり大きな問題で、県自身も災害助成条例、発動しています、先ほども言ったように。青森市としても、今回、令和5年から続いているこの状況は、特別災害に当たるんだというふうな指定をすべきだと思います。

そこは指摘して、それからそれに伴って、やっぱり国保の減免も、市税条例じゃなくて、特別災害の国保の減免をすることができます。

それで、比較。今できないのかと言ったら、確定申告終わらないとできないということだったので、様々——賃上げ・物価高騰対策応援金の5万円が入ったりとか、資材購入の5万円が入ったりとかすることで、若干収入が違ってくるので、現時点では比較できないということなんですけれども、所得が確定した際には、しっかり特別災害指定したことと、それから現在の市税条例の減免とどう違うのかというのは、検証をしっかり行うことを求めておきたいと思います。

これは、以上で終わります。

次に、子どもの均等割について質疑します。

これまでも高過ぎる国保税の減免・軽減を求めてきました。中でも、子育て支援策として、子どもの均等割は子どもの数に比例して負担が増える仕組みです。子育て支援に逆行しているということで、減免や軽減を求めてきました。

これは全国知事会も、そして全国市長会も、均等割保険料の軽減措置対象を18歳まで引き上げよと政府に要望してきています。

こうした中で政府は、昨年11月27日、社会保障審議会医療保険部会において、2027年度から18歳までに拡充するという方針を打ち出しています。

それを受けた市の今後の対応について示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 子どもの均等割額軽減についての御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税の子どもに係る均等割額の軽減制度につきましては、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から小学校に入学する前の全ての子どもを対象に導入されています。

その内容は、国民健康保険税の均等割額の5割を公費により軽減するものであり、法定軽減の対象者の場合は、法定軽減後の税額からさらに5割が軽減され、7割軽減の場合は8.5割の軽減、5割軽減の場合は7.5割の軽減、2割軽減の場合は6割の軽減となります。

この軽減制度が導入されて以降、これまで子育てに係る経済的負担の軽減という観点から、国の責任と負担において、対象年齢や軽減割合を拡大すべきであることについて、全国市長会や中核市市長会を通じて、国に対し提言・要請してきたところであります。

今般、これまでの要望活動が実り、国におきましては、令和9年4月から、軽減措置の対象年齢を高校生年代まで拡充する方向性を示し、今後、国会において関連法案について審議される予定となっています。

したがって、本市におきましては、その動向を注視するとともに、法案が成立した際には、軽減措置の対象年齢を高校生年代まで拡充するために必要となる条例改正等について、速やかに作業着手できるよう準備を進めてまいります。

一方、実現に至っていない軽減割合の拡大については、今後も全国市長会等を通じ、国に要望し続けてまいります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 成立した際には速やかにやる準備をしているということでした。

現在の未就学児までから高校生までになると、見込みで対象人数及び見込み金額をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 高校生年代までの被保険者数等についての御質疑にお答えいたします。

本市国民健康保険の18歳までの被保険者数は、本年度の本算定時であります、令和7年6月30日時点では、2831人となります。この均等割額を5割軽減した場合、軽減額は約2300万円となります。なお、この約2300万円には軽減実施済みである未就学児分約500万円を含みます。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 約2300万円。そうすれば、例えばでいいんですけども、小学生、中学生、高校生など3人の子どもがいる世帯の軽減額は幾らぐらいになるでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 モデルケースにおける子どもの均等割軽減額についての御質

疑にお答えいたします。

本市における国民健康保険税の子どもに賦課される均等割額は、医療分として2万40円、後期高齢者支援分として6360円の計2万6400円となっております。

このため、子ども1人当たりの5割軽減額は1万3200円となり、ただいま御質疑のありました3人の子どもがいる場合は、3人分で3万9600円の軽減となります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 非常に子育て支援の軽減にはなるので、ぜひ成立した際には、確実に実施することを求めておきたいんですけども、それはもちろん当然なんですけど、やはり5割にとどまらず、市独自の上乗せ、市独自の取組をやる考えはないでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 市独自で実施する考えについての御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税の子どもに係る均等割額軽減の対象年齢及び軽減割合の拡大につきましては、子育てに係る経済的負担の軽減という観点から、国の責任と負担において実施すべきものとの考えの下、これまで国に対して提言・要請を行ってきたものであります。

したがって、本市単独で対象年齢あるいは軽減割合を拡大する考えはなく、実現に至っていない軽減割合の拡大については、今後も全国市長会等を通じ、国に対する要望活動を続けていくこととしております。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 2300万円あれば、10割軽減可能ですから、ぜひ、子育て支援策として、実施していただくことを要望しておきたいと思います。

次に、障害者支援についていきます。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連して、質疑します。

昨年12月議会で、手話通訳者派遣事業の報酬が全国最低レベルであることを明らかにし、報酬単価の引上げを求めてきました。

新年度報酬単価と交通費及び予算額、その拡充内容をこれまでの内容と比較して示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 村川委員からの手話通訳者派遣事業の拡充内容についての御質疑にお答えいたします。

本市が実施する手話通訳者派遣事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つであり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものとされております。

これまで本事業の報酬単価につきましては、報酬の上限を設けず、移動時間を含む拘束時間の考え方を採用し、交通費も適切に支給するなど、総合的な待遇面に配

慮してまいりました。

しかしながら、本事業は国・県の補助を受けて実施しているものの、その補助率は年々低下し、法定の半分以下にとどまり、市の超過負担が増大し続けている現状から、これまでは市単独での報酬単価の見直しは困難である旨、議会での質問に対しても答弁してきた経緯があります。

こうした中、令和8年には、本県で全国障害者スポーツ大会等が開催され、手話通訳者の需要増加が見込まれておりまして、本市の単価が県の基準を下回ったままであれば、聴覚障害者の通院等の日常生活に必要な通訳者の確保に支障を来すおそれがあることから、見直しの必要性が高まったものであります。

このため、令和8年度当初予算編成におきましては、ゼロシーリング等の厳しい予算枠の中ではありますが、本事業の重要性を踏まえ、改めて検討を行った結果、元気都市あおもり応援基金の活用や、他の事業との優先順位を精査することにより、必要な財源のめどが立ちましたことから、県の基準に準じた改定を行うこととしたところであります。

具体的な拡充内容につきましては、令和7年度までの報酬は、移動時間を含む拘束時間を対象とし、2時間まで2000円、以降30分ごとに500円を加算していたところ、令和8年度からは算定方法を県の基準に合わせ、実働時間を支給対象とした上で、単価を1時間まで2500円、以降30分ごとに1250円を加算へと大幅に引上げます。

また、交通費につきましては、公共交通機関を利用した場合の実費全額支給は引き続き継続しますが、自家用車利用時の支給額につきましては、1回500円から県の基準に合わせた1回300円へと見直すこととしております。

以上の見直しに伴いまして、本事業の予算額につきましては、令和7年度の511万2000円から199万7000円増額した710万9000円を令和8年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 拡充、大変喜ばれています。決断を感謝いたします。

それでは次に、生活保護について質疑します。

3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費に関連して、これも昨年12月議会、家族介護加算の支給漏れがないかということへの調査を求めました。

民生環境常任委員会で報告されたようですけれども、改めてその追加支給の概要を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 家族介護料加算の追加支給についての御質疑にお答えいたします。

生活保護費における家族介護料加算とは、身体障害者障害程度等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当し、障害によ

り食事、排便、入浴の3つの基本動作の全てにおいて介護を必要とする者を、同一世帯の家族等が日常的かつ継続的に介護する場合に、月額1万3490円を加算支給するものであります。

家族介護料加算につきましては、令和7年第4回定例会の予算特別委員会において、村川委員より、他自治体での支給漏れ事案を踏まえた本市の対応について質疑があり、これに対し、対象世帯を調査し適切に対応する旨を答弁したところであります。

本市では、令和7年4月の国による生活保護問答集についての一部改正や、同年8月に示された新たな認定基準に照らし、家族介護料の加算対象となりうる世帯を抽出し、担当ケースワーカーが個別に、訪問等による介護状況の調査を実施した結果、新たに5世帯6名を追加支給する対象として特定したものであります。

今回の原因につきましては、これまでの国の基準が、日常生活の全てについて介護を要するものと抽象的であり、具体的には、三つの基本動作全てに介護が必要である旨が示されず、現場での判断基準が不明確であったことにあります。

あわせて、福祉サービスを利用している場合でも、一律に対象外とはならないことが明文化されていなかったことも、認定に至らなかった一因であります。

新たに判明いたしました5世帯につきましては、令和8年4月の生活保護費支給分から家族介護料を加算することとしておりますが、それ以前の期間につきましては、全ての対象世帯が基準の明確化以前から介護を要する実態が継続していたものと判断されることから、地方自治法に基づき、過去5年分を遡及して支給することといたしました。

追加支給の総額は461万2680円であり、本年4月1日の給付を予定しております。

今後は改正された認定基準の解釈を組織内で統一・徹底するとともに、定期的な家庭訪問等を通じた個々の介護状況の的確な把握に努め、引き続き保護費支給事務手続の適正な執行を図ってまいります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 確認ですけれども、この支給漏れによって、支給された収入は収入認定されるのかどうか確認しておきます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 収入認定についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回の追加支給は、適正な認定基準の明確化に伴い、本来支給、本来受給すべきであった生活保護費を遡及して給付するものであり、その性質上、収入認定の対象にはならないものであります。

したがって、収入として認定して保護費を減額することはなく、全額が対象世帯に支給されることとなります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ありがとうございます。確認できたのでよかったです。

それでは次、障害者加算についてです。

これも、障害者加算も、認定間違いが各地で起こっています。これもなかなか分かりづらいついていうことが原因で、身体障害者の場合は、身体障害者手帳を取れば認定になるんですけども、精神障害者の場合は、障害年金の認定がされるかどうかということが優先されるために、各地で認定間違いが起こっています。

そこで、本市の障害者加算の認定の割合、それぞれ世帯数及び人数を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 障害者加算についての御質疑にお答えいたします。

生活保護費における障害者加算につきましては、障害の程度に応じて2つの区分が設けられております。

まず、重度の障害がある方を対象とする障害者加算（ア）につきましては、身体障害者障害程度等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級に該当する方及びこれらと同等の障害状態にあると認められる方を対象としております。

次に、これに準ずる障害がある方を対象とする障害者加算（イ）につきましては、同表の3級または同施行令別表に定める2級に該当する方及びこれらと同等の障害状態にあると認められる方に対し、それぞれ加算を計上するものであります。

令和8年2月28日現在における障害者加算の計上状況といたしまして、まずは重度の障害に該当する障害者加算（ア）の適用状況につきましては、在宅の世帯が771世帯、人数は777人であり、入院患者や社会福祉施設、介護施設の入所者が67世帯、人数は67人となっております。

続きまして、それ以外の障害に該当する障害者加算（イ）につきましては、在宅の世帯が866世帯、人数は894人であり、入院・入所者は57世帯、人数は57人となっております。

以上の結果、これら障害者加算を計上している合計は、全体で1761世帯、人数にして1795人であります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 基準に基づいて認定しているということですので、家族介護加算と比べれば、間違いはないと思うんですけども、ぜひ再調査もお願いしたいなとは思いますが、これは要望にとどめておきます。

これ、全国でもミスが出て、家族介護加算の場合は、追加支給なんですけれども、この障害者加算は、返還が求められる可能性があるんですね。ただ、市のミスで行われた加算ですので、仮にあった場合は、やはり返還を求めないという判断も必要になってくると思います。

秋田市などでは、この事案に対しては、市長が市のミスであるために返還を求め

ないというような判断を下しています。こうした判断も必要になってくるというふうに思いますので、その辺は要望しておきたいと思います。

次に、車の保有についてです。

現在、生活保護利用者の保有台数及び保有を認めている、その内訳を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 生活保護世帯における自動車の保有についての御質疑にお答えいたします。

生活保護制度における自動車の保有につきましては、生活保護法第4条に定められた資産活用の原則に基づきまして、原則として処分し、生活費に充てることが求められております。

ただし、厚生労働省が定める実施要領に基づきまして、特定の要件を満たす場合には、例外的に保有が認められております。

具体的には、公共交通機関の利用が著しく困難な地域における通勤や障害のある方の通院、通学などの目的であり、かつ、自動車の処分価値が低く、維持費がほかからの援助や就労収入により確実に賄われるなど、社会通念上適当と認められる場合に、個別に容認を判断しているものであります。

令和8年3月1日現在、本市におきまして、自動車の保有を容認している数は合計で20台となっております。

その内訳といたしましては、公共交通機関の利用が困難な地域における通勤用が11台、通院用が1台であり、障害のある方の通院や通学、通所等のためのものが8台となっております。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この車の保有に関する市の認識を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 自動車の保有要件に対する本市の認識についての再度の御質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますが、生活保護制度における自動車の保有につきましては、生活保護法第4条に定められた資産活用の原則に基づきまして、原則として処分し、生活費に充てることが求められております。

具体的な運用に当たりましては、昭和38年の厚生省課長通知である生活保護法による保護の実施要領の取扱いに基づき、自動車を保有しない低所得世帯との均衡、すなわち公平性を十分に考慮すべきものとされております。

本市といたしましても、単に日常生活の便宜のために自動車を保有することは認められる段階にないものと認識しておりまして、国が定める保有要件に基づき、福祉事務所において個別に検討を行い、その可否を判断しております。

一方で、国におきましては、近年の使用判断や社会情勢の変化を受け、生活保護

問答集等の事務連絡において、既に保有が認められた自動車の他用途への利用に関する考え方など、その都度、技術的な助言等を行っております。

具体的には、本来の目的である、通勤や通院等に支障がない範囲で食料品等の買い出しや地域活動、子育て世帯における送迎など、日常生活を営む上での付随的な利用を柔軟に認めるものであります。

本市といたしましては、こうした国の最新の動向を適切に参照しつつも、あくまで資産活用の原則を守り、個別の世帯事情に即して慎重に判断してまいります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 2022年の日弁連調査によると、自動車の保有率は一般世帯で77.6%、生活保護世帯僅か0.6%となっています。

青森市はもっと、一般世帯で言えば保有率高いんじゃないかなというふうに思っていますけれども、都市部と違い、青森市は特に自家用車がなければ非常に不便な生活を強いられます。

かつては生活保護利用者の車の保有、非常に厳しく制限されてきました。現在でも厳しいことは厳しいんですけども、先ほど部長が紹介したように、国の通知によって、通院や通勤などで保有が認められた自家用車で買物も利用できるようになりました。これは三重県の鈴鹿市での判例が基になっていますが、一步ずつこうした前進もさせてきています。

これだけを車が一般的に利用している中で、やはり生活保護利用者も利用できるように改正していくべきものだというふうに思っています。

そこで、質疑しますが、自治体からこうした厚労省に対して実施要領の改正を求める、改正意見ということを出すことができる方法があります。

まずこの改正意見、青森市として出したことあるでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 国への実施要領の改正意見についての再度の御質疑にお答えいたします。

毎年、厚生労働省から実施要領等の改正に関する意見照会が来ておりまして、本市から個別に自動車保有に関する意見を提出してはおりません。

ただし一方で、本市も参画する全国市長会におきまして、国に対し、地理的条件の悪い地域等に居住する生活保護受給者については、日常生活上の用に供するものについても、自動車の保有が可能となるよう要件を緩和することという要望を継続的に行っているところであります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。

ぜひ、現在の公共交通機関の利用が著しく困難な地域に住んでいても、これは通院と通所、または通学だけが利用要件になっているので、そこを緩和して、公共交通機関の利用が著しい困難な地域は、積極的に認めさせていくということが必要だ

と思います。

ぜひ、この改正意見を厚労省にまで積極的に出していただくことを要望して終わりたいと思います。

次に、教育について、10 款教育費 1 項教育総務費 1 目事務局費に関連して、3 つ一緒に引っかかります。

3 月 6 日の地元紙の本県小中 3 割「教員不足」という見出しが目にとまりました。これまでも教員不足の問題、取上げてはいますが、その本市の現状をお示してください。

次に、今年の豪雪災害によって、現場の教員の先生方、大変な思いをして通勤しました。そうした中でも、通勤困難休暇をめぐっての混乱がありました。ある学校は通勤困難休暇が認められ、ある学校は認められないなど、学校によって対応がばらばらで、先生方も混乱しました。

そこでこの通勤困難休暇についての市教委の対応についてお示してください。

3 つ目、学校給食について。これも昨年 12 月の予算特別委員会で質疑しました。

食物アレルギーのある児童・生徒への市の補助の実施について示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 村川委員の教育についての御質疑のうち、教員の未配置について、あと、出勤困難休暇についての 2 点について私のほうからお答えいたします。

教員の任用につきましては、青森県教育委員会が行うこととなっており、本市の小・中学校におきましては、県教育委員会が定める小・中学校教職員配置基準に基づき、教職員及び少人数指導や児童・生徒支援、特別支援教育等の充実に資するための加配教員の配置がされることとなっております。

県教育委員会では、教員未配置の要因につきまして、1 クラス当たり 33 人以下の少人数学級編制の実施、講師登録名簿登載希望者の減少などの要因によるものとの見解を示しております。

本市の小・中学校における未配置数は、令和 7 年度の新学期が始まる 4 月 7 日時点におきまして、小学校 7 校 7 人、中学校 4 校 4 人の計 11 人、また令和 8 年 3 月 6 日現在では、小学校 5 校 8 人、中学校 4 校 5 人の計 13 人となっております。

教員の任用につきましては、一義的には県教育委員会の責任において実施されるべきものでありますが、市教育委員会におきましても、独自に毎年度、退職者や臨時講師等を対象に、次年度の臨時講師等への任用協力に関するアンケート調査を実施し、対象となる教員からの回答結果を基に、臨時講師候補者のリストを作成し、県教育委員会において教員の確保ができない場合は、当該未配置校の所在地や、担当の学年、担当の教科等により、候補者を選定し、事務局職員が電話による任用協力の意思確認をしております。

今後におきましても教育委員会といたしましては、引き続き県教育委員会と連携

して、教員の確保に取り組んでまいります。

続いて、出勤困難休暇についての御質疑にお答えいたします。

今冬の記録的大雪は2月1日には、積雪深が平年の2倍以上となる183センチメートルに達するなど、関係機関に通学路の除雪を依頼し対応してきたものの、児童・生徒の安全確保が極めて困難であると判断し、2月2日は市内全小・中学校、2月3日及び4日は、状況に改善が見られた浪岡地区を除く、市内小中学校を臨時休校としたところであり、2月5日からは、青森地区においても遠隔授業を基本に、場合によってはA I型ドリル教材等による学習により、教育活動を再開いたしました。

このような状況におきましても、教職員は、通学路や学校施設の安全点検、放課後児童会利用児童の出迎えや一時的な預かり、指導員への引渡し、遠隔授業の準備、見守りが必要な児童・生徒への連絡など、児童・生徒の安全確保及び学習機会の保障に向けた様々な業務に当たったところであります。

このような中、交通渋滞が発生することを予想し、早めに出勤するなどの対応をしても、結果として交通渋滞に巻き込まれたり、通常利用している公共交通機関が利用できないなどにより、勤務開始時刻までに勤務に就くことができない状況が発生した場合には、個々の事情を十分に確認、把握した上で、出勤困難休暇を認めるなど、校長の判断により対応してきたところであります。

しかしながら、降雪の状況や全市的な道路状況等により、教職員の出勤に著しい困難が生じてきた中、教育委員会といたしましても、校長ウェブ会議を通して、改めて、各学校において個々の事情に配慮し、出勤困難休暇の取得及び取得時間について、柔軟に対応するよう指示したところであります。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 村川委員からの食物アレルギーに係る児童・生徒への支援に関する御質疑にお答えいたします。

本市では、食物アレルギーを持つ児童・生徒へ適切に対応するため、当該児童・生徒の把握や情報管理の連携の在り方、緊急時の対応方法を定めた青森市学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアルを策定し、アレルギーを表示した献立表の提供、除去対応、献立により弁当やおかずの持参対応、食物アレルギー対応食の提供などを実施してきております。

本市における学校給食費の無償化につきましては、それまで児童・生徒の保護者に御負担いただいていた給食材料費について、令和4年10月から本市が全額公費負担することで、学校給食費の徴収を行わないこととしたものであります。

また、令和6年度からは、県による学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を財源の一部に充て、本事業を継続して実施しているところであります。

このような中、国では、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的な負担軽減として、令和8年度から公立の小学校段階の学校給食に

係る食材費を支援するため、仮称、市町村学校給食費負担軽減交付金を創設することとし、現在国会において審議されております。

また、県では、市町村の学校給食費無償化の取組を引き続き後押しするという観点から、国による、いわゆる給食無償化も踏まえ、令和6年度も学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を交付することとしております。

国では、当該交付金における非喫食者の取扱いについて、学校設置者の判断に委ねることとしており、今後、当該交付金による支援対象となりうる非喫食者の範囲に関する考え方や非喫食者についての自治体の対応例等を示すとのことでありますので、これを踏まえて、本市としての対応を見極めてまいります。

先ほど県の動向の中で、県の補助事業ですが、令和6年度も交付金を継続すると申し上げましたが、正しくは令和8年度も、でありましたので謹んでおわびし訂正させていただきます。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 時間がないのでいいです。教員の確保、それから、通勤困難休暇も柔軟に対応していただきたいと思います。

アレルギーについては、今後要綱が出てから市として判断するという事ですので、ぜひ食物アレルギーのある児童・生徒についての補助も、実施していただくことを要望します。

最後に土木費について、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、今冬の歩道除雪についてです。

今冬の歩道もひどかったですね。その歩道除雪についての市の認識を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 村川委員の歩道除雪についての御質疑にお答えをいたします。

本市歩道パトロールは原則として、歩道に雪が堆積し、歩きにくい状況が生じていないか、圧雪や凍結により馬の背状になるなど、滑りやすい路面状況が生じていないか、歩道除雪により宅地との段差が生じていないかなどの点に着目しながら実施をしております。

なお、除排雪事業者による歩道除雪は、職員による歩道パトロールの結果に加え、町会・町内会関係者等からの情報提供も参考にしながら、総合的に判断をした上で、除排雪対策本部から出動指令を行っております。

歩道除排雪の実施方法としましては、青森地区においては、バス路線等の歩行者が多い歩道や通学路を重点的に実施することとしており、歩道幅員2.5メートル以上の歩道除排雪は小型ロータリ除雪車により実施、歩道幅員2.5メートル未満の歩道除排雪はハンドガイド式小型除雪機または人力で実施、歩道幅員が狭く、常時除雪できない箇所につきましては、車道の排雪時に歩道の確保に努めております。

また、本市では、市民とのパートナーシップにより安全な歩行者空間の確保に努めており、PTAや町会などが自主的に歩道除雪を行う場合には、ハンドガイド式小型除雪機の無償貸与を行うなど、地域協力による歩行者空間の確保に取り組んでおります。

今冬は1月下旬以降の記録的な降雪により、歩道においても短期間での積雪や圧雪が生じる状況が見られましたことから、本市としては、職員による歩道パトロールや町会等からの情報提供を踏まえ、小型ロータリ除雪車やハンドガイド式小型除雪機などを使用した本市直営班による作業を実施するなど、必要に応じて歩道除排雪を実施してまいりました。

以上であります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 こういう決まりで歩道除雪やっているんですっていう話だったんですけども、全くやらさっていませんでした。

私の住んでいるのは浪館なので、浪館通りのことを言うんですけども、浪館通りも久須志神社までは融雪入っているんですけども、それ以降は、ハンドガイドでやるように委託していると言いますが全く入っていません。なので、さっき言っていたような馬の背状のような状況になってて、お年寄りも子どもたちも普通に歩けるような状況にはなっていませんでした。

そこで浪館通り、県道なんですけれども、県の言い分、浪館通りに歩道融雪を延長するためにどうしたらいいかということをお願いしました。そしたら、県では、青森市の第2期冬期バリアフリー計画、平成27年に策定した冬期バリアフリー計画あるんですけども、そこに歩道融雪の延長が位置づけられていないために、延長できないんだというのが県の言い分なんです。

ですから、まずは、平成27年度につくった冬期バリアフリー計画、もう10年以上もたってますので、冬期バリアフリー計画の見直しと、位置づけを行ってほしいと思いますけれども、市の考えをお願いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 冬期バリアフリー計画についての再度の御質疑にお答えをいたします。

本市は雪国固有の積雪・凍結による障害を解消し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、平成13年度に青森市冬期バリアフリー計画を策定し、計画に基づく計画路線のバリアフリー対策が平成27年度でおおむね終了することとなりましたことから、人口減少、超高齢化社会の進展などの社会環境の変化等を考慮し、歩行者空間確保のさらなる充実を図るため、平成27年度に第2期青森市冬期バリアフリー計画を策定いたしました。

計画区域におきましては、これまでに、アーケード、歩道融雪施設、下水道利用雪処理施設の整備及び歩道除雪に取り組んできました。

県管理道路であります浪館通りは、本計画において、重点整備地区へ至るバス交通の骨格路線で、利用率の高いバス停の融雪など、歩行者空間を優先的に確保する路線であるアクセス路線に位置づけております。

浪館通りにおける歩道融雪施設の整備につきましては、道路管理者であります青森県との役割分担や、整備状況などを踏まえる必要がありますことから、本市としては、歩行者の利用状況や安全性なども勘案しながら、県と連携を図りながら対応していく必要があるものと認識をしております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この平成 27 年の調査ですけども、歩行者通行量っていうのがデータがあって、市内 10 路線の歩行者通行量を調査して、1 番多かったのがこの浪館通りなんです。歩行者、歩いてる人、1 番多いっていうデータなんです。

ですから、子どももお年寄りも障害者も、冬でも安心して歩行できるような、歩道融雪のさらなる延長を実施していただきたいと思っています。

ですからまずは、冬期バリアフリー計画への位置づけを求めて質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 立憲民主・社民の藤田であります。委員長よろしくお願ひします。

今日は3月 11 日、東日本大震災の日です。後ほど黙祷の時間があるようですので、適当な時間に、委員長、お止めいただければ——ここから時間見えますね、お止めいただければと思います。

3月 11 日に皆さんはどこで何をしておられましたか。私はここで、議員になりたてのほかほかで湯気が上がってる時代ですが、予算特別委員会の聞き取りで、その日は養護学校の卒業式があって、無事卒業式を終えて、うちに母親と子どもを置いて来て、地震に遭いました。今、自民クラブの部屋にいたんですが、だんだんだんだんちょっと長くて、あれこれやばいなと思いつつ、ドアに出ましたら、小豆畑議員が歩いてきまして、エスコートして外へ逃げました。

喫茶店の前に行きましたら、大矢議員と澁谷勲議員が、変圧器のある電信柱に立っていて、安全意識がないことが——落ちてくれればまいねなどと注意した記憶がございます。

それからは、ある意味青森市もね、その日は停電をして、幸い、私は向こうですが天田内の配水場、24 時間水が出ましたので、朝、たらたらだんだん弱くなってきな、これはそろそろ水止まるかなと思ったら復電をしましたので、何とかです。

あとはね、皆さん御存じのように、うちのかみさんもスタンドに 10 リットル入れるのに 1 時間いたったって言ってたはんで、エンジンかけっ放しで並んでるという馬鹿な話も聞きましたけれども、大変燃料事情も悪いことが続いておりました。

そういう意味では、その後皆さん、議員の皆さんも、被災地——青森市が災害を受ければどうするかって被災地を視察をされたかと思います。

私が1番視察で印象に残っているのは、災害後の道路確保——もちろん、消防を含めて走る道路の確保に、仙台市と気仙沼市、各自治体が——福島もそうですが、すぐ道路の確保に走ったと。仙台市の建設部の人は何も言わなかったけれども、気仙沼市は、なんぼたっけ——107体。行きたんびに、御遺体があつてって、108いかない、107だそうでした、そのときはPTSDの調査に行ってきました、各自治体で職員のPTSDの問題が出てきて、何年かたっていきましたので、まだ107個、どこに何があつたと覚えているっていうことを聞いてびっくりしまして。

仙台市のほうは、何にもその話をしませんでした。ただ1件だけ、通りに空き家があつて、何でもここ空いてるんだって言ったら、ぽつっと言いました。住んでいる方が——大体30センチメートルの人は浸水してないので、家屋は使えるみたいだけれども、その家主がドアを開けたら、御遺体があつたと。頭部があつたと。それから、そこに住めないって事をぽつっと言いました。あと、彼は、いわゆる御遺体の話は一切しなかった、私も多分PTSDだと思いますと。夜寝られないことがありますということでしたので、あれから15年、皆さん定年されて、どうしているか、会いたいもんだなと思いつつ、今日この頃であります。

早速ですが、本題に入ります。8款2項2目除排雪事業費についてお話をしたいと思います。

長く生きてると、いろんな降雪状況を経験しています。たしか昭和60年だったか、私だとサニーに乗っておりまして、前が平らなボンネットで、6時、7時前に、沖館を出て、途中でボンネットの前が積み重なって、前が見えなくなって、降りて下ろしてっていうときがありました。着いたのが12時半頃です。梨の木清掃工場に勤務してましたので、その日は多分、消防も、救急車も一切走らなかったと思います。たらたらたらって動くしかなかったので、そういうことも含めて、これまで何回か豪雪がありまして、ごみの収集車はしょっちゅう埋まる、そのたんびに、私常日勤を使っておりますので、向こうでやっぱ助けねばまいと。

1番ひどいのが戸山で埋まったときです。ランドクルーザー1台あつて、それ埋まってしまって、梨の木清掃工場からショベルで迎えに行つたと。常にそういう意味では、時々で、集中的に降れば必ずそういうことが起きています。

消防の皆さんは、当時はいわゆる担架で走っていて、もう救急してるというのを聞きました当時。そういう意味では今も集中すれば、どうしても除排雪ができないと。じゃあ、今後見直しをするということですので、今回は30億9092万2000円が予算として上げられている。これは暫定予算と考えればいいのかなど。その基礎となる算定となる資料として、ちょっと何点かお聞きしたいなと思っています。

まず1つ目は、これ誰か質問したか分かりませんが、お聞きしたいと思います。

市から全面委託工区のみを受託している業者数、これをお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 藤田委員の令和8年度除排雪対策事業費についての御質疑にお答えいたします。

本市では、除排雪作業の事業者選定に当たりましては、除雪機械及びダンプの保有状況、これまでの道路除排雪の経験の有無、これまで受託している工区や路線との関連性による効率性、そのほか会社の所在地等から募集工区までの距離などを総合的に判断し、最も適した者を選定しております。

お尋ねの、今年度全面委託工区のみを受託している事業者数は31者であります。以上であります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 31者はもう何があっても動ける状態——これは、ある意味31者が民間施設を受託してるかどうかは市として把握していないということですので、それでも幹線、補助幹線関係なく、昔は、何年前かまでは幹線、補助幹線を優先していなかった時代がありますので、ある意味、この業者だけは、幹線をやらなくても、多分工区の排雪はできるんだと、今思いました。

2つ目です。市から全面委託工区と、幹線または補助幹線を受託している業者数をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

今年度、全面委託工区に加えて、幹線または補助幹線を受託している事業者数は52者であります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 52者合わせて83者。

これで青森市の工区それから幹線、補助幹線をやっているということです。

先ほど歩道除雪の話をしました。パトロールでは多分歩道除雪はね、例えば市道——指令を出してないような気がします。

ただ、今回初めて私町会長として、町会のホットラインに電話しました、歩道除雪をお願いするのに。呼び出ししました。呼出し音はなるけれども、途中でブツと切られた。頭さきた。何回も電話した。32回目ですつながりまして、ありがとうございました。

歩道除雪のお願いをしました。それから1週間後にちゃんとされました。ついでに、次またお願いしました。そしたら、それは3日か4日後に業者が行ったと思うんですが、していただきました。そういう意味では、いろんな工区をパトロールしている職員も、歩道ね、市道の歩道のところもきちっとチェックポイントに入れておいていただければ、回線に32回も電話しなくても済むので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます——まだいいですか。いいですか。

それでは、3点目にいきたいと思います。これ多分、赤平さんが質問しているかと思いますが、ちょっと私記憶が定かでないので改めてちょっと質疑させていただきます。

G P Sの端末機の除排雪車両について、導入に当たっての検討状況をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市におきまして、G P Sを導入するに当たっての主な課題として、除排雪延長が約1570キロメートルであり、使用する重機ダンプトラックが2000台を超えているなど、G P S端末や管理サーバー等の導入・運用費用が相当額になることが挙げられ、全市的な導入に当たっては、コスト縮減策に関する検討が必要であります。

全市的な導入に向けた費用圧縮策の一つとして、令和7年12月18日に締結をしました。東青除排雪協会、システム提供事業者、本市の3者による協定に基づき、除排雪事業者が所有するスマートフォンに専用アプリケーションを導入して稼働させる、いわゆるBYOD方式のシステムを試験導入しております。

この試験導入では、使用するスマートフォンの機種を特定せずに、多種多様な機種が混在する状況下での位置情報の取得精度や、運用上の課題等について検証を行うこととしており、1月19日から一部事業者に御協力をいただいております。

この試験導入について、現在把握しております評価と課題としましては、OSを問わない汎用的な利用環境が構築されたものの、機種による位置情報取得精度の差異が大きいため、システム側でのさらなる調整が必要であること、業務用スマートフォンを従業員に支給していない事業者が相当数存在しているため、個人所有のスマートフォンを業務に使用することについて抵抗を感じていること、豪雪時において、除排雪事業者によっては応援重機を都度調達するなど、臨機応変な対応を取っていただいておりますが、発注者側からの貸与スマートフォンを使用する場合と比較して、システム利用に要する手続きが煩雑であるため、早急な対応が困難となる場面が想定される懸念があり、より簡便な利用プロセスの検討が必要であることなどが挙げられます。

本市としましては、全市的な導入に際しては、今シーズンの実施結果や、協力いただいた事業者からの聞き取りなどを踏まえた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 藤田委員の質疑の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時からといたします。

午後2時30分休憩

午後3時再開

○**蛭名和子委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

○**蛭名和子委員長** 藤田誠委員。

○**藤田誠委員** G P Sの答弁ありがとうございます。

何か赤平議員への答弁とちょっと似たようなやつ——このときにちょっと今回の質疑でびっくりしたのが、いまだ紙のタコグラフを見て1枚1枚、除排雪の事業費の算定をしているっていうのは、びっくりしました。

以前も皆さんにちょっと、予算特別委員会で言った記憶があるんだけど、長野市の職員から——当時は長野市ばかりじゃなくて、十日町市、上越市、向こうの周辺では、いわゆる、どうやって仕事を楽にするかっていうので、長野市職員から、支払いまで一日、二日だよっていう話を聞いて、長野市に視察費を使って行ってまいりまして、長野市へちょうど行ったときに、いわゆる郊外幹線の業者が、メディアと日報を持ってきまして、それを見させていただきました。業者からも話を聞きました。簡単な話が、全除排雪車両についてると、なんていうかタブレットみたいなのが、それにメディアを入れて指令を出す。そうすると、指令を出した区域でやった記録が、今日さっきの答弁でG P Sが多少ずれていると言っていたけれども、指定した除排雪区域と決まっているので、それを負荷も含めて、メディアに記録されていると。それまでにちょっと時間がかかったみたいだけれども、その日報を持ってきて、入れて、もちろん終わった後パトロールして、ちゃんと除排雪されているか確認して、なければそのまんま、いわゆるメディアを確認することなく、財政から了解を得て次の日、支払いをします。いわゆる簡素化ですね。担当の職員、今青森でやっているように、1枚1枚タコグラフでやっていたけれども、楽になったと。切り替えるまではちょっと手間がかかったみたいだけれども、そういう意味では、どういうふうにこういうシステム、コンピューターなりを使って楽をするか、少し考えていただきたいなと思います。

当時、長野市に行って、ちょっと別のところも行ったら、業者から売り込みが激しくて、あっせんしてくれと。お断りしますと。私はこういうソフトっていうのは、青森市内のやっぱり自分の地域の中の業者に頼むのが筋だと。なので、連絡をよこさないでくださいってお断りしました。ただ上越市を含めて、新潟方面は、同じシステムを使っているところもありますので、それからもう何年もたっているのではどうなっているか分かりませんが、もう少しね考えなければならない。先ほど導入経費の話ありました。長野市は、業者さんに負担していただいたと。導入経費もこれ課題になったそうです。ただ、支払いまで、いわゆる日報やって、業者も簡

単で、もしおかしいっていう監査で指摘されたり、例えば、地域の人から指摘されれば、もう1回見直しして駄目だと返還を求めると。そういう契約を交わしていたそうです。

私いつ行ったか記憶ないくらい大分前だと思うんだけど（「おらたち去年行きましたよ」と呼ぶ者あり）最近行きましたか、長岡市ですか。長野市。

当時の課題は、単価契約の経費が年々増大して、どうしたらいいかと。青森市はどうですかってったら、当時シーズン契約かどうだか分からないけれども、いや、そんなに負担はかかってないよと。多分、単価契約のところはもう経費が段々増えて、どうしたらいいかってならない状態だと。当時は長野市の担当者が言っていました。ただ、職員が、目を悪くするくらいタコグラフを見なくてもよかったです。それは大変喜んでおりましたので、青森市も今やっているようですけども、多少道路1本、2本遅れても、指定された、指示した区域っていうのは大体決まっているんだから、除雪するキロメートルも決まってるんだし。今の状態だと、ただ走っていればタコグラフに記載されると。いわゆる不正もやろうと思えばできるっていうことになっていますので、ぜひとも早めに業者と相談しながら、もう支払いも含めて短期間でできるように。これは財政当局ともかなり打合せをして、いわゆる市民から指をさされない、きちっとした決まりをつくって、業者とも話をしてやったそうですので、ぜひとも、お願いしたいと思います。もう少し楽をしましょう。担当者よろしくお願ひします。

4つ目はね、ダンプトラックのところで聞こうと——大矢委員が聞きましたので。まあ、昨年11月時点で985台を登録していると。これまでの答弁で、ダンプトラックを除いて、青森市に登録されている重機の台数というのは、令和元年が894台、令和2年が900台、令和3年が902台、令和4年が958台、令和5年が1023台、令和6年に関議員の質問に答えて——あ、私だったか、誰だったか。1068台っていう記録されておりました。今年は985台。約80台減ったと。これも少し大きいかなど思いますけれども。これについては——で、オペレーターが約900人ですので、登録台数が900台でオペレーター900人程度。これは点検とか交渉とかで、フルに動いてないなっていうのがこの数字で感じられました。

これからの話になるんでしょうけれども、業者は、欲を言いますと、これ夏場、オペレーターを育成するときに、市が直営だった頃に何をやってたかって、昼間も、道路の砂利敷きとか、アスファルトもやっていましたので、そこで、いつどこでおめたち練習してるのってったら、グレーダーをそう簡単に覚えられないので、もう亡くなりましたけれども、上野地区のFさんは、グレーダーのプロだったら誰が一番上手なのって聞いたら、そだって言ってたけども、これを教えるのに大変だと、覚えさせる大変だということでショベルは、意外と前と後ろの上げ下げとって慣れればいいんだろうけど、グレーダーは大変だということです。昼間にそういう業務を通じて覚えさせる。今オペレーターの育成費にお金を出すといったときに、

昼間のいわゆる練習場所、これ業者が言うように練習場所を造るといったら大変だし、自動車教習所は、そこに練習場を造るのも大変だろうから、やっぱり市としてね、オペレーター育成には、どっか山の中に、大矢委員のところが空きやすくなったら借りて練習させる。これはとても大事で、オペレーターを育成するというのは大事ですので、ぜひともそういうことも検討していただければと思います。

この質疑の次の質疑はね、市の所有する青森地区の除排雪重機台数、これは、平成30年にはロータリ、大型が車道用として5台、小型ロータリ、歩道用が5台、グレーダーが5台、タイヤショベル1台でした。

令和7年度は何台あったのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。青森地区で所有している重機の台数についてであります。

本市が所有する除排雪重機のうち、青森地区は、ロータリ除雪車が5台、小型ロータリ除雪車が9台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台、これらを所有しております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 小型ロータリ、多分、今柳川庁舎に置いてある代表監査委員がよく見る、あの4台、多分4台が後で足したもんだろうと思います。これらは全て多分貸出しをしているんだろうと思いますけれども、さて、今年の冬を踏まえて来年っていったときに、今回も多分こんだけ動けば、あちこち壊れたりして、フル稼働ができなかったと思います。

そういう意味では、いわゆる業者が夏の期間、工事もなく、重機を保管するっていうのは、持っている、保有しているっていうのは、まずは無理です、できません。そういう意味では、青森市がきちっと、あちこちからお金を、補助金をもらって、いわゆる予備の台数として持っておいて、壊れたときにすぐ貸出しをして——まあ今回も多分、いろんなところに貸し出されて、歩道に小型ロータリもあちこちに呼ばれたかと思いますがけれども、やっぱりそれを確保していく必要があると思います。業者には、そういう余裕がない、体力がないので、ぜひとも市で、重機を確保する必要があるんじゃないかと。

新たに体制を組むとすれば、想定外の想定外を——難しいですね。想定して、想定外も想定さねばまいね。そのまた想定外もまた想定さねばまいねという意見が多くて、これほど、どれほど財源がかかるかというのは、これは、いわゆる市と議会も考えなければならぬところだと思います。だけれども、最終的には市民の安心・安全を守るために——先ほど言いました。いわゆる救急車が行けない区域っていうのは昔なんぼでもあって、その対応はきちっと消防がしていたことはもう何回もあるので、まあそういう意味では、できるだけ市としてやれることって何だろう

と。やっぱり、行き着くところは、市できちっと業者が困ったときに助けに行く体制、市の工区なり市の路線を専門にできる体制を取らなければ、皆さん業者の方、私は近くがユニバースだけれども、ユニバースは、いっつもきれいです。のっつのつと降っても昼間もきれいになるし、そういう意味で、民間の施設のところは常にきれいで、そういうことを考えたとき、業者も生きるために、民間のところもやらねばまいねし、叱られたところもやらねばまいねとなったときに、さあ、想定外の想定外の想定外になったときに、やっぱりそれを補完するのは、準備として、市の直営体制なり、機器をそう簡単に買えないからね、明日ほしいと言ったって買えるもんでもないから、そういう意味では先を見据えて、重機の確保、オペレーターの確保、これは市が責任を持ってやらなければ、今後想定外に想定外を想定できないっていうか、どこまで想定するかは別として、ぜひとも備えていただくようお願いをしたいと思います。

都市整備部のところについては――あ、最後に。昨日、実は神社の祈念祭があって、皆さんから言われました。県と市と国とけんかしてどうすんのやって。青森市内は、市民から見ると県も境がない、国も境がない、市も境がない、市民から見ると、青森市の道路だと。広域で一緒に組んでやればいいんでねえなっていうのが1人ありました。

いわゆる県だ市だ、どんだかんだ言わないで、一つにまとまって、何か違う母体でもつくって、司令塔をちゃんと持って、ちゃんと動く部隊を持ってという、それをやればどうだという意見がありましたので、いっぱい意見ありましたけれども、取りあえずそれだけは、あした言いますと。国と県と市とけんかしてどうすんやと言われて、別にこっちからけんかしてるわけでねえんだけれども、何か追い詰められてる状況にありますので、ぜひとも検討していただくことをお願いします。

次は、後ろにいる方で。除排雪に起因する下水道マンホール鉄蓋の破損は、年間どれぐらいなのか、直近5年間の実績をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道マンホール鉄蓋の破損件数についての御質疑にお答えいたします。

本市の除排雪作業に起因する年度別の破損件数は、令和3年度が55件、令和4年度が50件、令和5年度が43件、令和6年度が41件、令和7年度が3月5日時点で52件となっております。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 言いにくいんですが、順調に平均的に四十から五十件、壊しているんですね。私の目の前は、今冬はなかったです。去年は、100メートル先から、ガンと音してやったなど。おととしも2か所いきましたよ。おかげさまで、マンホールの周りはきれいになりました。本来であれば、水道部が直さなきゃならないマンホールを、業者の方が、かわいそうに自腹で、壊した業者が来て、一生懸命直して

おりました。

これは本当に、これもGPS、いわゆるグーグルマップを見ながら、夏の状態の家を見るのに走りゃあ、どこにマンホールがあるか分かるんだけど、ちょっと運転手に聞いたら、疲れてくればその位置が頭からぶっ飛んでまったそうで、それは仕方ない。オペレーターも疲れてくれば、どこに何がって頭から飛んでしまうそうなので、ぜひともこれはできれば夏場のうちに、周りを盛るなりしていただければと思いますが、それをしゃべれば、質疑の2つ目に入ります。

マンホール鉄蓋の位置が地面よりも高くなっている状態を道路面に合わせるよう修正した場合の工事費は幾らになるのか、お示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 工事費についての御質疑にお答えいたします。

マンホール鉄蓋の位置を道路面に合わせるよう修繕した場合、工事費は1か所当たり27万円程度となっております。

なお、マンホール鉄蓋に破損やゆがみがある場合は、鉄蓋の交換も併せて必要となり、その工事費は1か所当たり46万円程度となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 マンホールっていったときに、先ほどの東日本大震災のときの——あれ浦安でしたっけ、千葉県の。埋立てした後ですので、もうすごく出たのがありますが、空けると層があって。

結構蓋って高いんだね。いわゆる併せる蓋と周りが壊れていなければ、下のね、ぼんってやれば落ちるあれの輪っかを取ればいいだけなので、それで27万円で、蓋と周りだけで19万円、いい値段ですね。

でもこれやっぱり除排雪業者が、毎日のめくってガラスにぶつかるってことはあるので、いわゆる最近、マンホールが弱いので、マンホールがぶっ飛んでるみたいだけれども、マンホールが頑丈だと止まって、運転手がぶっ飛ぶとか、けがするってことありますので、ぜひとも、事前に壊れるのを待つことなく、高くなったところはできるだけかけないように、補修をしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、8款4項1目、本町一丁目2番地区第一種市街地再開発事業について、都市整備部長にお願いがあります。

今日、部長の答弁が少しゆっくりという答弁になっているようだけれども、もう少し速度を落としていただいて。部長は答弁が速いところで頭が理解できないうちにいっちゃうのね。今のよりは少しだけ、いわゆる少しだけ緩く答弁していただければありがたいです。

よろしく申し上げます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 本町一丁目2番地区第一種市街地再開発事業の令和8年度予算の内容についての御質疑にお答えいたします。

本町一丁目2番地区第一種市街地再開発事業は、中小小売店舗や飲食店舗、事務所等を共同化・集約化し、商業施設と共同住宅による複合施設と、駐車場を一体に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としております。

令和8年度当初予算の内容につきましては、施工予定者が実施いたします土地建物調査や基本設計などに対する補助金といたしまして、1億7037万8000円を計上しております。

このうち2分の1の8518万9000円につきましては、国の交付金を活用することといたしております。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

本町一丁目、すぐそこですね。私から見ると、グランドホテルのほうを先にやってほしいなと思うんだけど。国からの補助金で、国の交付金を活用すると。にぎわいができるばいいかなと思います。

次の再質疑に入りますが、新町一丁目地区優良建築物等整備事業及び中新町山手地区第一種市街地再開事業について、総事業費と補助金額をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 過去に実施いたしました再開事業等の総事業費と補助金額についての御質疑にお答えいたします。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、新町まちづくり株式会社が事業主体となり実施され、令和4年度に完了しております。

当該事業の総事業費は88億1446万円であり、補助金につきましては、国が7億5250万円、本市も同額の7億5250万円、合計で15億500万円となっております。

中新町山手地区第一種市街地再開事業は、中新町山手地区市街地再開組合が事業主体となり実施され、令和5年度に完了しております。

当該事業の総事業費は、92億9900万円であり、補助金につきましては、国が18億2070万円、本市が16億7570万円、合計で34億9640万円となっております。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 私の予算特別委員会での質疑は、会派3人分の皆さんの質疑内容をいただいて質疑しております。

補助金の関係で、やっぱり補助金が多いと、雪に使えばいいでばなっていう声もあります。

種類が違うので、違う種類なので、雪に使うっていうことではないんだろうけれども、そういう意見があって、わざわざ前にも聞いたような気がする答弁をいただ

きました。

ありがとうございます。

それでは、先ほど聞いた2番地第一種市街地再開発事業について、本市として事業効果をどのように考えているのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市街地再開発事業の事業効果についての再度の御質疑にお答えいたします。

市街地再開発事業は、防災上危険な老朽建築物が密集する地区等における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、産業振興や雇用促進、回遊性の向上やにぎわいの創出等、多岐にわたる効果も期待され、まちの活性化につながるものと考えられます。

また、事業区域及びその周辺地域におきまして、土地の資産価値が向上するとともに、事業により不燃化された資産価値の高い建築物が整備されることにより、長期的及び安定的に市税の増収が発生するとされております。

青森駅周辺では、近年では再開発事業による商業施設やホテル、マンションの完成が相次いだほか、青森駅自由通路や青森駅西口駅前広場の完成、JR東日本による新たな駅ビル開発等、官民によるまちづくりが進んだことにより、歩行者通行量の増加、再開発事業地区周辺の人口の増加及び地価の上昇といった効果が確認されております。

本町一丁目2番地区第一種市街地再開発事業の施行区域は、一般国道4号と主要地方道青森停車場線、通称柳町通りの交差点の北東に位置し、商業施設と共同住宅による複合施設と駐車場が一体的に整備されることにより、新たなにぎわいの拠点が生ずることによって、青森駅周辺や新中央埠頭等との回遊性が大きく向上し、本市のまちづくりに大きく貢献するものと考えております。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 まちづくりに寄与するということで。

でしょうね。気がついたのは、中心市街地がこっちまで伸びたってというのは、そういうそういうのがあったなと思ってこの前気がつきまして、何で柳町からこっちまで中心市街地なのやって当時思ったんですが、決められたものをどうにもならないなと思うけれども、どうも中心市街地がお金持ちのエリアになりつつあるので、できれば、いわゆる郊外の市営住宅もね、なるべくまちに、まあ、一気に病院に近いほうがいいのかな。全部集約するような形でいけばいいと思います。

にぎわいの創出、大いに結構です。ただ、あちこちににぎわいの施設をいっぱい造れば、少子化でみんな分散して、それぞれ死ぬんじゃないかという思いがありますので、それはそれとして気をつけていただきたいなと思います。

できれば、壮大な計画ですけれども、駅から地下道を造って、今や技術的に不可能ではないでしょうから、ほかの都市のように、雪が落ちたら地下道を歩いてって

いう、そういうことも——まあ、私が生きてるうちは無理でしょうから、将来的には考えてほしいなど。中心市街地に遊びに来て、雪に困らなく買い物できる。ただ、さっき言いましたように、補助金の関係では、多くの方が、いわゆる使い道は違うんだけれども、そんな金あったら雪に使えよっていう思いを持っている方がおりますので、そののところだけは頭に置いて開発を頑張っていただければということをお願いして、これは終わりたいと思います。

ありがとうございます。

次に、2款5項2目、基幹統計調査事務についてお伺いをします。

まずは、令和7年の国勢調査の実施結果についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 藤田委員からの国勢調査の実施結果についての御質疑にお答えいたします。

国勢調査は統計法に基づき、5年ごとに実施される国の基幹統計調査であり、日本に住む全ての人と世帯を対象に、10月1日現在の人口や世帯の実態を把握するため実施されるものであります。

本市における令和7年国勢調査の実施体制につきましては、昨年5月末に赤坂副市長を本部長とした令和7年国勢調査青森市実施本部を設置、6月から7月にかけて、指導員及び調査員を募集、その後、研修を行った後、9月末から10月末にかけて、指導員236人、調査員1040人により調査票の配布・回収を行ったところであります。

調査の回答方法につきましては、インターネット回答、郵送回答、調査員回収の方法により実施し、回収した調査票を確認した後、本年1月16日に県へ調査関係書類を提出いたしました。

なお、調査結果につきましては、総務省統計局において集計され、速報値が本年5月頃に公表されることとなっております。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 国勢調査5年に1回、研修を行って、6月から7月にかけて募集してね、そのあと研修を行っているということで、5年に1回行われて、いわゆる交付税の算定基準になりますので、それとやっぱり個人情報扱うので、十分注意していただくように、研修は十分にやっていただきたいなと思います。

研修も、ただ研修やればいいというものではなくて、個人情報をどう守るか、それをきちっと調査員が——5年前やった人でも、5年たてば忘れるだろうから、調査員に関しては、なかなか集まりにくい環境だと思います。そういう意味では、担当は大変でしょうけれども、きちっと個人情報を扱うので、研修を怠りなく注意していただいて、研修をして、研修内容のテストぐらいやっても罰は当たらないんでねえかと思いますが、ぜひとも、個人情報を十分守るような、調査員に対して研修をやっていただくことをお願いしておきます。

次に、令和8年度に実施される基幹統計調査における企画部の予算の内訳についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 基幹統計調査の予算内訳についての御質疑にお答えいたします。

基幹統計調査は統計法に基づき、国・県が実施する重要な統計調査であり、国及び県から委託を受け、調査事務を行っております。

令和8年度に企画部で実施する基幹統計調査について申し上げますと、全額国・県からの支出金で実施することとしており、予算の内訳につきましては、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とした学校基本調査事務として7万8000円、本県における海面漁業の実態を統計的に明らかにし、水産行政運営の基礎資料を得ることを目的とした海面漁業調査事務として69万円、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を、全国及び地域別に明らかにすることを目的とした経済センサス活動調査事務として1572万6000円、経済センサスにおいて設定した調査区を管理し、必要な修正を行う、経済センサス調査区設定事務として1万4000円であり、合計で1650万8000円となっております。

本市といたしましては、これらの調査の円滑な実施に向け、必要な体制を準備してまいります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 青森市が基幹統計の調査に選ばれる。適当にやっていると選ばれませんので、そういう意味では、きちっとやっている市だなということで、ちよくちよく多分選ばれると思います。

学校基本調査事務、県に報告しないのをそのままコピーして出してもいいような多分内容だったと思ってますけれども、経済センサス活動調査、これに関しては、青森市が選ばれて、貴重な資料になればと思います。

そのほかね、保健部——基本統計調査は、保健部・福祉部にもあるようですけども、統計こそが次の取組の基礎となる資料ですので、ぜひともきちっと取り組んで、私は、最初、統計っていったときに、総務部の統計係が青森市のやっている統計を全て網羅しているんだと思ったら、残念ながらそうでなくて、県に報告しないものを県の統計から引っ張り出すっていう苦勞をしておりますので、ぜひとも青森市の統計係も、県と同じぐらいのレベルでいろんな統計をとっていただければと思うけれども、仕事が増えるので、その話はやめておきますが、次の取組の基礎となる資料となりますので、ぜひとも活用していただくことをお願いして、基幹統計調査事務については終わりたいと思います。

次に、4款1項3目、公衆便所管理事務についてお伺いをします。

公衆便所管理事務の予算の内訳をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 藤田委員からの公衆便所管理事務についての御質疑にお答えいたします。

環境部では、駅前公衆便所と第三振興街公衆便所の2か所の公衆便所を所管しており、その維持管理経費を当初予算に計上させていただいております。

令和8年度当初予算案におけます予算額につきましては、61万6000円となっております。その内訳は、トイレトーパー購入費として、消耗品費が前年比1000円増の2万5000円、便所配管詰まり等の維持補修費として、維持修繕料が前年比2万7000円減の7万4000円、電気料及び上下水道使用料として、光熱水費が前年比3000円減の16万6000円、公衆便所清掃業務として委託料が前年比2万5000円増の35万1000円となっております。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 私、ここの公衆便所を通ったときに、障害者施設の方が掃除しております。あれ、ここ青森市だよなって、1回公衆便所を——全部市内の公衆便所を調べたところありまして、農林部、浪岡の、超高いきれいな田んぼの中にぽつっとあるトイレ、それから合子沢のトイレも、この公衆トイレ、各部にあるので、これを広げてしまうと話が難しくなるので、申し訳ない、この予算が少し減った内容を聞いてみました。

障害者施設に対して、もしかしてこれ減らしたかなと思って聞いたら、増やしていただいたと。これ、賃金分ですのでね、障害者の皆さんの賃金に当たる部分ですので、最低賃金が多分上がったことに対応していただいたものと思います。ありがとうございます。

この公衆便所って方式に——公衆トイレにすれば、何かきれいに聞こえるんだけど、公衆トイレ所管事務と公衆便所——何となく便所っていうポッチャンのイメージがあるので、印象としてはね、公衆トイレがいいなと私は思いましたので。環境部の昭和のトイレは多分部長さんも覚えてらっしゃると。私は若いときであそこへ、へばりついておりましたので。

そういう意味では、トイレを各部が抱えていて、何でこういうのをばらばらでやるかなと思って。衛生管理ってば全部環境部に來てしまうしね。公衆のトイレもやっぱり一元化して管理したほうが効率がいいんでないかなと思った次第です。何はともあれ障害者施設への人件費の増がありましたので、ありがたく受け止めておきたいと思います。ありがとうございます。

じゃ、次に移ります。6款1項3目、新規就農総合支援事業に関して、多分予算特別委員会で農業に関して質疑したのは初めてかな、初めてでないかもしれないけれども。

今、イスラエル、アメリカが、イランを攻撃して、ホルムズ海峡が封鎖をされて油が高くなる。それに伴って、いろんな農業を含めて畜産の材料費っていうか餌も

高くなる。外国から輸入する食物は、38%が自給で、あと残りは輸入してるという意味では、日本の商社が買い集めることができるかが、この何ていうかな、私たちの食料を満たすだろうと。そういう意味では、何かあれば、農家をやっていけば、飯が外国から来なくても食っていけるかなと思って、私も、議員をやめれば農業をやりたいなと思っておりまして（「そんな甘くねえ、農業は」と呼ぶ者あり）大矢委員が拒否しておりますけども。

新規就農総合支援事業について、概要と令和6年度の実績及び令和8年度当初予算案における見込みをお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新規就農総合支援事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業就業人口が減少傾向の中にあって、今後におきましても、本市農業の維持・発展を図っていくためには、新規就農者の確保・育成は喫緊の課題であるという認識の下、新規就農総合支援事業を実施しております。

当該事業につきましては、1つには、国の補助により、新規就農者に対し、就農直後の経営確立に資する経営開始資金といたしまして、年間150万円を最長3年間交付する事業を実施しております。

令和6年度の実績につきましては、交付対象者は9名、交付総額は1200万円となっております。また、令和8年度につきましては、交付対象者31名、交付総額は4237万5000円を見込んでいるところであります。

また、2つには、国及び県の補助により、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の整備に要する経費に対しまして、事業費の4分の3以内の額を助成いたします経営発展支援事業を実施しております。こちらの令和6年度の実績につきましては、交付対象者3名、交付総額が1172万1000円となっております。

また、令和8年度につきましては、交付対象者5名、交付総額は1875万円を見込んでいるところであります。

また、3つには、令和8年度から新たに本市独自の支援策といたしまして、就農後4年目、5年目における経営課題の改善に必要となる小規模機械等の整備に要する経費に対し、事業費の2分の1以内の額を助成いたします経営確立支援事業を実施することとしております。

この経営確立支援事業につきましては、経営発展支援事業の対象とならない1件当たりの事業費が50万円未満の選果機、草刈り機、生産・栽培管理システムなどの小規模機械の取得・修繕等を対象とするものであります。

助成上限額につきましては50万円としております。令和8年度につきましては交付対象者は13名、交付総額は650万円を見込んでいるところであります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 こういう支援事業って、3年目に当たれば、ぶつと切られるやつもあるけども、4年目、5年目、いわゆる少額だけれども、金を出してくれると。これはすごいな、ちょっと。

すぐ議員辞めて就農につきたいなと思うんだけど、新たに就農する、やっぱいろんな事業だけれども、大概あと3年たつとぷつり切られてしまって、皆そこでやめていくっていうのが多いんですが、なるだけこういうふうには、長くやりそうな人の支援事業もね、やっていただければと思います。

初めてでないかな、4年、5年やるというのは、3年で皆ほとんどぶつと切ってしまうというのが多い中で、ぜひとも4年、5年見て、またその中でね、いろんな、ずっと続けられそうな事業者いたら、ちょっとしたことを境にやめるっていう判断になりますので、ぜひともそこもきちっと見ていただいて、新規就農者を支援していただくことをお願いをしたいと思います。ありがとうございます。私も新規就農をちょっと考えたいと思っておりました。

次に、同じ款項目です。農地利用集積事業について、事業概要と令和6年度の実績及び令和8年度の当初予算案における見込みをお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農地利用集積事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するとともに、耕作放棄地の発生を抑制するため、地域の農業の担い手へ農地の集積・集約化を図ることを目的に、農地利用集積事業に取り組んでいるところであります。

当該事業につきましては、農地中間管理機構を通じまして地域の農業の担い手にまとまった農地を貸し付けた地域に対し、貸し付けた農地の割合に応じて、国の補助事業により協力金を交付するものであります。

令和6年度の実績につきましては、荒川・新城地区の圃場整備組合に対しまして、交付対象面積は1923アール、交付額が249万9900円となっております。

また、令和8年度につきましては、圃場整備の実施に向け、地域の農業者等で協議が行われております天田内地区及び後菴・矢田前地区の2地区について、協力金の交付を見込んであります。天田内地区につきましては、交付対象面積は3570アール、交付額が1213万8000円、後菴・矢田前地区は、交付対象面積が4590アール、交付額が1560万6000円を見込んであります。

ただいま、令和6年度の実績の中で、荒川・新城地区の圃場整備組合と申しましたが、正しくは油川・新城地区の圃場整備組合でありますので、謹んで訂正しおわびさせていただきます。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 補助制度のことなんだね。集積事業と言ったので新しい事業かと思ったら、圃場整備の話ね、ありがとうございます。

これは圃場整備ってったら多分国から来るので、国から全部——全額だったか、来るので、ぜひともあちこち、きれいな田んぼにさせていただいて、効率良い事業ができるように、引き続き支援していただきたいと思います。

次に、また、農林水産部長ですね。6款1項4目、青森市営牧野維持管理事務について。いわゆる青森市営牧野における令和8年度の管理体制、畜産費について及び青森市八甲田憩いの牧場における令和8年度の管理体制をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の管理体制についての御質疑にお答えいたします。

初めに、青森市営共同牧野につきましては、八甲田山麓の国有林等を活用し、牛の預託管理を行うことにより、畜産農家の労力軽減や生産コストの低減等を図ることを目的に設置している施設であります。

当該施設の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設や放牧牛、牧草地の管理をはじめ、施設の使用許可や使用料の徴収等を行ってまいりました。

令和8年度以降につきましても、指定管理者による管理を行うこととし、昨年、青森市八甲田憩いの牧場とグルーピングをした上で、事業者を募集したところ、応募がございませんでした。

この結果を受けまして、施設の利用に影響が生じないよう、令和8年度からは、本市直営と管理業務委託の組合せにより、施設を管理運営する準備を進めてきたところであります。

具体的には、施設の使用許可や使用料の徴収、維持修繕等に係る業務は本市が直接行い、施設や放牧牛、牧草地の管理など、業務委託可能な内容につきましては、外部へ委託し、管理・運営をすることとしております。

また、青森市八甲田憩いの牧場につきましては、観光農業の推進を図るとともに、都市生活者等に対し、自然環境及び農業に親しみ、理解を深めてもらう場として設置をしている施設であります。

当該施設の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設管理をはじめ、施設の団体利用の受付や利用許可、利用料金の徴収、レストラン運営のほか、自主事業として、バーベキューコンロのレンタルなどを行ってまいりました。

令和8年度以降につきましても、指定管理者による管理を行うこととし、昨年青森市営共同牧野とグルーピングをし、事業者を募集したところ、こちらも応募がなかったものであります。

このため、令和8年度からは施設の使用許可や使用料の徴収、維持修繕、光熱水費の支払い等に係る業務は、本市が直接行い、施設管理やレストハウスの周辺除雪など、業務委託可能な内容につきましては、外部へ委託をし、施設を管理運営する

こととしております。

なお、レストハウスにつきましては、レストラン営業を休止し、来場者の休憩・飲食スペースとして利用することとしております。

また、パターゴルフ場につきましては、人工芝の劣化が著しいため、利用を休止する予定であります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 牧場に関しては、いろいろと飲料水の悪化から経過を見てきた1人として、ついに、いわゆる業者から逃げられたかっていう思いです。

あんまり管理費を安くすると、安くする。それでなくても業者が見つからないでひいひい言っているときに、直接管理せざるを得ない状況になるのかなと思ったらやっぱりこうなりましたよね。仕方がないところで、きちっと業務内容は、やることは変わらないので、牧場も牧野も逃げていかないので、管理しなきゃならない、これはどうにもならない、ぜひともきちっと、担当課——畜産課が担当するんでしょうけれども、いや昔の話で笑うけれども、草刈るときになれば、農林水産——水産も含めて、庁舎にいるやつがみんな行って、草を刈っていると。課長も行って草を刈っているという、あれって行ったらちょうど草を刈っているときで、課長も草まみれになっていたという記憶がありますが、ぜひとも大事な八甲田牛の餌になるんでしょうから。いろいろとありましたけれども、管理していただきたい。よろしくお願ひしたい。ただ、皆さんもあれですが、八甲田牛、生協に売っているそうです。いつ生協に出るか分からないですけども。

牧場祭りが終わってから八甲田牛を食べておりません。私のうちでは、肉はMEGAとユニバースなので、八甲田牛の成牛っていったら——はっきりと覚えているんだけど、祭りがなくなってから八甲田牛を食べてないという意味では、最後にやめるときに、牧場長に何でやめるのやって。いやいや、とても手を出せない、忙しくて。ですよね。参加するほうは、全部用意したものを食って、全部野菜も肉もちゃんと用意していて、あと焼いて食うばかりで、飲むばかりなのに、準備の人たちは後片づけも大変だなと思って何も言えなかったけれども。

改めて八甲田牛、この辺の人たちに八甲田牛はおらんどが育ててるのって。いやいや青森の八甲田牛だって私突っ張ってますけれども、八甲田牛は幻の牛だそうですので、ぜひとも、大変でしょうけれども、お祭りをやってほしいなど、そう願っている一人ですので、ひとつ今後とも、管理をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。——でも、まだだ。

6款農林水産業費1項農業費6目農業振興センター費についてお伺いをします。

農業振興センター費における奨励作物等栽培研究事業及び組織培養・土壌診断事業及び園芸種苗供給事業について、それぞれ事業概要についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業振興センターの事業概要についての御質疑にお

答えいたします。

本市では、農業経営の近代化及び農業者の生活の向上を図るとともに、新たに農業に従事しようとする者の育成に資するため、農業振興センターを設置しているところでもあります。

農業振興センターの主な取組といたしまして、奨励作物等栽培研究事業につきましては、県や青森農業協同組合など関係機関との協議・要請を踏まえまして、本市に適した野菜・花き等の選定に向けた栽培試験を実施することで、農産物の安定生産や品質の向上、新たな地域特産物の開発を図っているところでもあります。

令和7年度につきましては、自動開閉装置を利用したトマトの品種比較調査及び高温対策資材の使用効果調査、また、ネギの緩効性肥料局所施用による減肥省力栽培調査、また、遮熱ビニールを利用いたしましたトルコギキョウR T F 苗の有用性調査、アレンジアスターのピンチ苗の品質調査などの栽培試験を行っております。

これらの結果につきましては、業務報告書として県農業普及振興室や農業協同組合等へ配布するほか、本市ホームページへの掲載を通じまして、生産農家へ周知しているところでもあります。

また、組織培養・土壌診断事業では、農家圃場の土壌を分析・診断し、バランスのとれた施肥設計を指導することにより、地力の維持・増強など、健全な土づくりを促進することで、農作物の品質・収量の向上を図っているところでもあります。

令和7年度は、延べ52戸の農家から合計137点の申込みを受け、申込み農家に対しまして、土壌改良の処方箋を交付するほか、青森農業協同組合主催の相談会を通じまして、健康な土づくりに向けたアドバイスを行っているところでもあります。

さらに、園芸種苗供給事業では、ピーマン・トルコギキョウなど、収益性が高い野菜・花きにつきましては、農業振興センターで生産いたしました良質な苗を生産者へ供給することにより、産地の維持と営農経営の向上を図っているところでもあります。

令和7年度につきましては、ピーマン苗を農家12戸に対しまして、計6470本、トルコギキョウ苗を農家12戸に対しまして、計15万2800本、それぞれ供給しているところでもあります。

令和8年度にも引き続きこれらの事業に取り組ながら、野菜・花き等の高品質安定生産と本市農業の振興を図ってまいります。

○蛭名和子委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

土壌のやつは、前に1回行って見せていただいて、今ピーマンと花っこです花っこ。また新たに取り組んでいらっしゃるということで、前にホタテガイが高水温でいかれた、気温も上昇しているということで、作物の研究すればいいという提言をしてきたんですが、なかなか水産振興センターも古くなって、業務が縮小になって、なかなか先を見越した研究に取り組めていないなという思いで、残念です。

農業振興センターも古くなってね、そろそろ、新たな研究をするには、なかなか難しい施設になってきているかと思います。中心地にね、お引っ越しを考えてもいい時期なんではないかなという。農林水産業が青森市の基幹産業であるならば、やっぱり研究開発ができるように、両センター——農業・水産両センターのね、事業の充実が私は必要だと思います。

大昔は、帰りになんか持っていけとしゃべられるけども、何年前か——もう二十何年前、三十年前から、行って押し売りされます。それで、ちょうどネギできた、おお、いいネギだ、ネギ欲しくなかったんだけどもや、何ぼ何ぼだって金取られて持たされた記憶がありまして、なるべく農業振興センターに寄らないように努力した記憶がありますが、いろんなものを作ってね、いろんな研究をしていただく場ですので、ぜひとも研究費をもぎとって、誰が削っているか分かんないけども、もぎとって研究していただくようお願いして、この項を終わりたいと思います。

最後にちょっと意見を述べて終わりたいと思います。

ツキノワグマ、渡部委員が質疑するということです。私たち去年、秋田で勉強会をやって、秋田以外の人たちがはあーって笑っていたのが、もう5月、6月、おいおい熊が大変だというか、それで、県から意見がありました。

今のところ、働いている職員が、どうしたらいいか分からない状況です。いわゆる緊急銃猟だと、指令を出すのは市だと、自治体の責任者がいて、市だと。じゃあ、担当者は誰だと。今新しい課ができる課長さんの責任者になると。課長の責任で撃てとやる訳だけれども、撃つ弾もね、猟友会のちゃんとした弾でねば、当たんねば大変だし、そういう意味では、本当に大変です。なので、今年どういうふうに——ちょっと秋田に聞いてないんだけど、秋田県は来年度の熊の出没の予想をして、対応策をしています。そういう意味では、どれぐらい予想したか分かんないけれども、新しい課をつくるといっても、担当者が判断を誤った場合、職員の過失と捉えられて、職員が、身分が悪いということがあってはならないし、そういう意味ではきちっとした対応を国に求めたんだけど、いまだにそういう対応ができてないことがこの前分かりました。

今回は、私は沖館の、見たっていう、川に行って見たってあれで一日翻弄されて、そのときにね、別のところに出ればどうすんだべと。何箇所も出ればどうすんのやっていう。でも、担当者であれば、多分見て電話して来る頃には、熊はどっか行ってしまっているという。そういう意味では大変難しい仕事です。

そういう意味では、現場に実際に猟友会の皆さんと、どうしたらいいか真面目に議論していただいて、市としてね、やっていただくことをお願いして、私は終わりたいと思います——あ、爆竹だ。これやんだ、秋田で爆竹効果あるってしゃべられたんだ。でも、一生懸命、ここさ持ってられないやな。なんで、そういう爆竹もね、すぐぷっと火ついてぷっと投げられるような爆竹を研究して、開発していただいて、青森市として設けてください。

以上で終わります。

○蛭名和子委員長 次に、山田千里委員。

○山田千里委員 無所属、山田千里です。

4項目について質疑を行います。

まずは、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連して、流・融雪溝についてです。

今冬の豪雪災害において、生活道路への除排雪が行き届かなかったのはもちろんですが、近隣に雪寄せ場がない、あっても、高齢者だけの世帯では、屋根から道路への落雪に対しても、雪片づけが追いつかず、車道にもかかわらず、獣道のようになってしまった生活道路が多く発生しておりました。

そんな中、本市においては、限られた地域ではありますが、流・融雪溝の整備がされており市民の自主的かつ地域住民との協力の下、有効活用されていると認識しております。

しかしながら、整備されていない地域との格差、公平性という点では整備されていない地域住民の皆さんの、我が地域にも流・融雪溝をとの切なる願いは、今冬ほど強く望まれたことはなかったのではないのでしょうか。

今後も、限られた——現時点で可能な範囲についてですが、整備の加速に期待するところです。

そこで、まず質疑いたします。

流雪溝整備事業の進捗状況をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 山田委員の流雪溝整備事業についての御質疑にお答えをいたします。

本市では青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取組の一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。

青森地区におきましては、これまでに同計画において、流・融雪溝整備可能地区として選定した15地区のうち、6地区において整備が完了しております。

また、平成26年度からは8地区目の佃地区、令和3年度からは9地区目となる篠田地区の工事に着手をしております。

佃地区につきましては、平成22年度より事業を進めており、二級河川駒込川からの河川水を水源とし、計画延長は約11.1キロメートル、総事業費は約21億1000万円を見込んでおります。

令和3年度に、松森・佃地区融流雪溝管理組合を設立し、暫定供用を開始し、今年度は新たに約1.5キロメートルの区間において暫定供用を開始しており、年度末時点での事業費ベースでの進捗率は84%となっており、令和8年度内の事業完了を目指して整備を進めることとしております。

篠田地区につきましては、平成30年度より事業を進めており、二級河川沖館川か

らの河川水を水源とし、計画延長は約 13.5 キロメートル、総事業費は約 27 億 3000 万円を見込んでおります。

今年度は約 560 メートルの融流雪溝の整備を実施しており、年度末時点での事業費ベースでの進捗率は 23%となっております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 佃地区、篠田地区でも着実に進んでいて、佃地区に関しては来年度、完成予定だということでした。計画にのっとなって、早急な整備を進めていただきたいと思えます。

一方、既に整備済みの流・融雪溝においては、今後整備を拡張していく上で課題となりうるものが起きています。

高齢化により管理・運営の担い手不足、高齢化によりグレーチングがあげられない、電気代高騰によって会費の値上げ等課題は様々ですが、特にマイナス気温においての使用不可、水の流れが少なく、水がたまらないため投雪できない、たびたび起こるポンプの停止対応への困難等、主に取水する河川の状況に起因するものが多いです。

私の住んでいる地域、筒井・桜川地区においても、管理組合の会議において、話し合われているんですが、年々河川の水位低下によってポンプの停止が増えてきているのではないかと、そもそも取水口、地下水給水槽への構造が対応し切れなくなっているのではないかとということが話し合われています。

そこでお伺いいたします。

このように、桜川地区での川の流量自体が減ってきているのではないかとこの話も出てきておりますが、今後事業を進めていく上で、市としてどのように考えているかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

現在供用しております桜川地区の川の流量につきましては、桜川・筒井地区融流雪溝利用管理組合に取水ポンプの運転状況等を聞き取りし、現状を確認した上で、必要に応じてしゅんせつの実施等を河川管理者である県に相談することとしております。

昨年 9 月に公表しました青森市豪雪災害白書におきまして、中長期的な整備の方向性として、流・融雪溝を着実に進めていくこととしており、今後、未整備地区の事業地区選定に当たり、水源となる川の流量調査や地元の意向調査、地表勾配や流末が確保できる整備区域の見直しを再度検証していく必要があります、令和 8 年度につきましては、整備条件の一つである十分な水源の確保が可能かどうかについて、河川水の流量調査委託を実施する予定であります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 令和8年度では可能地域とされていても、本当に将来的に持続可能な水源になっているかっていう調査が行われていくということでした。

今議会一般質問においても藤田議員への答弁にもありましたけれども、当初の計画の見直しもしていくべきではないかというお話に対して、していくようなお話が聞かれたと思うんですけども、ぜひあらゆる角度から見直しをお願いしたいと思います。

では、流雪溝を整備・推進していく上での条件として、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は、費用負担を含む運営管理をするということを行うとされておりますが、自然現象や構造物などの経年劣化などにより、組合だけでは対応し切れないものも今後増えてくると思います。

流・融雪溝の管理・運営について、地元の融流雪溝管理組合との市との役割分担どうなっているかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

流・融雪溝の整備に当たりましては、1つには、十分な水源が確保できること、2つには、地表勾配や流末が確保できること、3つには、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は、費用負担を含む管理運営を行うこと、これらを条件としております。

流・融雪溝の管理運営につきましては、この整備条件に基づき、地元の融流雪溝管理組合と本市とで流・融雪溝の管理運営についての協定を締結し、本協定に基づき、地元の管理組合と本市との役割分担の下、管理運営を行うこととなります。

地元の融流雪溝管理組合と本市とで締結している流・融雪溝の管理・運営についての協定では、役割分担としまして、基本的には流・融雪溝施設の破損及び故障等に伴う大規模な施設の修繕等は本市が行い、軽微な施設の補修、施設運営に要する電気料金等の経費の負担及び日常の施設管理・運営は地元の管理組合が行うこととなっております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 協定を結び、様々連携しているということでした。

組合も様々な努力をし、いかに組合費の中でやりくりしていくかっていうことが、行われているんですけども、設備の修繕や新たな購入となるような高額な費用がかかるグレーチングとか止水板とか、組合だけではなかなかやっていけないので、修理しながら、手製でやっているっていうのは、今回の管理組合のお手伝いすることになって間近で見て、大変な作業だになっていうふうに思っていたんですけども、これ今回の聞き取りのときに伺ったんですけども、この市にある管理組合全体で、そういう修繕に必要なものとか、一括で購入とかできないものかって聞いたら、そ

のときそのときの年代で造っているものなので、そういうことはできないということだったんです。

それでもやっぱり今後持続可能な流雪溝として使っていくには、本市の財産として管理していくならば、財政的支援も含めて、何かしらの支援体制が必要かと思われます。

では最後に、令和5年第2回予算特別委員会でも1回お聞きしたんですけれども、地元の住民からもう1回聞いてくれっていうことで、声があったのでお伺いします。

流・融雪溝の泥上げなどの清掃についてどのように行われているかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

流・融雪溝の清掃につきましては、地元の融流雪溝管理組合で作業することが可能な箇所は、地元の融流雪溝管理組合で泥上げなどの清掃を行っております。

また、深さがある側溝、集水ます及び道路下を横断している暗渠部分など、地元の融流雪溝管理組合による作業が困難な箇所は、地元からの要請を受け、本市がバキューム車両等を使用した泥上げや詰まりなどの解消を行う清掃作業を業者に委託して行っております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 そういう業者に対し、暗渠の部分とか、市にお願いすれば、相談すれば受けてくれるというふうに解釈しました。

今冬は低温のせいなのか、筒井・桜川地区だけでなく、佃地区でも水の量が少なく、雪が溶けるのに時間がかかって、もう投雪できないとか、除排雪も追いつかない中で、それでも地区の中ではここが水流れていると。あそこが流れていないと流雪溝があっても、何も使えないっていう声なども多く寄せられてきました。

今後、気候変動を鑑みれば、今冬同等、それ以上に来年以降も豪雪になってもおかしくありません。

今後は市民の皆さんとの協力体制の下、やはり流・融雪溝は可能な限り整備をしていくっていうことですが、広めていくこともぜひ見直し等も検討していただきますようお願いし、この項を終わりたいと思います。

では、次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に関連して、市民病院について質疑いたします。

全国で公立病院の赤字経営や統合・再編までの道のりの中で、経営悪化により、片方の病院が診察中止になった病院などが出てきている、そういうことが話題になっている昨今、市民病院も例外ではなく、統合新病院整備までいかに体力温存し、経営強化をしていくことが問われていると思います。

そこでお伺いいたします。

令和8年度の市民病院の運営体制についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 市民病院の運営体制についての質疑にお答えいたします。

市民病院における令和8年度の病院運営体制は、急激な医療環境の変化に対応し、経営基盤を強化することによりまして、これまでの取組をさらに実行性のあるものへ発展させることを目的に、1つに、病院経営や医療業務に精通した職員で構成する経営改善に特化した組織として、医療DXに関する事務等を行う経営改善サポートチームの設置、2つに、医事運営診療情報管理、地域医療連携等の医事業務を統括・調整する機能を強化し、地域医療構想で求められる市民病院の急性期病院としての役割への対応と、さらなる経営改善の推進を図るとともに、令和8年度には診療報酬改定が予定されておりました、制度改正への迅速かつ的確な対応が不可欠でありますことから、新たに市民病院事務局医事課の設置を行い、市民病院事務局の強化を図ることとしております。

今後におきましても、県立中央病院との統合を見据えながら、青森地域保健医療圏における中核病院として、安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指し取り組んでまいります。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 ありがとうございます。

精鋭部隊による経営改善サポートチームの設置、経営改善の推進とともに、令和8年度の診療報酬改定予定による制度改正への迅速かつ的確な対応のための医事課の設置で事務局の強化を図るということでした。

それでは、続いて質疑いたします。

経営改善サポートチームで令和8年度に取り組む予定である医療DXに関する事務とはどのようなものか、内容についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 医療DXの内容についての御質疑にお答えいたします。

厚生労働省によりますと、医療DXとは、保健、医療、介護の各段階において発生する情報やデータを全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の要望を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることとされております。

今般設置する経営改善サポートチームが取り組むことを想定し、令和8年度当初予算に計上しております医療DXに関する具体的な内容といたしましては、1つに、看護記録について、病室内スペースの制約により、病室で一旦作成したメモ等を基に、勤務終了時に改めてナースステーションでノートパソコンに入力するといった

非効率な状況となっておりますことから、電子カルテと連動したモバイル端末等を導入し、病室内で看護記録入力等を行える環境を整備することにより、患者対応の一連の流れで業務が完了する仕組みに改めることで、看護師の業務効率化を図ること。2つに、病床の利用状況を各病棟単位で管理しているために、全体の把握に時間を要しておりまして、入退院調整が円滑に行えないという状況になっていることから、病床の利用状況を一元管理できる病床管理業務支援システムを導入し、病院全体の入退院状況や病床利用状況をリアルタイムで把握できる環境を整備することにより、効率的で病床調整を行える仕組みに改めることで、入退院業務の円滑な調整と病床運営の効率化を図ることなどを予定しております。

今後におきましても、医療DXにつきましては、医療分野のシステムや技術が日々進展していることを踏まえ、限られた人員の中で質の高い医療を提供できるよう、関連する情報の収集に努め、適宜対応してまいります。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 看護師さんたちの業務の効率化、負担軽減、そして、ベッドの稼働率を上げていくことで、部署間での情報共有とか、ひいては経営強化にもつながるといことで、本には書いてありましたけれども、今回の医療DX、厚労省の説明書によると、このICTの活用によって看護業務の効率化を推進させることで、算定できるものとかが増えていくっていうことだったんですけども、今回のこの医療DXもそういう算定基準に関わっていくものなんでしょうか、それと、あと国の何か補助金とかそういうのも発生するのでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 医療DXに関します、まず補助制度についてお答えいたします。

今回、国の令和7年度の12月に行われました補正予算におきまして、ICT機器等を導入による業務効率化、職場環境改善に資する取組に対する支援策が打ち出されまして、先般、この補助金に関する国の実施要綱が示されました。現在、これを受けた県の補助制度について注視しているところでありまして、これらの補助制度の内容等を含めて、さらなる検討を並行して進めているところであります。

また、国のほうから、診療報酬改定の中で、いわゆる医療DXの推進、こういったことを行うということが、業務改善としてきちっと行われていることを条件に、診療報酬の加算を行うというふうなことは、おのこの業務において、かなり義務づけられてきているというように受け止めております。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 今回そういう説明書いろいろ読むと、いろんな加算がとれるような内容があるんですけども、このやっぱDX導入していくってのは、かなり労力としても大変でしょうし、経費としてもかなりのコストがかかるものと思っています。

今後このDX、導入までも、そして、導入してからもかなり時間もかかるし大変だろうと思いますけれども、まずは市民への安全・安心な医療提供をお願いしたいと思います。

また、今後、今回この医療DX導入に関しては、市民病院としては初ということだったので、効果についても今後注視していきたいと思います。

この項については終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、民生委員児童委員活動支援事業についてです。

質疑いたします。民生委員協力員制度の概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 山田委員からの民生委員協力員制度の概要についての御質疑にお答えいたします。

民生委員協力員制度は、民生委員の負担が増加し、担い手不足が全国的な課題となる中で委員の活動を協力員がサポートするための仕組みであります。

本市におきましても、昨年12月の一斉改選時点で85人の欠員が生じており、担い手の確保は重要な課題となっております。こうした状況に対応し、委員の負担軽減と担い手確保を図るため、国が令和6年度から新たに補助対象とした本制度の導入について検討を重ねてまいりました。

検討に当たりましては、昨年6月から7月にかけて、全ての民生委員を対象としたアンケート調査を実施し、回答者の6割以上から制度の活用に向きの意向が示されました。また、その後の地区民生委員児童委員協議会との意見交換におきましても、導入への反対意見はなかったところであります。

これら現場の意見や先行自治体の事例を総合的に判断した結果、本制度の導入は、民生委員の負担軽減と担い手確保に資する有効な手段であると判断したものであります。

本制度の主な概要につきましては、協力員は民生委員の推薦に基づき市長が委嘱し、配置人数は、民生委員1名につき1名を原則といたします。

活動内容といたしましては、民生委員の指示の下、高齢者や子どもたちへの声かけや見守り活動を補佐するほか、敬老会などの地域行事への支援などを想定しております。

任期につきましては、委嘱の日から最初の11月31日までとし、以降は1年ごとに更新を可能といたします。

また、活動費として年額1万2000円を支給し、ボランティア保険料や活動に必要な消耗品費も市が負担いたします。

なお、守秘義務の遵守につきましては、推薦時に本人から誓約書を提出いただくことで担保いたします。

こうした制度設計の下、令和8年4月からの導入に向け、活動費等を含む事業費84万4000円を令和8年度当初予算案に計上し、本定例会で御審議いただいでい

るところであります。

本市といたしましては、本制度の着実な運用を通じ、民生委員が活動を継続しやすい体制を構築することで、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、地域共生社会の実現を推進してまいります。

先ほど、委嘱の日から最初の 11 月 31 日までと申し上げましたが、正しくは 11 月 30 日でした。謹んでおわびし訂正させていただきます。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 民生委員の活動については、民生環境常任委員会のカダる会でも直接お話を聞いたりして、かなり幅広い活動内容の中で、また、担い手がいらないということもそうですし、今後を将来的に見据えた中で、この協力員制度というのは、大きな効果を表していくんだと思います。

ちょっと時間なくなってきたので、これでこの項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

そうすると最後に、教職員の働き方改革の D X 推進事業についてお伺いいたします。

教職員の働き方改革における D X 推進事業の概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 山田委員の教職員の働き方改革における D X 推進事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

教職員の働き方改革における D X 推進事業は、市内の小学 5 年生から中学 3 年生までを対象に、ドリル教材、テストの作成、採点機能等を兼ね備えたパッケージを導入することにより、教職員が行っている単元テスト、まとめテスト及び定期テストの問題の作成、印刷、採点業務等の負担を軽減し、学びの充実を図ることを目的として行うものであります。

また、この教材を活用することで、文部科学省が小学 6 年生と中学 3 年生を対象に、毎年実施している全国学力・学習状況調査において、令和 9 年度から全面実施予定である I C T 端末等を用いた方式、いわゆる C B T 方式においても対応することが可能となるものであります。

これらのことから、教職員の働き方改革における D X 推進事業の実施は、教職員の働き方改革を促進し、教職員が子どもと向き合う時間を創出することにより、児童・生徒一人一人に寄り添った教育を行うことができるものと考えております。

○蛭名和子委員長 山田委員。

○山田千里委員 すいません。ちょっと時間がなくなっちゃったので、まとめたいと思います。

教職員の働き方改革進めていくことによって子どもたちと向き合う時間が創出できるということでした。今後もこの A I ドリルを活用していくことによって、不登校児童・生徒や特性ある児童・生徒にも、効果が資するものと考えております。

教職員の皆さんの多忙化を少しでも解消できるような形で、そしてまたこのA Iドリル一括で、市内全域で児童・生徒の皆さん同じ内容で勉強できるということにも期待いたしたいと思いますので、今後の動向を見ていきたいと思います。

そして、子どもたちに対しても、しっかりと紙の大切さも一緒に教えていってほしいと思います。A Iドリルだけでなく、紙とか、実際に書くそういう作業の大切さも一緒に教えていって、ハイブリッドな活用をしていっていただきたいということを願ひまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○蛸名和子委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月13日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時30分散会

2日目 令和8年3月13日（金曜日）午前10時開議

○蛭名和子委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、3月11日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会の申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
創青会、木戸喜美男であります。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、除排雪事業についてお伺いいたします。

初めに、今冬の記録的豪雪で亡くなられた方々には、お悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方々にはお見舞いを申し上げます。

1月下旬から続いた記録的な豪雪により、市内の道路除雪作業は追いつかない状況となり、市民生活に大きな不安と影響を及ぼしました。

市民からは私に、除雪車が来ない。2週間以上来ない。場所によっては3週間来ない。どうなっているのか。また、車を出せない。やっと車を出せても、家の前でスタックしてしまい、どうしようもない。人手もいない。スタックした車も動かさない状況になってしまった。また、高齢者の一人は、歩いて買い出しに行かなければいけない、どうしたらいいものやら。また、病院に行きたいが、バスは運休して病院に行けない。薬も、だんだん少なくなってきた。どうすればいいのか。木戸さん、何とかならないんですか。また、除雪が入らず、灯油の配達ができることができない。木戸さん、灯油を持ってきてもらえるものですかなどと皮肉を言われました。高齢者が歩いて買物に出かけたが、悪路で滑って転んで足の骨を折って入院した、そんなことも言われました。また、ある人は、税金を支払っているのに除雪車が来ない。これでは市民が見放されているのではないかなど、私自身、市民から多くの意見や話を聞きました。

私ごとではありますが、2月10日火曜日、常任委員協議会の日でありましたが、たまたま、これまでずっと夜中に、ごみを出すことをしてきました。それは、今、老人が一人暮らしでいる家庭であります。その家庭のごみを出しに行くのですが、たまたま、その日は夜中の2時半、目が覚めたので、いや、どうせ行かなきゃいけないんだったら、車の交通量の少ないうちに少しでも行ったほうが良いなど、そう思いつつ、そこのおうちまで車で行き、ごみを出しに行きました。当日は暖気があって、小雨でありました。そして、道路も少しぬかるみになっていました。いや、ど

うしようかと悩んだのですが、やはり自分も年も年でありますので、車で行ったら何とかなるだろう、そんな思いで入ってしまいました。ところが、ぶすぶすと雪にタイヤが埋まり、走りづらい環境になってしまった。そんなとき、行ったら、屋根の雪が道路に落ちて前方を塞ぎ、入っていくことができなくなり、後退するしかありません。そんな折、後退しようと思ってバックはしましたが、タイヤが硬い部分から外れてしまい、ついスタックしてしまいました。どうしようもなく、私が頭の中で考えたことは、今日は常任委員協議会でどうしても行かなければいけない。でも、このスタックした車をそこに置くわけにはいかない。どうしたらいいのかと考えたとき、たまたま、うちのせがれが、ホイールローダーというか、会社で使っている除雪機を持ってきたので、つい、せがれに電話しまして、3時半頃ですか。ごめん、お父さん、車を埋まらせてしまったから、頼むよ。分かった、ということ、そのホイールローダーを持ってきて、牽引ロープで引っ張り、やっとの思いで出してくれました。私には、せがれの顔が本当に神様のような顔に映りました。脱出したときに、本当にさっぱりした。これだけは本当に何と書いていいのか分からない、そんな気持ちになりました。日夜、青森市内で、いろいろなところで、そういう現象があったと思います。

今定例会一般質問においても、多くの議員から今冬の除排雪について質問されていましたが、2年連続の豪雪災害に対応し切れなかったことや、近年の雪の降り方、質などを考慮すれば、青森市の除雪体制は抜本的な見直しが必要となっています。

市では、今年度、除排雪検討会議の開催や豪雪災害白書を作成し、雪対策に対する課題整理や解決に向けた検討を行ったとしていましたが、本当に反映できたのでしょうか。除排雪体制を考える上で、何よりも現場の実態を把握することが重要であり、実態を踏まえた見直しを早急に進めるべきと考えます。

除排雪の実態を掌握するためには、まずは除排雪事業者の聞き取りをはじめ、契約方法の在り方や作業管理の方法など様々な課題があり、これらを総合的に見直す必要があると思っております。

特に除排雪事業者に関しては、近年において、オペレーターの高齢化が進むとともに、建設業以外の運送業など多種多様の業種の事業者が参入しております。今後の除排雪事業者を確保、維持していくことが大きな課題と思っております。

そこでお伺いいたします。

現在の除排雪事業者において、複数の工区や路線を掛け持ちして契約している業者は何社あるのかお知らせください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）木戸委員の除排雪についての御質疑にお答えいたします。

本市では、除排雪作業の事業者選定に当たりましては、除雪機械及びダンプの保有状況、これまでの道路除排雪の経験の有無、これまで受託している工区や路線と

の関連性による効率性、そのほか、会社の所在地等から募集工区までの距離などを総合的に判断し、最も適した者を選定しております。

令和7年度の本市が発注する幹線道路及び補助幹線道路、全面委託工区など、除排雪作業に関する受託事業者数は108社であり、そのうち複数の工区や路線を契約しているのは79社となっております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。

市が発注する除雪業務において、複数の工区や路線を受け持つ事業者は全体の約8割ぐらいとのことでありました。

事業者によっては、市の業務のほかにも国や県、また、民間企業の駐車場などの業務も掛け持ちしているケースがあると聞いております。こういったことで、駐車場の除排雪はしっかりやって、そして、市のほうの除排雪はその次になっているのではないのかな。ということは、民間の除雪をしっかりやらないことには、来年からおたくの業者とは契約しません。そう言われるということがあるので、まずは一般の駐車場——パチンコ屋だとか薬屋だとか、いろいろなところがありますよね。スーパーとか。まずそういったところの除雪をしながら、市の工区などに入ってきているのではないのかというふうな話も聞こえております。

また、今冬、市では、市内の道路状況を把握し切れなかったことも、私は課題であると思います。職員パトロールを実施しているとのことですが、パトロールだけでは、市内全域を掌握することは困難であると思います。

そこで、再質疑いたします。

除排雪事業者の重機にGPSとカメラを搭載し、市内の道路状況の把握に活用してはどうかと考えますが、市の見解をお知らせください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきまして、GPSやカメラを導入するに当たりましての主な課題としましては、除排雪延長が約1570キロメートルであり、使用する重機・ダンプトラックが2000台を超えているなど、GPSやカメラの端末や管理サーバーなどの導入・運用費用が相当額になることが挙げられ、全市的な導入に当たりましてはコスト縮減策に関する検討が必要となります。

GPS等の全市的な導入に向けた費用圧縮策の一つとして、令和7年12月18日に締結をしました東青除排雪協会、システム提供事業者、本市の3者による協定に基づき、除排雪事業者が所有するスマートフォンに専用アプリケーションを導入して稼働をさせる、いわゆるBYOD方式のシステムを試験導入しております。

本市としましては、除排雪業務において重機にGPSやカメラを搭載することは、作業の実施過程の把握が可能となり、作業管理の効率化や状況把握の迅速化、物損

の責任の所在の明確化につながる可能性があるものと認識をしております。

一方で、機器の導入費用や通信環境の整備、映像データの管理方法、委託業務における運用方法など、導入に当たって整理すべき課題もありますことから、今冬のGPSの試験導入結果や、他自治体の事例、技術動向を調査しながら、除排雪作業の効率化や道路状況の把握の高度化に向けた見直しを進めてまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 まず、GPSやカメラの導入に当たっては、相当額のコストを要するとのことでありました。

毎年毎年やらなきゃならない、この除排雪に対して、相当額のコストを要するの——ありますけれども、ここ青森は世界でも有数の——今は人口が少なくなりましたけれども、当時は30万人都市で、世界で一番雪の多い青森市、そんなことを言われました。そして、これまでの大先輩など、そういう方々は、雪を克服すれば、青森は非常に暮らしやすい、本当にいいところなんだということで、これまで一生懸命、冬の除雪をしっかりとやるための方策も考えながら、今日まで来たものと思います。

でも、あまり雪が降らない状況が長引くときがあれば、災害はいつ来るか分からないということで忘れてしまう。よって、現状を言わせていただければ、市民から苦情が来ました。電話すると、出動命令は出しています、いや、出動命令は出していますけれども、じゃあ、どこに入ったんですか。どこなんですか。市民の人は全然分からない。よって、市民からは、いやいやいや木戸さん、どこに入っているんですか、何も目に見えないよと言われます。

そこで、市内の道路状況を把握する方法として、まず、さっき言いましたパトロール職員を増員する。そういうことも必要かと思います。しかし、日々、生活道路を走るごみ収集車の事業者と連携して、道路状況を把握する。これも一つの情報ではないでしょうかと私は思います。というのは、新聞配達は1人で配達する、郵便配達員も1人で配達する。でも、ごみ収集車というのは2人体制で走っていきます。よって、1人の目で見るのでなくて、2人の目で見ると。そして、なおかつ、ごみ収集車といえば、パッカー車ですよ。そのパッカー車が入れない。このたびそういう状況にも、なっています。入れなくて、ビニールシートにくるめてというか、ブルーシートを広げて、それにごみを乗せて、魔法のじゅうたんでないけれども、引っ張って、次の収集のところまで持っていったりしている、苦労している方もいる。また、パッカー車が入れないので、小型車を使って、これは違法かどうか分からないけれども、まずは、ごみは収集しなきゃいけない。そういうことで一生懸命努力しているんですよ。

片や、どうしてもそういうことができない業者は回収に行けない。パッカー車が埋まっている。そんなことで、市民の方々は、木戸さん、ごみ集積場、生ごみを出

したんだけど、次にプラスチックごみを持っていったら、まだごみがあって、いいんでしょうか。いや、それは私らの心配することなくして、ごみが混ざってもしようがないから、まずは、ごみ集積所に入れるにいい分だけ入れてちょうだい。その後に関しては、環境部と話をしながらやっていきます。よって、まずは自分たちのところのごみは、入る分だけは、まず入れておいてくださいというふうな話もしながら、本当にこういったことになれば、市民、そして行政が一体化していかなきゃいけないと思います。

それで、私が思うのは、今の行政というか、予算というか、今年は12月、雪が少なかった。1月降りました。2月降りました。ざっくり言えば、まず除雪が1月入りました。お金をある程度使いました。2月にまた入りました。そうしたら、もうだんだん予算がなくなってきたから、あまり出さないほうがいいのかな。そんな感じで3月になると、ある程度予算が余ってきたというか、余裕が出てきた。よって、じゃあ出しましょうか。そんな感じが見受けられるところもあります。

というのは、私が言われたのは、木戸さん、幹線道路はシーズン契約でなくて、1回出れば何ぼだからと言われましたので、じゃあ1回出れば幾らだから、業者にはそんなに負担がかからないからいいと思いつつ。そして、シーズン契約のほうは、何回出ても同じだから、出なさい、出なさい、うんと出なさい。でも、出れば出るだけ赤字になる。当然ですよ。だから、そういった契約方法も見直さなきゃいけないよな。そう思います。

よって、財政のほうとか、いろいろなところと調整しつつ、いろいろな形で連携しながら物事をやっていただければ大変ありがたいと思っております。ですから、先ほども言いましたけれども、ごみ収集の事業者からもそういった情報を環境部のほうに上げてもらって、環境部のほうから道路維持課のほうに上げてもらって、連携してはどうかなと思っておりますので、そこら辺をひとつ、情報共有というか、そういうことでぜひお願いしたいと思っております。

私の地区の町会長、今年初めて町会長になって張り切っていました。町会長になれば、町会長専用の除雪のホットラインがある。そんなことを言われて、一生懸命電話しました。つながりません。コールセンターに電話しました。つながりません。その腹立たしい気持ちがまた私のところに返ってくるんですよ。木戸、お前のところは、電話しても、何も通じないじゃないか。何なんだ、このコールセンターは。いらないだろう。コールセンターが出たら、何としゃべったと思う。事業者に電話してくださいと言われたと。事業者に電話しました。出ません。またまた頭にきてしまう。そうすれば、どうなったのよ。これで市役所は機能しているのかと言われました。あなただって市議会議員として報酬もらっているでしょ。いやいやいや、私も一生懸命やっているんですよ。でも、目に見えない。こういったことでは、よろしくない。よって、これからは、全庁を挙げてというか、もうそれぞれの立場、予算、それと道路維持課、さっき言った環境部だとか、いろいろな――よく言えば、

町会長からいろんな情報が来ます。市の職員が見て駄目であれば、そういったところも情報が来ますと言っていますけれども、そういった件数は何件あるんですか。そんなにないと思いますよ。だから、いろいろな形で、そういう情報を収集しながら、今後の除排雪、そういったものにやっていただければ大変ありがたいなと思っています。

ましてや今、これまで除雪機、業者が持っている機械、これまでは中型化というか、そういうのでやっていました。でも、これまでやってきたのは、底剥ぎしましょう。そんなことがありましたよね、去年か一昨年。底剥ぎするには中型の除雪車で難しいんですよ。よって、今、みんな大型化してきています。大型化するのはいいけれども、その支払いが発生します。軽油も多く消費します。よって、そういったこともしっかり精査しながら、契約金、そういったものも検討していただきたい。ただ単に、これはこうだから幾ら幾らです。それではいけないと思う。

ましてや、私が思うには、道路維持課で、今年はこの形で市内全部に張りつきました。でも、工区を多く持っているところだってあるわけでしょう。そうすれば、多く持っていれば回り切れない。通常であれば回り切れるけれども、今年みたいな感じになれば、もう全然回り切れない。ましてや、今年の雪なんか、がんがん降ってしまった。盛って、掘り起こすと何倍も大きくなって出てくるんですよ、雪は。碎石と違って。それをダンプで運びます。2000台のダンプでやっていましたとか何やかんや言う。でも今年も、国道はもう3車線が1車線になってしまい、県道は県道で、走れないだけ凸凹になってしまっていて、それでまた、そこを通る工区のダンプが走れない。よって、なかなか排雪ができなかったとかがあるけれども、平日頃からしっかりやっていけば、そんなことはないと思う。私の近くで老人2人——老人ではないな——おじいさん、おばあさんと息子がいるのか。もう雪が降れば、もう玄関前からやっています。そういうところは、何もそう問題はない。ただ、道路に出れば問題はあるけれども、だから、平日頃からやっておくことが一番大事であって、そのためには予算もかかる。そうであれば、その予算をしっかりと確保しながら、例えば12月のうちに——3月までか、そこまでの予算を取って、しっかり物事をやっていくとか、そういうことも必要かと思う。

だから、さっきから言っているのは、全庁挙げて取り組んでください。そういうことを言うわけであって、まず中途半端な見直しではなく、必要な予算はしっかりと確保しながら、担当課のみならず、さっきから何回も言いますが、全庁挙げて、抜本的な見直しに取り組んでいただくよう、強く要望して終わりますが、先般、百条委員会の話が出ました。よって、百条委員会が設置されたときには、またしっかりと精査していかなければならない。このように思っておりますので、どうかそのことを肝に銘じながら、また来年、同じことを繰り返すのではなく、二度あれば三度あると言われますけれども、三度あることなくして、しっかりと除雪をして、市民が安心・安全に暮らせることを願いつつ、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、奈良祥孝委員であります。

それでは早速、令和8年度予算に関する説明書から取り上げます。

まずは95ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の公共交通円滑化促進事業554万円、この事業内容をお示してください。

併せて、前のページ——93ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費の中の除排雪力向上連携ネットワーク形成事業116万1000円、これについて事業内容をお示してください。お願いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 奈良委員からの公共交通円滑化促進事業についての御質疑にお答えいたします。

本事業は、新青森駅、青森駅及びフェリーターミナルなど市内の主要交通拠点並びに三内丸山遺跡や青森県立美術館などの観光施設を結び、主に本市を訪れる観光客の二次交通として運行しております、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の運行業務委託事業であります。

ねぶたん号の運行につきましては、これまで、利用状況等を勘案して見直しを行ってきたものであり、現在は、青森駅西口及び新青森駅東口をそれぞれ発着地とする2系統の循環ルートにより運行しております。

また、令和7年度は、年度当初のねぶたん号の運行計画策定時におきまして、あらかじめ乗客数の増加が見込まれるゴールデンウィークや夏休み期間等につきましては、特定日として増便運行を行いますとともに、イベントの情報や過年度の利用実績等を踏まえ、特定日以外で乗客数の増加が見込まれました大人の休日倶楽部パスや「旅せよ平日！JR東日本たびキュン 早割パス」の実施期間につきましては、運行事業者とも協議の上、既存ダイヤに後続車を追加し、車両2台の同時運行により乗り残しを防ぐ追走便対応を行っており、令和8年度につきましても、引き続き2系統の循環ルートによる運行と、特定日の設定による増便対応等を行うことを予定しております。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 奈良委員の除排雪力向上連携ネットワーク形成事業についての御質疑にお答えいたします。

本事業は、青森圏域の連携市町村が住民生活の維持及び道路交通の確保のため、連携して除排雪作業ができる体制の構築を目指し、除排雪力の向上を図ることを目的に実施するものであります。

事業内容の1つとして、オペレーター講習会を開催しており、令和4年度から連携事業として取り組んでおります。

当該講習会は、青森圏域5市町村の除排雪事業者や行政職員を対象とし、運転技術や安全意識の向上を目的に、除排雪に使用する車両の操作方法や安全対策等を東青除排雪協会の協力の下、実際の重機を使用しながら学んでいただく内容となっております。

2つ目として、安定した除排雪業務の担い手育成を図ることを目的に、除排雪作業の担い手となる除雪オペレーター育成に係る車両系技能講習等の受講料の費用の一部補助を行っており、令和5年度から連携事業として位置づけ、青森圏域の担い手育成支援を図っております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

公共交通円滑化促進事業というのは、簡単に言うと、ねぶたん号の経費だと。これに括弧でもいいので、ねぶたん号と書いてれば分かったんだけども、ちょっと分からなかったのがので質疑しました。

ありがとうございます。

それから、除排雪力向上連携ネットワーク形成事業。要は、技術の向上——スキルのアップのための研修ということですね。分かりました。

この項は以上でいいです。ありがとうございます。

続いて、47ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員研修事務として2584万4000円を計上しております。この新年度の事業内容、研修の中身についてお知らせください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 奈良委員の令和8年度の職員研修の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市におけます職員研修は、1つに、新採用職員や新任主査級など職位に応じた能力を習得させるための各階層別研修、2つに、事業の企画立案の考え方を学ぶ政策立案研修や職員の応対力を向上させる接遇研修などの各種研修、3つに、職務遂行に必要な知識・技能をeラーニングや通信教育により、職員個人が自発的に習得いたします自己啓発研修、4つに、庁内公募制度により国や県などの実務を通じ能力の開発・伸長を図る実務派遣研修、5つに、社会福祉主事や建築基準適合判定資格など、職員が業務を遂行する上で必要な資格を習得するための資格取得研修、6つに、職員が現場作業する上で必要な知識・技能を習得し、安全に作業を行うための労働安全衛生法に基づきます特別教育や安全衛生教育などのメニューがありまして、これらの受講により職員の能力の開発・伸長を図ってきたところであります。

令和8年度におきましても、職員の能力の開発・伸長を図り、伸び伸びと能力を発揮できる環境づくりに向け、引き続き、これらの研修メニューを継続してまいります。

以上です。

○蛭名和子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

今、様々な研修をやっているということでした。結構多くやっているんだなというふうに感じています。今の中で、6つ目に、職員が現場作業する上で必要な知識・技能を習得し、安全に作業を行うための労働安全衛生法に基づく特別教育や安全衛生教育とありました。これは具体的にどのような研修を行っているのかお伺いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 特別教育や安全衛生教育についての再質疑にお答えいたします。

本市では、職員が業務を遂行する上で必要な知識技能を習得し、安全に作業を行うため、例えば、1つに、道路維持課職員等が道路を塞いでいる倒木等について、チェーンソーによります伐木作業を安全に行うための伐木造材作業従事者特別教育、2つに、環境保全課職員等がトラックの荷役作業時におきまして、安全に荷物を積み下ろしするためのテールゲートリフター特別教育、3つに、学校の用務員等が学校敷地内の繁茂を草刈り等をする際、安全に草刈り機を取り扱うための刈払機取扱作業安全衛生教育などについて、業務上必要な職員に受講させております。

以上です。

○蛭名和子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

そういえば、私もよく学校の用務員の方ががががやっているのを見ていますけれども、ああいうのも、やっぱり研修を受けているということなんですね。分かりました。

次に、これは、一般質問でもよく取り上げられましたけれども、災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろしに関する市職員の除雪作業において、安全性の観点からどのような取組を行ったのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 除雪作業の安全面の確保についての再質疑にお答えいたします。

今回の市職員によります除雪や雪庇落としの作業につきましては、1つに、1月下旬から2月上旬の断続的な降雪に加えまして、そのはざまでの急な気温の上昇や雨の予報等を踏まえまして、作業に当たる業者について、降雪の状況から予約がいっぱいでありまして、スピーディーな対応が困難であったこと、2つに、市民の生命や財産、日々の暮らしを守るべく、市として一層主体的かつ積極的な雪害防止対策が必要と考えられましたことなどを勘案いたしまして、緊急避難的に対応することとしたものであります。

除雪作業に従事する前には、毎回、除雪作業に関する注意事項や、除雪作業の流

れを記載した資料を職員に配付しながら、1つに、職員全員で作業を開始する前に、屋根雪量、落雪場所、堆積場所、窓ガラスの位置等を確認し、作業の段取りについて共通認識を持つこと、2つに、作業に当たって、ヘルメットの着用等を徹底すること、3つに、現場の状況を確認した上で、危険性が伴う場合は絶対に無理な作業は行わないことなど、安全面に関する決まり事について打ち合せた上で作業に従事していただいたところであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

まずは、何よりも安全が第一ですのでね。また、作業する前からも安全というのは確実に必要ですので、それは今後気をつけて、意を用いていただきたいと思えます。

ただ、今回の一般質問の中でも、例えば中村議員の発言にも、私有公用車の使用に当たり、断れない状況にあった旨の発言がありました。これが事実だとすれば、到底許されるものではないです。答弁を求めなかったためにあやふやになって、主張——あのテレビを見ていた市民の方からも疑問の声などが上がっています。やはり事実を明らかにしなければならぬし、事によっては、応募した23人の皆さんから事情を聞かなければならぬ状況にも陥るかもしれません。

そこで、今般の豪雪対応に関し、職員が私有車を公務で使用するに至った経緯をお示し願います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 職員の私有車の公務使用についての再質疑にお答えいたします。

今般の豪雪災害では、県が本市の要請に応じまして、1月29日付で災害救助法の適用を決定したこと及び翌30日の内閣府の説明会の内容等を踏まえ、2月1日から青森市豪雪災害救助受付窓口を設置したところではありますが、申請件数に比例いたしまして、現地調査の件数も増大していた状況でありました。このような中、2月3日には青森市豪雪災害対策本部会議におきまして、パトロール班を10班から20班に増強し、2月5日までに調査未実施箇所を解消することという本部長指示がありました。この本部長指示に基づきまして、現地調査等を行う人員の増員を行ったものの、現場調査や除雪作業を実施するに当たり、よりスピーディーに対応するためには、現有する公用車だけでは対応し切れず、現場までの車両が不足することが予想されました。また、翌日の2月4日からの使用を予定しておりましたことから、公用車の代替といたしまして、レンタカーを確保するための契約手続を行う時間的猶予もない状況でありました。

このことから、2月3日付で職員向けのイントラネット等で、高齢者世帯等除雪支援隊に登録しております職員等に向けまして、私有車を公用車として登録するこ

とが可能な方を募集したものであります。募集に当たりましては、公費での保険加入をお知らせするなど、職員の不安の解消に配慮しながら行ったところであります。登録を強要するようなことはしておりません。

その結果、23名の職員から登録の申出があり、現場調査では13回出動、除雪作業では2回出動し、スピーディーな対応につながったものと考えております。

なお、職員の私有車が加入いたしました全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の補償は、雪や氷の悪路によります車両の破損にも適用される内容となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございました。

本会議場でもあったのは、今、登録を強要するようなことはしていないとありました。たしか発言の中では、登録した人に強要したのではないかというような発言だったのではないかという気がしています。そういうことは一切ないというふうに判断してよろしいですか。

〔小野正貴総務部長「はい」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員 分かりました。

私の質疑は以上で終わります。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米です。よろしくお願ひいたします。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費から、マイナンバーカード等交付事務の概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 軽米委員のマイナンバーカード等交付事務についての御質疑にお答え申し上げます。

平成27年度から交付が開始されましたマイナンバーカードは、令和7年度からカード本体の10年の有効期限が到来しまして、更新時期を迎えております。また、カードの普及等を目的として国により実施されましたマイナポイント事業から5年が経過し、今後も電子証明書の更新対象者が増加する見込みとなっております。さらには、令和6年度から健康保険証との一体化が始まるなどマイナンバーカードを利用する場面が拡大したことで新規申請者が増加しております。

これらの状況を踏まえまして、マイナンバーカード交付事務手続の予約や問合せに対応するため、令和8年度のマイナンバーカード等交付事務について、主に、マイナンバーカードに関する予約や問合せ等に対応するコールセンターの人員の拡充、初めてマイナンバーカードを取得する方を対象としたマイナンバーカード出張申請受付サービスの体制強化、令和8年2月から実施しております市内11郵便局にお

ける電子証明書の更新事務の継続実施を考えておりまして、本定例会に予算案を提出し、御審議いただいているところです。

以上です。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 それでは、本市におけるマイナンバーカードの保有枚数率をお示しく下さい。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 マイナンバーカードの保有枚数率についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におけるマイナンバーカードの保有枚数率につきましては、総務省が公表しております資料によりますと、令和8年2月末現在で82.0%となっており、全国平均の81.7%と比較し0.3ポイント高くなっている状況にあります。

以上です。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 82%までも行っているというので大変驚きました。全国平均より0.3ポイントも高いということでした。取組の成果かと思えます。

それでは、先ほど答弁にもありましたマイナンバーカード出張申請受付サービスの主な訪問先をお示しく下さい。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 出張申請受付サービスの主な訪問先についての再度の御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの出張申請受付サービスは、初めてマイナンバーカードを取得する市内にお住まいの個人、団体及びグループからの電話やメールなどによる申込みを受け、指定された場所に伺い、マイナンバーカードの申請受付を行うサービスであります。

主な訪問先につきましては、高齢の方や障害のある方などの御自宅や施設等となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 御高齢の方の個人宅一軒一軒に訪問して下さっているとのことでした。また、施設にも直接伺って申請手續のお手伝いをしているとのことですが、本当にこのような地道な取組が8割という成果につながっているのかというふうに思います。

それでは、マイナンバーカード出張申請受付サービスの令和5年度からの実績をお示しく下さい。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 出張申請受付サービスの実績についての再度の御質疑にお

答えいたします。

マイナンバーカード出張申請受付サービスの令和5年度からの実績につきましては、令和5年度は588件、令和6年度は628件、令和7年度は、令和8年2月末において123件となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 大体1年間で600件近い訪問をされていたということでした。

ただ、令和7年度になって少ないのは大分、8割まで市民が保有している状況になってきたからかなというふうに思います。

ただ、残り2割の方がまだ保有していないというので、これからも丁寧な取組を続けていただければと思います。

それでは、郵便局での電子証明書更新件数についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 郵便局での電子証明書更新件数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和8年2月2日から実施しております郵便局での電子証明書更新件数について、11の郵便局の合計で、2月末現在で140件となっております。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 約1か月で140件。意外と多くの方が郵便局で更新されているのだなというふうに思いました。やはり近くの郵便局で行えるという大きな利点があるのかなと思います。

それでは、この市内11か所の郵便局で電子証明書の更新手続きができるということについて、どのように周知しているのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

市内11の郵便局においても、電子証明書の更新手続きができることにつきまして、市のホームページや広報あおもりを活用し周知したところです。

今後も定期的に広報あおもりに掲載することで、広く市民の方に周知を図ってまいります。

以上です。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ホームページや広報あおもりで周知しているとのことでした。

今後も定期的に広報あおもりに掲載するということは、すごく大事なことだと思います。できるなら公式LINEも活用してはどうかとも思うんですけども、ただ、更新手続きは、お話を伺ったら、郵便局の職員が研修を行った上で実施しているとのことだったので、今始まったばかりで、郵便局の職員も研修を受けたとはいえ、自分の仕事をしながらやっているの、まだまだ大変な状況かと思っておりますので、急に

更新者が増えても、郵便局の職員も困るのかと思いますけれども、今後の状況を見て、周知の仕方もぜひ検討してもらえればと思います。

この項は以上です。

続きまして、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、清掃工場管理運営事業から青森市清掃工場におけるリチウムイオン電池等による火災防止対策として実施する不燃ごみの手選別工程の実施内容についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 軽米委員からの不燃ごみの手選別工程についての御質疑にお答えいたします。

令和2年5月に発生しました青森市清掃工場破碎選別処理施設の火災は、不燃ごみへのリチウムイオン電池の混入に起因したものと推定されております。

このことから、本市では、リチウムイオン電池混入による火災対策として、火災検知及び消火散水能力の強化を目的に、令和6年度に火災対策整備工事を実施しました。

また、稼働再開に向けましては、より効果的な火災防止対策として、環境省のリチウム蓄電池等処理困難物対策集を参考に、施設へのリチウムイオン電池の混入防止のため、施設投入前に手選別工程を導入することとし、リチウムイオン電池等の除去をより確実なものとした上で、約6か月間の試験稼働を行いながら、新たな運転マニュアルを作成するなど、火災を起こさない、火災が発生しても被害を極小化できる施設として令和7年10月1日から稼働を再開したところであります。

手選別工程の具体的な内容といたしましては、不燃ごみをおおむね200キログラム程度に小分けした上で、作業員4名が手作業で仕分けし、リチウムイオン電池等が混入していた場合は、これを取り除き、混入がないことを確認した上で施設に投入しております。また、当該工程を継続して安定的に実施するため、作業重機オペレーター1名を含む作業員計5名を増員したところであります。

令和7年10月の再稼働以降の除去実績であります。リチウムイオン電池を内蔵している可能性のある電気機器全体の重量は、1日おおむね10キログラムとなっており、不燃ごみ全体の0.1%の重量を占めております。

また、除去物の内訳といたしましては、電池本体やモバイルバッテリーのほか、携帯電話やゲーム機、ひげそり、掃除機など形状やサイズが様々であり、手選別工程の実施は、リチウムイオン電池による火災防止対策に大きく寄与しております。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 1日当たり約10キログラムものリチウムイオン電池を含む製品が混入していたということでした。携帯電話やモバイルバッテリーなど、捨ててはならないものが捨てられているんだなということに本当に驚きました。手選別しないと、それらがそのまま通り抜け、火災の原因となったかもしれないと思うと、本当に恐ろしいなというふうに思います。選別作業は本当に大変な作業かと思いま

すけれども、効果を発揮しているなというふうには思います。近年では、ごみ出しのマナーが本当に悪くて、地元の町会でも大変問題になっています。それでも諦めずに周知していかなければならないのかなと思います。

そこで、不燃ごみの手選別工程以外の市におけるリチウムイオン電池等による火災防止策をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えします。

手選別工程以外の対策についてであります。本市では、リチウムイオン電池等の適正排出に向けまして、家庭からの排出段階における対策として、市庁舎及び市民センター等、合計 16 か所に使用済み小型家電回収ボックスを設置し、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品を含む小型家電の回収を実施しております。

また、不燃ごみへの混入を防ぐための対策として、ごみの収集時に、委託事業者が収集運搬業務委託契約仕様書に基づき、リチウムイオン電池等が混入していないかどうかを破袋等により確認し、混入している場合は取り除くこととしております。

これらの取組に加えまして、令和 7 年 10 月からの青森市清掃工場の再稼働に併せ、広報あおもり 10 月号におきましては、リチウムイオン電池の危険性や正しい出し方に関する特集記事を掲載するとともに、市ホームページにリチウムイオン電池の具体的な主要製品例を掲載するほか、使用済み小型家電回収ボックスに掲示した二次元コードからも手軽に確認できるようにするなど、市公式 SNS 等の広報手段を活用した情報発信を通じまして、市民への周知啓発に努めているところであります。

リチウムイオン電池等による火災事故等を発生させないためには、市民の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であると考えておりますことから、引き続きリチウムイオン電池等の適正排出に向けた周知啓発に努めてまいります。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

昨年 9 月の決算特別委員会で、私のほうから要望させてもらいましたけれども、リチウムイオン電池を使用している製品がすぐ分かるように、写真などを使って一覧をつくって、公式 LINE のごみの欄からすぐ開けるようにしてほしいことと、回収ボックスに QR コードをつけることなどを要望させていただきましたけれども、今回、回収ボックスに QR コードをつけていただいたということで、本当にありがたいと思います。また、広報あおもりの掲載も写真つきで大変分かりやすい内容になっていましたし、ユーチューブでも発信をしてくれております。

ただ、公式 LINE からリチウムイオン電池使用製品の一覧のホームページまでたどり着くのに、5 段階もありました。なかなか、ごみと押して、次に、分別ごみ、次に、危険ごみなどに行かなければならないので、これではちょっと一般の人は探

さないなというふうに思うんですね。せっかく最終的に行けば、写真のついた本当に分かりやすい内容が掲載されているのに、もったいないなと思うんですね。前回要望したように、やはり公式LINEのごみの1番目をクリックしたら、もう2番目のところにリチウムイオン電池使用製品という字が出てくると、すぐ検索できるようになるのではないかなと思うので、そこをもう一度ぜひ検討していただきたいなと思います。やはり、これだけの量が混入しているという状況ですので、本当にもっと市民の人がすぐに検索できるようにしていかなければならないのかなと思います。

さらに、もっと分かりやすくするには、清掃ごよみの一番上のところに、リチウムイオン電池について載せてくださっていて、清掃車が火を吹き出している写真もつけて載せていただいているここにもQRコードを貼り付けると、もっと簡単に、清掃ごよみを見たときに、すぐQRコードで検索できるのではないかなというふうに思います。公式LINEは限られた人だけがやっていますし、よっぽど探している人でないとなかなかホームページを開きませんし、清掃ごよみは全家庭に配布されておりますので、スペース的にちょっと難しいかもしれませんが、ぜひ検討していただければなと思います。

ただ、その際には同時に、広報あおもりや公式LINE、YouTubeなどで、定期的に清掃ごよみにQRコードがついているということを周知していかなければならないのかなというふうにも思います。やはり私もそうだったんですけども、清掃ごよみは見慣れているので、なかなか細かく見ないんですよ。自分の日にちのところだけ見てしまうので、そういったことの周知も大事かと思えますし、QRコードを読み取れる人だけではないので、やはり広報あおもりに定期的に同じもので構いませんので、写真つきのリチウムイオン電池使用製品を掲載する、そういったことも大事かと思えます。その際に清掃ごよみにQRコードがついていますということも周知することも大事かなと思います。

様々な角度から、リチウムイオン電池使用製品がごみに混入することがいかに危険かということをアピールしていただきたいと思えますので、今後もよろしく願いいたします。

この項は終わります。

続きまして、8款土木費1項土木管理費2目建築指導費、屋根雪処理施設設置支援制度の概要についてお示しくください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 軽米委員からの屋根雪処理施設設置支援制度についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成9年度から、既存の屋根に融雪装置を設置する際や勾配屋根を無落雪屋根に改修する場合に支援を行う青森市屋根雪処理施設設置支援制度を実施しております。

支援内容につきましては、融雪装置の設置や無落雪屋根への改修に要する資金を金融機関から借り入れる際に発生する利子を、返済期間5年、60回以内の場合は、本市が全て負担し、返済期間が5年、60回を超え10年、120回以内の場合は、一部を本市が負担し低利子とする内容となっております。

本事業の経費といたしましては、新規受付分の貸付利子補給金といたしまして、事務費分を含めて8万8000円、令和7年度以前の過年度分に対する貸付利子補給金といたしまして14万6000円、合計23万4000円となっております。なお、これら経費につきましては、当初予算に計上し、本定例会において御審議いただいております。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 それでは、その過去3年間の実績をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 屋根雪処理施設設置支援制度の実績についての御質疑にお答えいたします。

屋根雪処理施設設置支援制度につきましては、平成9年度の創設以来、現在までに約1200件を超える支援を行ってきたところであります。

直近3年間の利用実績といたしましては、令和4年度4件、令和5年度2件、令和6年度ゼロ件となっております。なお、令和7年度は、3月6日現在におきまして1件となっております。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

この事業が平成9年度からやっているということに全然知らなくて、今回、そんなに長い時を経てやっている事業だったんだなというふうに初めて知りました。

今回聞いたのは、昨冬も今冬も屋根雪が大変だったので、もっと多くの方が申し込んでいるのかなというふうに思って、今回ちょっと聞いたんですけれども、やはり利子の補助という部分もあるのか、意外に、そんなに件数がなかったんだなというふうに思いました。ただ、今年——令和7年度に無落雪の屋根にする申込みが1件あったということで、それもまたすごいなというふうに思いました。

それでは次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費、融雪施設設置支援制度の概要についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 融雪施設設置支援制度についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成8年度から、敷地内にロードヒーティング、融雪機及び融雪槽などの融雪施設を設置する場合に支援を行う青森市融雪施設設置支援制度を実施しております。

支援内容につきましては、融雪施設の設置に要する資金を金融機関から借り入れ

る際に発生する利子を、返済期間5年、60回以内の場合は、本市が全て負担し、返済期間が5年、60回を超え10年、120回以内の場合は、一部を本市が負担し低利子とする内容となっております。

本事業の経費といたしましては、新規受付分の貸付利子補給金といたしまして、事務費を含めて20万7000円、令和7年度以前の過年度分に対する貸付利子補給金といたしまして107万3000円、合計128万円となっております。なお、これらの経費につきましては、当初予算に計上し、本定例会において御審議いただいております。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 それでは、過去3年間の実績をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 融雪施設設置支援制度の実績についての御質疑にお答えいたします。

融雪施設設置支援制度につきましては、平成8年度の創設以来、現在までに約6300件を超える支援を行ってきたところであります。

直近3年間の利用実績といたしましては、令和4年度32件、令和5年度16件、令和6年度10件となっております。なお、令和7年度につきましては、昨年度の豪雪の影響もあり、3月6日現在において26件となっております。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

こちらは、融雪槽、融雪機、ロードヒーティングなので、やはり屋根よりは申請件数が多いのだなというふうに思いました。やはり屋根のほうは、無落雪の屋根の申込みが1件ありましたし、今回は26件と増えているという、やっぱり市民の皆さんもこの雪に対して今回、昨冬、今冬の豪雪に対して、市民も雪対策していこうとしていることに対して、利子の補助とはいえ、市が支援をしていってくれるということはすごく大事な事業だと思うので、これからもぜひ支援を継続していただきたいと要望して、この項は終わります。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、道路補修に係る事業について、令和5年度から令和7年度までの当初予算額をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 軽米委員の道路補修費についての御質疑にお答えいたします。

本市が管理しております市道の延長は約1900キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装についても老朽化が進んでいるため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられております。

本市における道路補修に係る事業としましては、道路補修清掃事業、道路整備事

業及び道路ストック修繕事業があります。

これら事業における令和5年度から令和7年度までの過去3年間の当初予算額は、道路補修清掃事業につきましては、令和5年度は1億9847万5000円、令和6年度は1億9945万3000円、令和7年度は2億37万2000円、道路整備事業につきましては、令和5年度から令和7年度まで同額の1億7700万円、道路ストック修繕事業につきましても、令和5年度から令和7年度まで同額の5680万円となっており、それぞれ、当初予算額につきましては、近年、ほぼ同額を確保しております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 道路補修清掃事業、道路整備事業、道路ストック修繕事業について、それぞれの令和8年度の当初予算案をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

令和8年度の道路補修に係る事業経費としまして、道路補修清掃事業は2億13万8000円、道路整備事業は1億7700万円、道路ストック修繕事業は5680万円をそれぞれ当初予算案として計上しており、本定例会において御審議をいただいております。

以上です。

○蛭名和子委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 令和6年第1回定例会の予算特別委員会でも、私は全く同じ質疑をいたしました。そのとき、令和3年度から令和5年度までの予算と、今回の予算とほぼ全くと言っていいほど同じ予算で変わっていません。令和8年度も同じ予算だということでした。

答弁でもあったように、本市の道路は相当の年数で老朽化している状況で本当に毎年、道路はどんどんひどい状態になっています。さらに、昨冬、今冬の寒波で凍ったその雪をまた除雪車が必死になって剥ぐわけですから、本当に青森市の道路は苛酷な環境にあります。本当にひどい状態で、県外から来た親戚からも、以前、毎年思うけれども青森市の道路はガタガタ道で、とてもひどいところが多いと言われましたし、また企業の方々の方も転勤で来ていらっしゃる方が多いんですけれども、その企業の方々からも、青森市の道路はひどいよねとか、歩道がひどくて気をつけて歩かないと転ぶんだよねっていうような、そういった厳しい声もいただいているところであります。本当に市民からの要望も年々多くなってきていますし、私も気がついた場所をその都度補修のお願いをしているんですけれども、追いついていない状況です。

前回は予算を増やすべきと要望しましたがけれども、2年前より今は物価高騰で道路を直す原料ももっと上がっています。その中で予算が同じということは、実質予算は減となっている、減っているということかと思えます。それでも本当に一生懸

命道路補修していただいています。以前から要望していた万太郎堰の通りだったり旭町の通りだったり金沢の生協から西大野までの通りなど、きれいに舗装はしてくれているんですけども、やはり予算の関係で途中で終わってしまうんですね。そうすると、予算の関係で全部一気にやれないとなりますと、せっかく舗装してもらっても、次のところを舗装するまでに、その前に舗装してもらった道路がどんどん悪くなっていってしまうので、何かこう、せっかく次、舗装するまでにこちらがまた元に戻ってしまうんじゃないかと、はらはらしながら見るくらいの状況になっています。

当然、本市は雪対策で予算がかかりますし、また人口減少で税収も減っているという中で、予算が厳しいということは重々分かるんですけども、ここはしっかり道路補修の予算を増やしていかないと、同じということは、さっき言ったように減っているということになるので、やっぱりしっかり予算を増やして、道路補修をしっかりとやっていかなければなりませんし、国スポで来た方々も青森市の道路を見て驚くんじゃないかなと思いますし、何より、暮らしている市民の安全に関わることなので、今回も道路の補修に係る予算をしっかりと増やしていくべきと強く要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連して、動物愛護について質疑いたします。

冬は雪で白いので、外にいる猫の姿が目立ちます。寒いこともあって、ガレージに入りがちです。向かいの家も隣の家もガレージから猫を追い出すのに必死でした。

質疑いたします。この1年、猫の相談件数と主な内容についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 今年度の猫の苦情・相談件数についての御質疑にお答えいたします。

市保健所に寄せられた、猫に関する相談であります。令和8年2月末時点で、主なものといたしましては、野良猫に関するものが125件、猫の引取りに関するものが106件、猫のふん尿に関するものが34件などでありまして、計348件となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、ちなみに犬についての相談件数、主な内容をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。犬に関する相談でありま

す。

主なものといましては、放浪犬や放し飼い等に関するものが50件、犬のふん尿に関するものが19件、飼い犬の引取りに関するものが15件などとなっております。2月末時点で計133件となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 猫も、2月末現在で348件、多いなあ。1日に複数の相談が寄せられるぐらいのテンポだと思います。

犬のほうも、猫ほどではないけれども、2月末で133件というのは意外に多いと。聞くとところによると、かみつきの咬傷ね。わんちゃんがかみついたという案件も、年に9件とか10件などあると聞きました。大変なことになりますよね、保健所から警察から出動するような案件なんだと思います。

専ら猫の相談についてお尋ねしますが、私も、近所のガレージに入り込んだ方がお困りだということで、動物愛護チームからチラシをいただきまして、どの方が餌づけしてるってことを特定すると、なかなかちょっと難しいことになってしまうので、もう一角にお配りしようということで、1つは、猫は室内で飼いましょうと、屋外には危険がいっぱいというイラスト入りのチラシと、あと、今、手術の支援もしていますよね。飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に補助金を交付しますということで、飼い猫は対象外なんですけれども、事前申請すると雄の猫が6000円、雌が9000円ということで、補助金を出す事業をしていると聞いています。

この猫の去勢・避妊手術費用の支援制度、今年度の実績をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 猫の不妊・去勢手術費補助事業の今年度の状況についてお答え申し上げます。

本事業であります、令和6年度から新たに取り組んでおります。飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、引取り、殺処分数の減少を図るとともに、周囲に対する迷惑行為を未然に防止するため、その費用の一部を補助するものであります。

補助対象は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う市民、団体等で、事前に市に相談、申請していただき、補助金の交付決定後、動物病院で不妊・去勢手術を実施していただくこととしております。

補助金額、今、委員のほうからも御紹介がありましたが、雄1頭当たり6000円、雌1頭当たり9000円を上限としております。

令和7年度の当初予算につきましては、補助金として、雄35頭、雌35頭、計70頭分、52万5000円のほか、捕獲器や搬送用のケージ、キャリーなどの購入費用として18万1000円、通信運搬費として1万円、計71万6000円となっております。

令和8年2月末時点の補助金額であります、46万1500円となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 年度末になりまして、ほとんど予算を使い切りそうだということですが、今回の新年度の予算額はどうなってるでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 令和8年度当初予算についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和8年度当初予算案では、これまでの相談、申請の状況等を踏まえまして、補助金として、雄45頭、雌45頭、計90頭分、67万5000円に増額しております。そのほか、捕獲器やキャリーなどの購入費用として2万8000円、通信運搬費として1万3000円、計71万6000円となっておりまして、本定例会に提出し御審議いただいているところです。

以上です。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 以前は、捕獲器の貸出しもやっていなかったのが、やっていたら、こういった去勢・避妊手術の支援も行っていると。周知がもっと徹底すると、割と早いうちに使い切ってしまうのではないかなと思います。

それで、青森市として、猫の適正飼養ガイドラインを発行しておりますが、この活用状況はどのようになっているのでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 猫の適正飼養ガイドラインの活用方法についての御質疑にお答えいたします。

市保健所には毎年猫の放し飼いや野良猫の餌やりによるふん尿被害等の苦情が寄せられておりますことから、市民の皆様が猫に対する理解を深め、共に快適な生活環境で暮らすことができることを目的として、令和3年3月に猫の適正飼養ガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインであります。市保健所等の窓口には設置しているほか、市ホームページにも掲載しております。

策定時には、民生委員児童委員協議会ですとか、青森市地域包括支援センター連絡会議、出前講座などでも周知しております。

また、野良猫や猫の放し飼いで困っている市民の方から相談を受けた際に、原因者が判明している場合には、直接、猫の飼い方等について指導してございまして、適正飼養に努めていただくよう、本ガイドラインも配布しております。

今後とも広く市民の皆様へ周知啓発に努めてまいります。

以上です。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 昨日も、おなかの大きい猫が外を歩いているのを見ました。い

やあ、かなり——もう来月あたり、来月か5月に生まれるんだろうなと思うと心配ですし、先月は路上で交尾している猫も目撃しました。

餌をあげる人は、あまり悪気がないんだろうと思いますけれども、そうやって猫が集まると子猫が生まれと、このガイドラインの14ページに、計算上は1頭の猫が2年で80頭以上に増えると。ネズミ算ならぬ猫算ですよ。

このことは、やはり多くの方に知っていただいて、住民の間に、猫に餌づけする住民と迷惑を受けて困っている住民とが対立してしまう、そういう問題にも発展するので、ぜひこうしたガイドラインやチラシの普及をして、無責任な餌やりはしないようにという取組を強めていただきたいと思います。

同じく14ページには、保健所で野良猫の駆除や、捕獲は行っておりませんと、恐らく、電話がいつて捕まえてくれというような要望もあるんでしょうが、それをやってたら、切りがなくなってしまうですね。保健所としては野良猫の駆除・捕獲は行っておりません。野良猫でお困りの方は、猫が苦手なものを活用して対策をしましょうと、具体的な方法などが書かれています。

それで、殺処分が、猫では年の50匹近くになると聞きます。その中には、ひとり暮らしの高齢者が倒れてしまって、引き取り手がなく、亡くなったというケースが多いと聞きます。

私のところにも、猫を飼っている高齢者のひとり暮らしの方で、体具合悪くて入院しなくちゃいけないんだけどどうしようか、という相談が次々寄せられます。

終活ノート、これは青森市で発行しているのはわたしノートといいますか、そのノートの中にも、最終項にペットをどうするのかというところを書き込む欄があります。

市でやっている一時預かりボランティアさんの周知も大事だと思うので、この点はぜひ福祉部と連携して行っていただきたいと思います。

もう1つ、動物愛護に関して残念な出来事がありまして、先月、ある場所で——商業施設で、ふれあい動物コーナーという展示がありました。ちょっと心配になったものですから、私も入場料を払って見に行っただけですけども、もう蛇から、ハムスターから、モルモットから、わんちゃん猫ちゃんたくさんの動物を手袋して、触れる状態になっているんです。そうしますと、小さいお子さんが中心なんですけれども、手加減が分からないので、モルモットをぎゅっと握り締めたり、猫がトイレしているところをなでて、トイレも思うようにできないような状態だったので、動物愛護のチームの方に、要は通報いたしました。

そしたら、県の担いだということで県のほうに連絡いただいて、県も直接そのイベントに行ったら、様々な問題点があるということで、事業者に対して文書指導を行ったと聞いています。

この問題は、やはり教育上ね、小さい動物をどう扱うかっていうことがきちんとされない、やはりそれは動物愛護に逆行することですし、やがてはそういうもの

が拡大すると、人に向かっていくという意味では、教育上も本当によくないと思いまして、引き続き、こうした問題は、私も注視していきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

次に、狹隘路線の除排雪について質疑いたします。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連しまして、今冬、やはり狹隘路線の除排雪についても、相談が多く寄せられました。今冬のように雪が多いと、狹隘路線の除排雪がさらに例年よりも遅れがちだと思います。

質疑いたします。

狹隘路線の除排雪方法をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 万徳委員の狹隘路線の除排雪についての御質疑にお答えいたします。

本市除排雪事業における狹隘路線とは、工区で通常使用する除雪機では作業のできない道路幅員が2.5メートルから3メートルの狭い路線のことを指し、工区の除排雪作業を担っている事業者が作業を実施する工区内狹隘路線と、小型除雪車等を所有する他の事業者が作業を実施する工区外狹隘路線の2種類に区分しており、いずれも積雪及び道路状況に応じ、工区作業終了後に、小型除雪車や人力等による除排雪作業を実施しております。

狹隘路線の除排雪指令は、職員によるパトロールに加え、町会・町内会関係者、地域住民等からの情報提供を参考に、積雪状況を確認し、交通や歩行に支障があると判断した場合に、委託事業者に出動指令を発出しております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、委託事業者に指令を出しているということでしたが、聞くところによると、やはり狹隘路線にはコンパクトな重機が必要なので、それを持たない事業者もいると聞きましたが、どのように対応されているんですか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

コンパクトな重機を持っていない事業者というのは、恐らく、その担当している工区の中で、存在する狹隘路線に対応できる重機を持っていないということと承知しておりますが、そのようなケースは、当該狹隘路線は、工区外狹隘路線としまして、その工区担当の事業者ではない、他の事業者が作業を実施する路線として位置づけており、その工区作業が終了した後に、小型重機を所有している契約業者に作業に入ってもらうという形になります。

以上です。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それで、他の事業者に入っていただくという判断をして指令を

出すにしても、やはり、あまり遠くから来られたんでは効率が悪いわけですから、いわゆるマッチングっていうんですか、この狭隘路線には、隣の——しかもまた、隣のどこどこから来ていただくというような、それはもう大変な作業になるのではないかなと思います。

それで、昨日報道で、いわゆるその報道の中では、応援除雪という言い方でした。こういった担当工区ではない事業者が、除雪に従事する際、その調整や価格設定が曖昧だったというふうに事業者が証言する場面があったんです。

実際はどうなっているんでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今冬実施しました応援除雪につきましては、1月下旬からの継続した降雪に対応するため、本市の路線や工区の除排雪作業を受託する事業者間において、担当する現場の作業が完了もしくは完了する見込みとなっている場合には、作業が遅延している現場への応援除雪を実施いたしました。

応援除雪につきましては、市と受託者で交わしております除排雪作業委託契約書におきまして、市の要請により、委託者が受託者に代わって当該委託作業を実施したときは、その費用を弁償することとし、弁償する額は、作業に要した時間に契約書に定める単価を乗じて支払うこととしております。

同契約書に基づき適切に対応してまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、そのやり方自体が、理解が徹底していなかったということなのかもしれません。

ところで、その狭隘路線の除排雪について、住民の方が、うちは狭隘だと分かっているのかどうか、そこにギャップがあるんじゃないかなという気もするんですが、この狭隘路線についての地元住民への周知はどのようにされているんでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。狭隘路線の周知方法についてであります。

本市では、地域の実情に沿った除排雪を実施するため、毎年11月に除排雪実施方針及び高齢者世帯や町会の空き地等の地域情報を町会、除排雪事業者、本市の3者で共有する除排雪調整会議を開催しております。今年度、青森地区では33地区連合町会で実施をいたしました。

除排雪調整会議では、当該年度の実施計画について概要を説明しますほか、町会内の狭隘道路を含めた除排雪路線を明記した工区地図などを町会内の回覧用として配布し周知を図っております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうした地図を、回覧板などで見ているはずだということなんだろうが、必ずしもそう言えないようで、どちらにしても、狭隘路線だから待たなきゃいけないとかそういったことは、住んでる人にとってはあまり意味がないですよね。ともかく1日も早く来てくれということなんだろうと思います。

質疑はこれで終わりますけれども、最近70代で除雪をやっているという方の会話を聞きましたら、1000万円除排雪で収入があっても、消費税など数百万円納税しなきゃいけない、手元に残るお金は少ないんだと聞きました。

こうした事業者、とりわけ個人事業主に近いような事業者や作業員の経営や暮らしの相談も必要なのではないかと思ったところです。

そういったこともあわせて、特に工区の契約の見直しの提案を、3月議会は無理としても次の6月議会にはぜひ提案していただくことをお願いして私の質疑を終わります。

○蛭名和子委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は12時50分からといたします。

午前11時40分休憩

午後0時50分再開

○蛭名和子委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 2011年3月11日ですが、私には思い出があります。

東日本大震災で、青森市内は14時46分から全域で大規模な停電に見舞われました。

私は当時——名前も出しますけれども——サンデー青森虹ヶ丘店の店長として勤務しておりました。停電の中、本社から社員の安否を確認するように指示があり、公休している社員に電話をかけ、無事であることに安堵していました。サンデーは青森から福島まで店があったので、津波にのまれた店もあります。想定外である、経験のない、マニュアルもない停電の中での販売の指示がありました。勤務していた社員全員で知恵を出して対応していくことで意思を確認、地震後の停電で、店舗には、防災に関する商品を中心にお買い求めのお客様が多数訪れ、店内は停電していますから真っ暗です。苛酷な状況の中、販売を継続していました。お客様が帰った時刻は8時頃になったと思いますが、緊張感をずっと持って販売をしていたので、皆さんくたくたになりました。経営理念に、地域の発展に貢献とあります。社員はそれぞれ、今までいろいろな災害で対応してきたことが糧になっていたことで会社

の指示に従い、また翌日の停電の中でも勤務できたことが思い出されます。社員は個々に、想定外に対応するノウハウがあると思われれます。現在、当市と株式会社サンデーは災害支援協定を締結しています。八戸市に物流センターがありますが、災害発生時の物資を備蓄し、ウイングつき 10 トントラックで配送する強みがあります。

以上、思い出でした。

それでは、10 款教育費 6 項保健体育費 2 目体育施設費に関連して、ネーミングライツについて伺います。

スポーツの競技場やコンサートのホール、スタジアムなどに企業名がつけられていることもあります。当市も、総合体育館にはカクヒログループスーパーアリーナ、モヤヒルズ——雲谷のスキー場ですが、リンクステーションヒルズ雲谷などがあります。

自治体や企業に及ぼすメリットは大きいとも言われますが、当市のネーミングライツ制度の概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 柿崎委員からのネーミングライツ制度についての御質疑にお答えいたします。

青森市市有施設命名権制度、いわゆるネーミングライツ制度は、市民がスポーツ、文化などの楽しさや喜びに触れられる良好な環境を安定的に提供するとともに、地域の活性化に資するため、市が保有する施設の命名権を付与させ、その対価として命名権料を得るものであります。

命名権者の募集に当たりましては、公募によることを原則とし、募集期間や市が希望する命名権料及び契約期間の基準等を示しております。

また、施設愛称の条件といたしましては、愛称に、企業名、商品名またはブランド名などをつけることができますものの、公共施設としてふさわしい愛称となるよう、企業名等のみの表示や公共性及びその品位を損なうおそれのあるものを不可とする等の制限を付しております。

命名権者の選定に当たりましては、公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議を設置し、応募金額、契約期間、愛称、地域貢献などを総合的に判断して、優先交渉者を選定しております。

現在、本市ではスポーツ施設や文化施設などの 9 施設でネーミングライツ制度を導入しており、命名権料につきましては、施設の管理運営費等、対象施設の設置目的に沿った用途に活用しております。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

ネーミングライツがついている会社は、自分の会社名がついて、社員の方たちはすごく自慢できるということも伺っています。

今後もいろいろな部分でネーミングライツができればいいとは思っていますが、ネーミングライツ制度を導入している施設の令和7年度命名権料の決算見込額をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和7年度の命名権料決算見込額についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、ネーミングライツ制度を導入している9施設における令和7年度の命名権料決算見込額は4504万円であります。なお、その内数として2年分をいただいているものが1件、3年6か月分をいただいているものが1件含まれております。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

ホームページを見ると、市民図書館などもネーミングライツを募集しているのを見かけました。

それでは、昨年末に青森駅西口広場トイレと新青森駅西口・南口駐車場のネーミングライツの募集をしていましたが、その後どのようなようになったかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 柿崎委員の再度の御質疑にお答えいたします。

青森駅西口広場トイレ及び新青森駅西口・南口駐車場のネーミングライツスポンサーの募集につきましては、募集期間を令和7年11月17日から令和7年12月22日までとしておりましたが、期間中の応募はなかったことから、現在は随時募集に切り替え、本市ホームページ上で募集を継続しております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

一旦ホームページから消えたネーミングライツの募集の件ですが、最近また出てきていたので、青森駅西口広場のトイレ、それから新青森駅の駐車場など、本当に決まればいいなと思い、私もできる限り何かPRできればと思っていましたので、今後も引き続き決まるように、よろしく願いいたします。

この項はこれで終わります。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連して、鳥獣被害防止対策についてお伺いいたします。

2025年の県内のツキノワグマ出没件数——目撃、食害、人身被害は計3333件だったことが6日までの県の集計で分かりました。記録が残る1992年以降で最多だった2023年の計1133件の約3倍となったことには驚きです。

私の住む油川小学校付近、天田内川では、2回ほど目撃情報があり、箱わなを2基設置していただきました。ありがとうございます。私も朝夕、時々、熊が入っていないか確認してみましたが、入っていることはなかったので安心、そして、本當

にいるのかという疑問も持っていました。小学校に近いこともあり、校庭での授業や昼休みのフリー時間がなくなって残念だったことは、児童からも聞いていました。また、警察官が巡回中に目撃、ドラッグストアの防犯カメラに映っていたことで、近隣の住民や商店などでは、自動ドアを手動にしたり、入り口に熊注意のポスターなどを貼って注意喚起を行っていました。また、私の住む町会ですが、油川にある海手の神社から熊が国道 280 号を渡って歩いているのを撮影されたことがニュースでも紹介され、身近に危険を感じていました。

それでは、お尋ねします。

令和 7 年度にツキノワグマ対策強化のため、箱わなを 20 基増設した経緯、概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 柿崎委員からの箱わなの増設についての御質疑にお答えいたします。

令和 7 年度の 8 月末におけますツキノワグマの出没件数は 185 件と、年度途中でありましたが、令和 6 年度の 120 件を超えまして、過去最多を更新しておりましたことから、早急な捕獲対策の強化のため、令和 7 年 9 月 30 日付で予備費充用し、箱わな等の増設を行ったものであります。

予備費充用による箱わな等の増設の概要につきましては、ドラム缶式の箱わな 20 基の備品購入費、箱わなに設置する鳥獣捕獲検知システム 20 台の備品購入費、看板設置に係る単管などの原材料費、猟友会へのツキノワグマ捕獲等の委託料、わな設置などの運搬用の車両の燃料費として、計約 467 万円となっており、増設した箱わなにつきましては、令和 7 年 10 月 16 日に納入されているところであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

箱わなもネットで見ると大体 20 万円から 30 万円していたので高いと思っていたんですが、やっぱり熊が出てきたことで必要性があったと思います。

箱わなは大きくて数も多いのですが、増設した箱わなの保管場所をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

箱わなの保管している場所についてであります。まず、増設した 20 基の箱わなの保管場所につきましては、青森地区分として柳川庁舎に 11 基、浪岡地区分として浪岡庁舎に 9 基となっておりまして、増設前の 13 基を加えて全部で 33 基箱わながありますが、青森地区分として柳川庁舎に 19 基、浪岡地区分として浪岡庁舎に 14 基保管しております。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

数も 20 基と、かなり大きな箱わなです。来年度も使用すると思いますので、ずっと外に置いていて塩害等を受けている場合もありますので、メンテナンスをしっかりとさせていただければと思います。

それから、次の質疑です。

猿や熊、その他の鳥獣も環境の変化で増加しています。

令和 8 年度に危険鳥獣対策室が新しく設置されますが、どのような取組を行うのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

危険鳥獣対策室の令和 8 年度におけます取組についてであります。緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事するガバメントハンターの配置、緊急銃猟の対応など市街地や集落等への出没を想定した訓練の実施、緊急銃猟に必要なヘルメットや無線機の購入、さらには緊急銃猟や有害捕獲における猟友会への委託の実施、緊急銃猟時補償費用保険等の加入、さらには市街地や集落等の周辺におけます放任果樹等の誘因物伐採補助事業、熊の出没に係る注意喚起、市街地侵入抑制のための調査・提案に係る委託の実施などを行う予定であります。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

昨年、秋田県や岩手県では、熊の講演や勉強会も行っていたと思います。向こうは奥羽山脈も近いので、どうしても熊が出やすいとか、カモシカも出やすい。私も秋田に住んでいるときに、カモシカは 100 回以上見ていました。11 年いたので、帰るまでに熊を見たいと思ったんですけども、当時はちゃんと熊の住む場所と人間が住む場所は多区分けされていたので、熊は見たことがなかったんですけども、本当に今、全国で熊は旬になっていると思いますので、大変な対策室になると思われれます。最初につくったときにしっかりしていると、今後も継続していい対策室となりますので、取組をよろしく願いして、この項は終わります。

ありがとうございます。

続いて、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、防犯推進事業、防犯カメラについてお伺いいたします。

令和 4 年——2022 年の話になりますが、4 月 23 日の全国紙によると、青森市は防犯カメラが 7 台のみ、県内の人口上位 3 市や各防犯協会が市内に設置しているカメラの台数は八戸市が当時 298 台、弘前市が約 130 台なのに対して、青森市は 7 台と大きな開きがあって、それから 4 年たちました。市長も替わりました。現在、いろいろな方面から防犯カメラが増えてきたと聞くようになりました。

お尋ねいたします。

地区防犯協会と連携した防犯カメラの設置について、令和 7 年度の設置場所をお

示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 柿崎委員の令和7年度の防犯カメラの設置場所についての御質疑にお答えいたします。

本市では、防犯カメラが犯罪の未然防止や検挙に有効であるという認識の下、安全・安心な市民生活の確保を図るため、令和6年度から地区防犯協会と連携し、小・中学校付近の通学路や公園等の公共空間に順次、防犯カメラを設置し、地域の防犯環境の向上を図っております。

令和7年度は、筒井中学校、甲田中学校、造道中学校、筒井小学校、筒井南小学校、甲田小学校、金沢小学校、小柳小学校及び浪岡北小学校の各学校付近の通学路のほか、新青森駅前公園、戸山中央公園、スポーツ公園わくわく広場及び浪岡総合公園の合わせて13か所に51台の防犯カメラを設置いたしました。なお、令和6年度に設置した17か所、68台と合わせると2か年で30か所に119台の防犯カメラを設置しております。

また、令和8年度におきましても、これまでと同規模での設置を予定しております。令和7年第4回定例会において、防犯カメラ60台分の設置費用相当分1668万円を計上するとともに、同額を繰越明許費に追加した補正予算を御議決いただきましたことから、現在、地区防犯協会と市の担当者間で具体的事業スケジュール等について打合せを行っております。

以上です。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

令和8年度の防犯カメラの設置場所はどのように選定するか、お示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和8年度の防犯カメラの設置場所の選定についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和8年度の防犯カメラの設置場所につきましては、これまでの選定時と同様に、子どもをはじめ、市民の安全・安心の確保に有効となる場所として、小・中学校付近の通学路や、公園等の公共空間を基本として選定することとしております。

具体的には、小・中学校付近の通学路については、教育委員会が把握しております声掛けや付きまとい等の事案の発生件数及び児童・生徒数、また、警察が把握している街頭犯罪の発生件数及び発生場所、公園等につきましては、周辺住民を含め多くの市民等が利用する公園や公共空間を対象に、市が把握している公園施設の破損等事案の場所、警察が把握しております街頭犯罪の発生件数及び発生場所、警察が把握しております夜間に若者等のたまり場になっているなど治安の悪化が懸念される場所、これらを基に地区防犯協会、警察、市が協議の上、優先度を整理し、設置場所を選定することとしております。

以上です。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございました。

昨日、東奥日報紙を見ていましたら、このカメラに関する記事が掲載されていました。抜粋して紹介いたします。

地区防犯協会の「今会長は『防犯カメラはなくてはならない。犯罪を抑止するだけでなく、市民の安心感にもつながる。今後も活動を推進していく』と語った。また、昨年につき本年度も青森市から約 1390 万円の補助金を得ており、市内の小中学校や公園など 11 カ所にも計 38 台のカメラを設置した」という記事が載っていたので、安心いたしました。

要望ですが、前回も一般質問等でも話していたんですけれども、子ども会議のメンバーが提案した青森駅西口については、多目的トイレの目的外使用がつい最近もありましたので、ぜひ設置場所として加えていただけるように要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

続いて、除雪のことに關しますが、款項目を言う前に、昭和 61 年——1986 年第 1 回定例会、28 番の田中幸蔵議員が除排雪について質問していました。この 1986 年は、ちょうど 40 年前になります。青森市の人口は約 33 万 5000 人ということで、戦後の高度経済成長を経て増加傾向です。都市部への人口集中や出生率の変化が徐々に影響を及ぼし始めていました。企業誘致が盛ん——ここがちょっとポイントなんですけれども、鉄道はまだ国鉄です。市民はほぼ地元紙——東奥日報紙を購読、SNS がない時代です。意見は新聞に投稿するという時代です。市長、副市長、理事者の皆さんは、まだ成人していません。大学生か中学生だったのではないかと思います。2月6日には、積雪深 194 センチメートルを記録しています。2月末まで 170 センチメートルで推移していたので——今冬の雪はもうほぼ 40 センチメートルぐらいになってしまったんですけれども、そのときは、2月いっぱい 170 センチメートルあったという記録があります。

議員の質問をちょっと読ませていただきます。抜粋して読みます。「1月下旬から降り続いたことしの雪は2月に入っても降りやまず、観測史上第3位」。これは、ちょっと書いていなかったんですが、2月6日、194 センチメートルという大雪になりました。「市民は吹雪の中でおくれた交通機関を寒さと闘いながら待っているわけであり、ことしの冬も同様でありました。したがって、当てにならない公共交通機関よりは自家用車ということになるのですが、そのためには除排雪対策が万全でなければならないと思うのです。しかし、今冬の除排雪対策については、多くの市民から御意見が出されましたし、連日新聞紙上をにぎわせました。『SOS生活道路排雪、もう待てない悲鳴』などというタイトルがついています。「また2月6日の『明鏡』欄は『大雪と住民生活』という特集を組みました。その日以外にもたくさんの方の投書があったようであり、市民の一日も早く排雪をとの願いがようやく

届いたかのように、市では1月30日から排雪作業に入りました」。それ以前の1月27日の午前7時50分頃、篠田小学校2年生がダンプにはねられて死亡したのであります。「もう少し早く排雪をし、道路を拡幅し、見通しをよくしていたら、このような悲しい事故にはならなかったのにとすると残念でなりません。「委託工区についてですが、担当された業者によってかなりの差があったようであります。私が住んでいる地域でも、去年よりきめ細かさが欠けていたとの声が大きいです」。普通のショベルカーやダンプが入れない狭隘路線の除排雪対策について、「市民が待ちに待っていた生活道路の排雪は1月30日から行われ、一部の地区を残して2月6日の朝に終了しました。依然として排雪もされずに取り残されていたのが、道路幅が4メートル以下で、普通のショベルカーやダンプカーが入れない狭隘路線でありました。この狭隘路線の今冬の苦情は本当に大変なものでした。雪が降ってから2月に排雪されるまで、一度も除排雪をしたことがないというのですから、当然といえば当然ですが、除排雪体制が確立していなかったころと全く同じ状況」であります。

「私は狭隘路線の除排雪についてさきの議会でも質問したことがありますが、そのときの御答弁は、今後は小型の機械を取り入れて除排雪を行うように努力していきたいとのことであったのですが、その後、どのようになっていたのでしょうか。「狭隘路線、つまり小路の除排雪対策について今後の方針をお尋ねいたします」。続いて、「恒久施設についてであります。今年度の除排雪についての意見のうち、多かったのが流雪溝や消融施設、つまり恒久施設を設けるべきであるということであったと思います」と延々と続いているので、この辺で終わります。

続いて、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、ファクスとメールによる相談件数をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 柿崎委員の雪に関する市民相談窓口についての御質疑にお答えいたします。

雪に関する市民相談につきましては、電話のほか、電子メール、ファクス、「まちレポあおもり」など、複数の手段により受付をしております。

今冬の相談件数につきましては、2月20日時点におきまして2万1744件であり、受付手段の内訳は、電話が1万1531件、電子メールが2538件、ファクスが218件、「まちレポあおもり」が7202件となっております。

これら寄せられた情報につきましては、道路状況の把握やパトロール及び出動指令の参考情報として活用し、必要に応じて現地確認等を行い、対応しております。

以上であります。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 電話が1万1531件、電子メールが2538件、ファクスが218件、「まちレポあおもり」が7202件となっております。

いずれの相談も件数多くて、市の職員だけでは対応できないように思えます。

電話が繋がらない、メールやファクスで相談しても返信が来ない。市民の皆さんから、そういうふうに伺っています。送っても返事が来ないというのが一番、いろいろな議員の方が言っているように、全然回答が返ってこないというのが、議員の方がすごく困っていたと思います。

それから、「まちレポあおもり」の7202件に関しては、情報の飽和状態ということで、処理ができていないことが、ここでも分かると思います。何回も投稿して何も来ないという形になるし、職員の方も写真、ファクス、メール、直接来ても対応ができないということを伺います。

ここで再質疑はいたしません、利活用の再検討をするように要望いたします。

続いて、コールセンターもなかなか繋がらない状態が続いていましたが、コールセンターが電話に対応し切れなかったときには、どのような対応をしていたかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今年度から実施しました雪に関する市民相談窓口の外部化につきましては、12月から民間委託によるコールセンターとして開設しており、開設当初の応答率は90%以上を維持しておりましたものの、集中的で継続的な降雪となりました1月下旬以降は応答率が30%を下回る状況が続いたため、本市としましては、事業者に対し、応答率向上に向けた対応を求めました。

コールセンターの応答率が低下している期間におきましては、本市代表番号への相談電話が増加しましたことから、市として電話対応を行いました。

以上であります。

○蛭名和子委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 コールセンターに関しては、当初、私も知り合いの方から、コールセンターの場合、いろいろな話を聞いてくれるけれども、やってくれないという話があったので、私もテストでやってみました。

ちゃんとモニターを見て、指令が出ていますから御安心くださいというようなお話を聞いたんですけれども、来なかったのは確かです。

それから、雪対策室につなげてもらって、そのときは対応してもらったんですけれども、その後、やっぱり繋がらない状況になっていたし、多分、雪に対して来ないとなると、その方は電話が繋がった方に、いろいろなことで話しかけると思うんです。それで、同じ話を3回も4回もしゃべるから、今度はコールセンターの方が電話を切れなくなってしまって、電話の長さだとか、いろいろな部分で困ったのではないかと思います。まさかコールセンターのほうから切りますとは言えないと思うので、多分、不満とかいろいろな話を何回も何回も聞いて、長くなってしまったのではないかと推測いたしますので、問題点などを業者の方と確認してフィードバックを行い、せっかくやったのですから、新しい運営方法で来期はできるように

継続していただきたいと思います。

それから、知事記者会見で、青森市の道路が駄目だという話になって、県道も全て、市民の方は市道だということがあって、私も県道は2件ほど連絡を受けて対応したことがあります。

そして、県のほうは電話番号を調べるのが大変だったので、私は県庁に電話しました。そして、どういうことですかと聞かれたので、雪のことで電話番号を知りたいので電話番号を教えてほしいという話をしましたら、県庁のほうでは、私の携帯に電話するという事で対応していただいて、つなげてもらいました。除雪に関しても、いつ来ますかと言ったら、実施することはするんですけども、いつ行くか分からないというふうな話をされました。知事が記者会見で、市民が一番困っているのは、いつ行くか分からないということだと言っていましたので、私は県の職員の方に、知事がこういうふうに言っていましたけれども、どうなんですかという問いをしましたら、ちょっと確認して電話しますということで折り返し電話が来て、いついつ来るという情報は得ることができました。

その後、本当に来るか来ないかというのは、市の対応のときも心配だったので、土曜日や日曜日の朝も電話したら間違いなく行きますということだったので、取りあえずは安心していたんですが、一応県庁のほうでは、土曜日、日曜日でも電話が繋がって、分からないときはちょっと検討して電話をくれたので、知事があの場で言ったから、それはそれで対応してくれたとは思っていました。ということで、電話が一番つながらなかったということがあったので、来年度はその対応をしっかり行っていただければと思います。

それから1986年の除雪に関して、NHKがそれを取り上げていたんです。「NHK特集 除雪大作戦～青森市・5日間7億円の闘い～」、一冬に10メートルの雪が降る30万都市・青森では、年1回、降雪のピーク時を捉えて短期集中の除雪大作戦を行う。5日間に7億円を投じる雪退治。大雪のピークを読み間違えば雪は残り、巨費が消える。今年は2月上旬に決断が下った。番組では、膨大な金と労力が注がれる豪雪都市のドラマを描くということで、1986年2月16日の午後9時から午後9時45分まで放送したことが記録に残っています。

これで何が起こったかというのは、青森に企業が来なくなってしまったんです。先ほど言ったように、人口が増えて働く人も増えてきたので、多分、企業を受け入れるための対策室のようなものもできたんですけども、NHKが放送をしたおかげで、それが吹っ飛んでしまったというのは、多分ベテランの議員たちは分かるんじゃないかと思うんですけども。これはすごく印象に残っていましたので、お知らせします。

そして、もう1つ言うと、私は当時25歳で、そのときはサンデーの西バイパスの店舗に勤めていました。何が売れたかということ、皆さん、スノーヘルパーは分かりますか。当時は鉄です。そして、スタックという言葉もないですよ。みんな、はまっ

た、はまったと、その鉄のヘルパーを買いに来て、私は若かったので、すごく売れて、あちらこちらから仕入れたので売れてうれしかったという、ちょっと今考えると、いいのかなと思うんですけども、やっぱり商売をしているところはそういうところなんです。だから、車で、今で言うスタックになっていたと思うんですけども、本当にヘルパーが売れて売れてというのが記憶にありましたので、皆さん、とにかく理事者の皆さんとか、まだ若かったんですけども、当時、市ではそういう対策で苦しんでいたのが記録にあると思いますので、それも参考にできるんじゃないかと思うんです。いろいろなAIなどもあるかも知れませんが、何だかんだ言っても、私は覚えていますけれども、いろいろな大学の先生などが雪対策で来るんですけども、2年か3年するといなくなってしまうというのが今まで続いています。だから、やってみたら、やっぱりできなかつたというふうな逃げているようなのが何回もあります。最近も、起業家の方が何かやろうとしたけれども、資金ショートしてなくなっちゃいました。やっぱりこれは永遠の問題だと思いますので、本当にみんな考えていかないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

ありがとうございます。

○蛭名和子委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。よろしくお願いします。

東日本大震災の発生から、今年で15年を迎えました。改めて、震災により犠牲となられた多くの方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。震災の記憶と教訓を風化させることなく、災害に強い地域づくりを進めていくことは、私たちに課せられた大きな責任だと思っております。

言葉のちから・声のあかりプロジェクトチームという青森市の市民グループが、震災の年から被災地を思う朗読会というものを続けております。東日本大震災を契機に、言葉や声の力で大切なことを伝えたいという思いから始めた活動でありますけれども、アナウンサーとか、ラジオのパーソナリティーや、読書活動家の方で構成されています。毎年楽しみにしておりますけれども、今年も市民図書館で物語の朗読が行われました。もちろん、すばらしい時間だったのでありますが、その朗読会の後、主催者の挨拶の中で、最近では毎年、全国のどこかが被災地になっている話がありまして、そのときに出席した市民の方から、今年には青森市が被災地になりましたという声がありました。ああ、そうかと、まさしく、この冬の被災地は青森市だったのだなと改めて思いましたけれども、そして、大雪で一時青森の町全体がずっしりおもしろがかかったようになっていたこの時期に、もし地震などの災害が重なったらどうなるのか。青森市に住む以上は、今後は複合的な災害も想定した避難環境や防災体制を考えていくことも重要だと痛感した次第であります。

それでは、質疑をしてみたいと思います。

まず、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連しまして、県立盲学校の移設についてであります。現在、青森市矢田前地区にある県立盲学校は、令和9年度より安田地区の県立青森聾学校敷地内に移転することになっております。盲学校の生徒は視覚障害があることから、学校周辺の歩行環境の安全性が極めて重要になります。

移転先の青森聾学校周辺の新たな通学ルートにおいて、どのように安全確保を図るのか、整備状況についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 工藤健委員の県立盲学校の移設についての御質疑にお答えいたします。

青森県教育委員会によりますと、矢田前地区にある青森県立盲学校の老朽化対策として長寿命化改修工事を予定しておりましたが、躯体に課題があり、改築工事が必要になったことなどから、青森県立盲学校を青森県立青森聾学校の敷地へ移転することとし、現在は新校舎の躯体工事がおおむね完了し、今後、内装・外装の工事を順次行うとのことであります。

青森県立盲学校の移転・併設に伴う周辺環境整備につきましては、これまで青森県教育委員会と、令和5年7月25日、令和6年1月24日、同年3月21日、同年10月29日、同年12月24日、令和7年7月24日の6回にわたり協議を行っております。

青森県教育委員会では、主要地方道青森環状野内線の安田近野バス停から青森県立青森聾学校までの区間を通学路とする予定でありますことから、青森県東青県土整備事務所に当該バス停の周辺整備の検討を依頼しており、引き続き、本市でも通学路の整備について検討してほしいとのことであります。

現在の青森県立青森聾学校の周辺整備につきましては、これまでも地域要望としてガードレールや側溝を整備するなど、対応しているところでありますが、青森県教育委員会によりますと、青森県東青県土整備事務所では、安田近野バス停付近にリブつき外側線を設置する予定とのことであり、本市では同事務所とも協議をし、市道部分のリブつき外側線を設置することとしておりますほか、用水路の転落防止対策を行う予定であります。

今後も青森県教育委員会と協議をしながら、令和9年4月予定の開校に向けて、青森県立青森聾学校周辺の環境整備について適切に対応してまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

市道部分のリブつき外側線を設置、そして、用水路の転落防止をするということです。

現在、盲学校がある矢田前地区ですけれども、58年間、地域との交流を続けてきました。盲学校の前には市営バスのバス停があるんですけれども、青い森鉄道を利用する生徒さんもいて、矢田前駅から学校までの数百メートルを白杖を持って通っていたと。また、学校に併設された教員の宿舎もあって、地域の人たちは、白杖を持った生徒・教員を見かけますと、通行する車というのは、歩行の妨げにならないように、スピードを落として脇を通るといのがもう習慣づいております。

移転に当たりましては、新しい場所での環境整備について、生徒はもちろんですけれども、学校関係者、PTA、そしてこれまで見守ってきた町会、近隣の住民の皆さんも心配しております。私も学校運営協議会の委員として、懸念される点についてはこれまでも様々話し合いを持ってまいりました。

令和9年4月から、県がスクールバスの運行を検討するということになりましたので、少しほっとはしておりますけれども、まだルートも決まっていない。そして、児童・生徒等に限定するということです。

職員の方々にも視力障害の方が結構いらっしやいまして、その方々はスクールバスは使えないんです。矢田前地区では学校敷地内に官舎があったんですけれども、安田地区では、敷地内に官舎を予定していないので、結局近くのアパートを借りるか、自宅から通勤するかということになると思います。

学校運営に関する事項はもちろん県の問題でありますけれども、通学や通勤についての道路環境、これはやはり青森市がある程度責任を持って、特に冬の除雪や周辺道路の安全確保について、今後も学校やPTAなどと話し合いを重ねていただきたい。この件については、申し上げて終わります。ありがとうございます。

では次に、7款商工費1項商工費3目観光費に関連して、令和8年度の外国人観光客誘客促進事業についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和8年度の外国人観光客誘客促進事業の概要についての質疑にお答えいたします。

青森市の主要宿泊施設32施設における宿泊者数は、令和7年実績で138万5637人泊となっております。そのうち、外国人は23万2384人泊と、令和6年実績の15万9396人泊と比較すると約1.5倍に達し、コロナ禍前の水準からは2倍を超えております。

このような中、青森空港への国際定期便につきましては、本年3月下旬の夏ダイヤから、台北線は週3便から週7便へ、ソウル線は週3便から週5便への増便が予定されております。

また、令和8年の青森港へのクルーズ船寄港数につきましては、これまで実施してきた市長によるポートセールスや青森開港400年のPR効果などもあり、令和7年実績の41回を上回る4年連続で過去最多、東北最多を維持する44回の寄港が予定され、今後も外国人観光客の増加が見込まれます。

青森市では、好調に推移している外国人観光客に向け、令和8年度は新たに青森駅周辺地区の空き店舗などに簡易宿所を整備する事業者への支援や、QRコード等を活用し、外国人観光客が店先で店舗情報を取得できる環境を整備するほか、外国語ガイドをなりわいとして青森市で活躍する人材の確保に向けて、県内初となる地域通訳案内士の育成に取り組むこととしております。

また、誘客促進につきましては、青森市への関心が高い国や地域に対し、現地でのプロモーションを予定しております。

今後とも、関係団体と連携し、インバウンド需要のさらなる獲得に向け、受入れ体制の充実や誘客促進に取り組んでまいります。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 宿泊客もクルーズ船もそうですし、インバウンドの方が増えているということですが、それでは、令和7年度の外国人観光客誘客促進事業の実績をお示しく下さい。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和7年度の外国人観光客に向けた主な取組の実績についてお答えいたします。

初めに、近年寄港数が毎年最多を更新しているクルーズ船への対応といたしまして、昨年度からクルーズ船客の市内周遊促進に向け、ツアー造成などを行う事業者に対し、利用者1人当たり2000円を支援しておりますが、令和7年度の実績は金額ベースで194万8000円、利用者は974人と、令和6年度実績と比べ340人増加しております。

次に、受入れ体制の整備といたしまして、今年度新たに、外国語ガイドをなりわいとして本市で活躍する人材の育成に向けて、AOMORI外国語ガイド塾を開設いたしました。

具体的には、基礎知識やコミュニケーションスキルなどの研修会や先進地視察、市内での実践模擬ツアー等を通じ、16名を育成し、去る2月には観光関連事業者などとのマッチング会を開催しました。

続きまして、誘客促進につきましては、昨年11月に台湾において、青森観光コンベンション協会と連携し、市長によるトップセールスを実施いたしました。現地では、人気のインフルエンサーによる本市の見どころなどを紹介するイベントに、約50人が参加し盛り上がりました。当日の様子はSNSのアーカイブ配信で約10万回以上再生されており、多くの方に青森市の魅力を発信できたものと考えております。

そのほか、エバー航空や現地の旅行会社4社を訪問し、路線拡大や旅行商品造成等についてもPRを行ってまいりました。

以上でございます。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○**工藤健委員** ありがとうございます。

外国語ガイド塾では16名を育成したということです。

では、今回、県初導入を目指している地域通訳案内士ですけれども、その概要について教えてください。

○**蛭名和子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** 地域通訳案内士の概要についての質疑にお答えをいたします。

地域通訳案内士は、特定の地域において活躍するガイドを、国の同意を得て各自治体が育成する制度でありまして、令和7年4月時点で42の地域で導入されております。

青森市では、この制度を活用し、歴史や文化、自然など、青森の魅力に深い知識を有し、質の高いサービスを提供できる地域通訳案内士の育成に向け、初年度となる令和8年度は、関係団体と連携を図りながら、10名以上の登録を目指すこととしております。

以上です。

○**蛭名和子委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** この育成された地域通訳案内士ですけれども、実際の活動というのはどのように行われていくのでしょうか。

○**蛭名和子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** 地域通訳案内士の活動内容についての質疑にお答えいたします。

本市において育成された地域通訳案内士は、旅行会社等からの依頼を受け、クルーズ船客のバスツアーや個人客に対するガイドとして観光客に同行し、歴史や文化、自然など、青森の魅力について通訳案内を行うものです。

また、活動支援といたしましては、市のホームページ等で地域通訳案内士をPRするとともに、旅行会社等にも情報提供を行うこととしております。

なお、国におきましても、通訳案内士登録情報検索サービスへの登録を通じて就業機会の確保を支援しております。

以上です。

○**蛭名和子委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** この地域通訳案内士制度は、全国でも42の都市で導入されているということですけれども、人材確保とか活動機会、収入の安定などが課題だというふうに言われております。特に、通訳案内士は市や観光庁のサイトに登録した後、旅行会社、あるいは観光客を含めたいろいろな団体とかの求めに応じて活動すると思うのですけれども、旅行を終えた後にその対応の評価があります。その評価が以後の報酬だったり、利用に影響するということです。

他都市では、通訳案内士の評価がその都市の評価にもつながるということで、研

修の内容、あるいは講師にはかなり気を遣っているようです。フォローアップ研修を含めてしっかり青森市も対応していただきたいと思います。市の職員OBで青森市国際交流協会代表の工藤朝彦さんも、通訳案内士の資格を持っておりますので、ぜひ意見を参考にされてはいかがかと思います。

あと1つお願いしたいのは、これは外国語ガイド塾も含めてなんですけれども、青森の地域資源に関する知識を学ぶわけですが、同時に、例えば中心商店街のユニークな店舗とか、いろいろなイベント活動もあります。研修では実際に店舗を訪れての実地もあると思うのですが、同時に、例えば中心商店街の情報交換もしっかり行いながら、青森の魅力を習得して観光客に伝えていただきたいと、そういう声もありましたので、よろしく願いいたします。

では次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連しまして、青森市の国際交流についてお伺いいたします。

この数年、社会の国際化が進む一方で、外国人との共生、外国人労働者の問題などが社会的な議論となっております。そして、国際交流は単なる文化交流や観光振興だけではなく、異なる文化や価値観を尊重しながら、共に社会を描くという多文化共生社会の基盤として重要な役割を持つようになっていきます。そのような中で、青森市の国際交流は、いわゆる寛容と協調の社会を育む取組として、これまで以上に重要になっていると私は思っております。

そこで、青森市の国際交流についてお伺いしますけれども、令和8年度の青森市の国際交流事業についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和8年度の国際交流事業についての質疑にお答えいたします。

青森市では、国際化・グローバル化の進展に対応した地域づくりを進めるため、海外の友好都市との各種交流のほか、一般財団法人自治体国際化協会が実施しているJETプログラム等を通じ配置している国際交流員による講座や交流イベントなど、市民の国際交流、国際理解を促進する様々な取組を実施しております。

令和7年度の主な事業の実績であります。初めに、英語圏、韓国、台湾の国際交流員による取組として、これまでに、異文化理解講座や派遣講座を111回開催し、現時点で令和6年度との比較で、500人程度多い約2500人が参加しております。

また、毎年、ワ・ラッセにおいて、国際交流員3名が自国における遊びや文化を紹介する体験型イベント、「国際交流 いん ワ・ラッセ」を3月21日土曜日に開催する予定でありまして、300人程度の参加を見込んでおります。

次に、関係団体と連携した取組といたしまして、昨年度から、毎週火曜日に市役所本庁舎1階サードプレイスで様々な国の幅広い年代の方が集まり、語り合うイベント、イングリッシュカフェを年間約50回開催しており、先月23日には餅つき会を行い、外国人住民ら約40人が集まり交流を楽しみました。

令和7年度は新たな取組といたしまして、これから社会で活躍する若年層の国際感覚を醸成するため、中学生以上を対象に、国際交流員や留学、ワーキングホリデー、JICA派遣など海外生活経験者6名から話を聞くセミナーを開催し、17名の参加者から、将来への不安が少なくなった、将来の夢について悩んでいたことも解決できそうな気がするなどの意見をいただいたところであります。

このほか、しんまちふれあい広場や国際交流ふれあいフェスタ等の他団体が主催するイベントにも参加し、国際交流員による遊びを通じた異文化体験や、本市の友好都市を紹介しております。

令和8年度につきましても、これまでの取組を継続するとともに、関係団体等と連携し、国際交流に気軽に触れ合える新たな取組を検討するなど、市民が国際交流を身近に感じられる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

令和8年度も令和7年度の取組を継続していくということで、交流員の方が活躍している感じがありますけれども、それでは、青森市の海外の各友好都市との交流内容について現状を伺います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 友好都市との交流状況についての再質疑にお答えいたします。

初めに、青森市と経済文化交流委員会協定書を締結しております中国大連市との交流状況についてであります。令和7年5月に青森県経済ミッション団として、知事と市長、経済関係団体等が大連市の熊茂平書記や陳紹旺市長、現地企業幹部と意見交換をしたほか、AIを活用した養殖技術視察のため、大連海洋大学などを訪問いたしました。

また、教育・文化の友好交流に関する協定を結んでおりますハンガリーケチケメート市とは、毎年、小・中学生の版画・絵画交流を行っております。

なお、友好交流に関する協定を締結しております台湾新竹県及び教育・文化等の友好交流に関する協定を締結しております韓国平澤市に関しましては、近年特段の交流は行われておりません。

以上です。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

韓国平澤市、あと台湾新竹県とは近年特段の交流は行われていないということです。

それでは、現在、海外との人的な交流なんですけれども、どのような交流をされているのか伺います。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 海外との人的交流の現状についての再質疑にお答えいたします。

青森市では、友好協定を締結している都市等への訪問につきましては、これまで相互交流を基本に行ってきたところであります。直近では、今ほど御答弁申し上げましたとおり、令和7年5月に大連市へ青森県経済ミッション団として公式訪問したところでありますが、そのほかについては、一部の友好都市とイベント開催について情報交換などをした経緯はありますものの、先方の事情等もあり、近年訪問するなどの人的交流は行われておりません。

以上です。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 大連市と県経済ミッション団での公式訪問に、青森市が一員として参加したということですか。

それ以外は行われていないということなのですが、では、先に市内の民間団体との交流について、市のほうでは把握されているかどうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 市内民間団体の交流状況についての再質疑にお答えいたします。

市内において自主的に国際交流活動を行っている民間団体があることは、承知しております。市としては、これまで、これら民間団体等に対しまして、イベント参加の声かけのほか、要望や問合せ等に応じ、各種対応をまいりました。

今後におきましても、本市において国際交流が活発に行われるよう、民間団体の自主的な活動を支援してまいります。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

民間、そして市民が参加する交流事業というのはとても大切でありまして、複雑な国際情勢があっても、その影響はあまり受けない、いわゆる草の根交流というものは相変わらず続いております。

特に、民間の交流には行政の後押しというのはとても重要でして、これは経験からも思うのですが、行政の立場で寄り添った協力、あるいは相談体制をしっかりとこれからもつくっていただきたいと思っております。

私も、小学生の2泊3日の国際交流を長らくやってきました。あとは、高校生が1週間程度韓国に訪問する交流事業というのも、2年続けて引率者としてやってきた経緯があるんですけども、その経験から申し上げますと、小学生というのは本当に体験することで、自分に自信を持つということと、そこからさらに好奇心を持つという、そういう子どもたちがとても多い。高校生は逆に人生観が変わるというか、世界観が変わるというような生徒がとても多いように思います。

その後、関連したボランティアで参加した高校生も、実際に韓国に行った高校生もそうですけれども、国際結婚も何人かしていますし、今現在、海外で勤務している方も多くいらっしゃいます。それだけ、人の交流というものは深い交流になるケースがとてとたくさん多いと思っています。

その意味では、人的な交流というものは、異文化に深い理解と信頼を生みますし、国際的な視野が広がるということはもちろんなんですけれども、多様な価値観をお互いに尊重し合うという、国際的な人材の育成につながりますので、青森市も、大人も子どもたちも含めて、ぜひそういうことを進めていただきたいと思います。

では、市内には留学生——日本語を学ぶ外国人がいますけれども、彼らが交流できる事業というものはあるのか教えてください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 外国人住民が交流できる事業についての再質疑にお答えいたします。

青森市が関係団体と連携し、実施している外国人住民が交流できる事業といたしましては、青森県観光国際交流機構と連携した交流型日本語教室や一般社団法人FCSインターナショナルと連携したイングリッシュカフェがあります。

交流型日本語教室は、外国人住民の日本語習得に加え、青森市で生活する上で必要なおみの分別や、防災などに関する講座を実施しており、今年度は14回開催し、留学生や技能実習生等168名が参加いたしました。

また、イングリッシュカフェは市内の外国人住民の孤立防止や、異文化理解を目的に実施しており、今年度は約50回開催し、外国語指導助手や国際交流員のほか、市民など500名を超える方が参加しております。

以上です。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 慣れない異国の文化の中で懸命に日本語を学んでいる学生が多いんですけれども、次のステップを目指している。介護・福祉の世界もそうですし、大学生もそうです。交流を通して日本の文化とか習慣を学ぶ機会や場があるというのは、とてもうれしいことだと思います。

互いにコミュニケーションを取るということで、お互いの信頼が生まれるわけですが、それだけでもう友人になれるので、いろいろな方とこれまで接してきましたけれども、例えば地震があったり、今年の大雪もそうだったんですが、海外から心配するメールが届きます。そのぐらい、ちょっとした機会、コミュニケーションで人と人がつながれるんだなというのは、つくづく感じてまいりました。

青森市の国際交流ですが、いわゆる姉妹都市交流を土台にしながら長年続けてきた。これはとてもすばらしいことだと思いますけれども、現状はそこにちょっととどまっているのかなど。ですので、今後はぜひ、市民参加型もそうですし、若い世代をもっと巻き込むこともそうです。多文化共生社会を迎えるわけですから、

地域社会、青森市の国際化を進める政策として、ぜひ今後も発展させていただきたいと要望して、この質疑は終わります。ありがとうございます。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連しまして、空き店舗等リノベーション支援事業の概要についてお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 空き店舗等リノベーション支援事業の概要についての質疑にお答えいたします。

青森市では、商店街等の魅力向上などを図るため、起業・創業等を支援する「AOMORI STARTUP CENTER」と連携し、商店街空き店舗等リノベーション支援事業を実施しております。

制度といたしましては、空き店舗や空き家を活用して出店する事業者等に対し、店舗改修費の2分の1、最大100万円を支援するものであります。

令和8年度におきましては、これまでの取組に加えまして、好調に推移するインバウンドなど、観光客の宿泊需要の獲得に向け、簡易宿所を設置する中小企業者等への支援を拡充することといたしました。

簡易宿所は、近年、ごみ処理や騒音などの課題が指摘されている民泊に比べ、旅館業法によって、より厳格な規制や指導・監督体制が定められておりますほか、良好な住環境を守るための区域であります住居専用地域には立地できないこととされております。

このほか、観光施設、商業施設、飲食店等が集積していることや、既存ストックの活用、交通の利便性といった視点を踏まえ、青森駅周辺地区を対象区域とし、店舗改装費用の2分の1、最大100万円を支援したいと考えており、本事業に要する経費といたしまして、当初予算額に1180万円を計上させていただいております。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 では、令和7年度の空き店舗等リノベーション支援事業の実績をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 再度の質疑にお答えいたします。

令和7年度における空き店舗等リノベーション支援事業の交付実績でありますけれども、2月末時点で飲食業が5件、美容業が3件、その他が2件の計10件、金額ベースで824万8000円となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 令和7年度は、空き店舗をリノベーションした新規店舗が10件ということです。2分の1、最大100万円の補助金ということですね。

令和8年度から、新たな取組として空き家・空き店舗等を活用した簡易宿所の設置への支援をするということですが、青森駅周辺の宿泊施設はほとんどビジ

ネスホテルでありますので——市内にはゲストハウスもあるのかな。あっても少ないというか、家族やグループで宿泊したりする宿所、あるいはバックパッカーや、長期滞在者の宿泊施設が少ないと言われておりますので、需要は十分あると私も思っております。

答弁にもありましたけれども、民泊と違って管理者が近くにいるので、ごみの処理、真夜中に騒ぐといった宿泊者によるトラブルというのは、避けられるんじゃないかということです。

さらには、観光政策——空き家・空き店舗政策に加えて、いわゆる中心商店街活性化という目的を持つことになると思うのですが、ただ、全国の簡易宿所については、経営の持続性の課題があるというようにされております。

では、簡易宿所や、これまでリノベーションを行ってきた店舗を含めて、開業後の持続的な運営を市としてどのようにサポートしていくのか、お答えください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 簡易宿所の開業支援についての再質疑にお答えいたします。

本事業は、これまで空き店舗などを活用して出店する事業者等に対し、出店に係る店舗改修費用の一部について、初期投資の負担軽減という視点から支援してきたものでありまして、今般拡充した簡易宿所についても同様であります。

なお、本事業の活用に当たりましては、「AOMORI START UP CENTER」へ事前に事業計画や資金計画に関して相談することを条件としておりまして、開業後におきましても、事業者からの経営相談に応じることであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 この事業の補助金というのは、開業支援だということですが、いわゆるフォローアップまでは入っていないということですが、開業までの経営計画などの、いわゆる伴走支援はしてきたので、この延長で「AOMORI START UP CENTER」などが窓口になってフォローしていくというように受け取りました。

新年度の簡易宿所については、空き店舗の活用と宿泊需要の取り込みに結びつけるということですがけれども、もちろん町なかのにぎわい創出の観点からも意義のある取組だと思っています。宿泊した方々が中心街、商店街などを歩いて、飲食店や地域の魅力に触れるということは、地域経済の波及効果が生まれてくるんだということだと願っております。ありがとうございます。

では最後に、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連しまして、青森市移住・定住応援事業の概要と令和7年度の実績及び令和8年度の事業計画をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 工藤健委員からの青森市移住・定住応援事業についての御質疑にお答えいたします。

青森市移住・定住応援事業のうち、県外から本市へ移住した方で、各種要件に該当する方に移住支援金を交付する青森市移住促進事業及び都市部から本市に移住し、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊の活動を支援する地域おこし協力隊活動支援事業の概要等について御説明いたします。

まず、青森市移住促進事業について、移住支援金は大きく分けて3種類となっております。1つに、青森市移住支援金につきましては、国の制度によるもので、本市への転入前に東京23区に5年以上居住または通勤していた方を対象に、単身では60万円、2人以上の世帯では100万円、18歳未満の子を帯同して移住した場合には子ども1人につき100万円を加算し交付する制度であり、その財源内訳は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。令和7年度実績では、29件の申請を受け付け、3340万円を交付いたしました。

2つに、新しい働き方移住支援金は、国の制度の対象とならない方への市独自の制度であり、主に東京23区外に2年半以上居住していた方を対象とし、単身では15万円、2人以上の世帯では25万円、18歳未満の子を帯同して移住した場合には子ども1人につき25万円を加算し交付する制度であります。令和7年度実績では、29件の申請を受け付け、830万円を交付いたしました。

3つに、医療・福祉職子育て世帯移住支援金は、青森県外に5年以上居住し、本市への移住後に医療福祉職に就業または資格取得のために、本市が指定する養成機関に就学する子育て世帯を対象に1世帯当たり100万円、18歳未満の子を帯同して移住した場合には子ども1人につき100万円を加算、ひとり親世帯の場合はさらに100万円を加算し交付する制度であり、その財源内訳は、世帯及び子の加算については、県4分の3、市4分の1、ひとり親加算については県10分の10となっております。令和7年度実績では、8件の申請を受け付け、3000万円を交付いたしました。

令和8年度は、青森市移住支援金は35件、新しい働き方移住支援金は26件、医療・福祉職子育て世帯移住支援金は11件を見込み、当初予算において歳出8189万3000円を計上し、本定例会において御審議いただいております。

次に、地域おこし協力隊活動支援事業につきましては、国が支援する地域おこし協力隊及び移住コーディネーターの制度を活用し、移住者支援体制を強化するとともに、地域おこし協力隊員の本市への移住と、地域の魅力向上に向けた取組の展開により、市外からのさらなる移住・定住促進の相乗効果を図るものであります。

令和7年度は、移住支援に係る活動を行う地域おこし協力隊員を3名配置するとともに、地域おこし協力隊員と連携して移住支援等を行う移住コーディネーターを2名配置し、事業を実施したところであります。

令和8年度につきましては、2名の地域おこし協力隊員及び3名の移住コーディネ

ネーターを配置する予定であります。また、切れ目のない地域おこし協力隊員の採用などのためのお試し地域おこし協力隊の実施と、地域おこし協力隊員の定住支援等のためのサポート体制の強化を新たに行うものであります。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

この事業には、青森市移住促進事業と地域おこし協力隊活動支援事業があると。青森市移住促進事業の中には3種類あって、青森市移住支援金、新しい働き方移住支援金と医療・福祉職子育て世帯移住支援金があります。分かりました。

それで、こうした支援を通して、青森市にいろいろな方が移住して来られておりますけれども、これまで移住支援金を受けた方について、現在の市内への居住状況というのは分かりますか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 移住支援金を受けた方に係る現在の市内居住状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げたとおり、移住支援金は大きく分けて3種類あり、それぞれについて、交付実績と受給者の市内居住人数を申し上げます。なお、市内居住状況につきましては、例年一斉調査を行っており、今年度は令和7年11月6日に実施しましたことから、同日時点での人数となります。

初めに、青森市移住支援金につきましては、令和3年度以降104人への交付実績があり、92人が市内に居住しております。

次に、新しい働き方移住支援金につきましては、令和3年度以降114人への交付実績があり、103人が市内に居住しております。

最後に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、令和5年度以降14人への交付実績があり、14人が市内に居住しております。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

いろいろな移住支援をして、住んでいただいた方の約9割、医療・福祉に関しては、全ての方がまだ青森で暮らしていらっしゃるということでもあります。このまま青森市で、長い間住んでいただければと思います。ありがとうございます。

では次に、新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業の概要と令和7年度の実績及び令和8年度の事業計画をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業についての御質疑にお答えいたします。

本事業は、新しい働き方の担い手となる移住希望者の誘致を主に、青森圏域を移住先候補として選んでいただけるよう、圏域全体の魅力をまとめた効果的な情報発信、移住相談及び移住体験など、移住に関心のある方や移住を検討されている方へ

のアプローチを東青5市町村が連携して実施しているものであります。

令和7年度の実績につきましては、まず、移住に関心のある層へのアプローチでは、フェイスブック等のSNSを活用した青森圏域の情報発信を定期的に行ったほか、首都圏での移住相談会等を10回開催し、計216名に御参加いただいたところがあります。

次に、移住を検討されている層へのアプローチといたしましては、浅虫地区の古民家石木邸や、市内中心部にある、まちなか移住体験施設を活用した移住体験モニター事業は計89名の参加者、本市に滞在しながらリモートワークや地域との交流などを体験していただくアオモリ・ワーケーション事業は4回開催し、計34名の参加者、ハンドメイド作家などのクリエイターを対象にしたクリエイターワーケーションは2回開催し、計17名の参加者、親子を対象にした親子ワーケーションは1回開催し、計4名の参加者でありました。

さらに、定住を支援する移住後のフォローアップといたしましては、孤立の解消や移住者同士の交流を図るため、移住者交流会を6回開催し、計72名の参加者でありました。

令和8年度におきましては、まず、移住に関心のある層へのアプローチでは、今年度と同様、青森圏域の情報発信を継続して実施するとともに、首都圏において、青森県や公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が主催する移住フェアに参加するほか、東青5市町村と連携した移住相談会等を開催することとしております。

次に、移住を検討されている層へのアプローチといたしましては、これまで利用いただいている2つの移住体験施設に加え、市内中心部に新たに施設を設置することとしておりますほか、リモートワーカー、クリエイター、親子向けのプログラムを体験いただけるアオモリ・ワーケーションを継続して実施することとしております。

さらに、定住を支援する移住後のフォローアップといたしましては、移住者交流会を引き続き開催することを予定しております。

また、令和8年度の新たな取組として、移住そのものに対する意識変容や、それを取り巻く経済・社会情勢の変化を踏まえつつ、今後の東青地域の移住・定住や地域活性化に向けた取組、効果的な情報発信等について、行政、大学、関係団体、移住者等が連携して意見交換を行う機会を設けることを検討しております。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

移住に関心のある層、検討されている層へのアプローチと移住後のフォローアップを行っているということです。

移住支援制度として、ほかに多拠点居住者について、住民票の問題とかがあって、住民票を移していない場合は支援の対象にならないとか様々な条件があると思うんですけども、近年はテレワークの普及によって、いわゆる2拠点とか多拠点居住

者が増加しております。

この2拠点生活者・居住者の登録制度とか、あるいはワーケーションの長期滞在支援など、いわゆる移住する前の段階の方への支援というのを検討してはいかがかと思えますけれども、どうでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 2拠点居住やテレワーク移住検討者に対する支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、2拠点居住やテレワーク移住検討者に特化した支援はないものの、移住体験やワーケーション体験参加者に対しましては、レンタカーなどの交通費助成や、移住体験施設などの宿泊施設の提供、地域交流体験メニューの提供などの支援を行っております。

今後とも2拠点居住やテレワーク移住検討者の方々を含めた移住希望者を都市部から本市に呼び込むことができるよう、地域との交流を通じた移住体験、ワーケーション体験を実施してまいります。

○蛭名和子委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 最近では、地方移住の在り方も多様化しておりまして、いきなり移住するのではなくて、まずは、地域に関わりながら関係を深めていくという、いわゆる関係人口の創出というものが重要視されております。

その意味では、一定期間地域に滞在する2拠点居住とか、あるいはワーケーションとかは、やはり移住の1つ前の段階としての関わり方としてあるんだと思います。例えば、2拠点居住者・生活者の方には、他都市のように登録制度を設けて、いわゆる特典サービスなどのインセンティブとともに継続的に関わってもらおうとか、あるいは長期滞在——ワーケーションについては、宿泊費・交通費の一部助成とか、あるいはコワーキングの環境整備を支援するとか、いわゆるデジタルノマドと言われている方々も含めて、働く場所を問わないライフスタイルを受け入れる移住政策、これも1つ考えられるのかなと思います。

ただ、1つ心配なのは、移住された皆さんにとって、今年の青森の冬ですよ。これがどのような体験だったのか、青森市から心が離れなければいいなというように、それだけは願っております。

最後に、要望を申し上げますけれども、経済政策課で行っております県外大学生向けの青森市Uターン人材インターンシップ受入促進補助金というものがあります。これは、市内の中小企業で県外の大学生のインターンシップを受ける場合に1日5000円、最大2万5000円を企業に補助するというものですが、残念ながら今年度は実績ゼロで、昨年度もたしか2名だったということです。

県外からUターン学生を確保するためのせっきくの補助金なんですけれども、県外大学生の認知度と、あと、ちょっと分かりづらい制度設計に理由があったのかなと思います。昨年の予算特別委員会でも、地元企業と学生の接点をつくるためにも、

ぜひ、市内企業と大学生のインターンシップ制度の普及を図る取組が必要ではないかとお話ししました。現在、青森で住んでいる大学生と企業をつなぐ取組に力を入れるべきだと思います。

首都圏の企業あるいは学生の間では、インターンシップ制度というものはもう当たり前になっておりますので、企業にとっては、企業の理解と人材の確保につながりますし、学生にとっては職業理解と企業理解、そして社会的な実践スキルを学ぶ機会だと言われております。

県外学生が青森市で働く流れを生み出すことももちろん必要ですが、せっかく青森市で学んでいる大学生を一人でも多く地元企業につなぐためにも、インターンシップに取り組む企業の採用活動をサポートするなど、青森商工会議所とも連携しまして、踏み込んだ支援、取組を検討していただきたいと再度、提案・要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時からいたします。

午後2時30分休憩

午後3時再開

○蛭名和子委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部でございます。早速質疑に入りたいと思います。

2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連しまして、スマートシティ推進事業についてお伺いいたします。

まず、このスマートシティ推進事業の概要を経年でお示しいただきたいと思っております。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 渡部委員からのスマートシティ推進事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、人口減少や少子・高齢化の進展に伴い、地域経済の規模縮小や担い手不足など、様々な課題に直面しております。一方で、AIやIoTをはじめとするデジタル技術の飛躍的な進展は、地域課題を解決する新たな可能性を有しているところであります。

このような中、本市では、市民サービスの向上や地域課題を解決し、市民のウェ

ルビーイング向上を図るため、デジタル技術を活用したまちづくりであるスマートシティを推進することとしております。

令和6年度は、「DX先進都市 青森市」の実現に向け、スマートシティ推進に関する分野横断の指針である、青森市スマートシティビジョンを策定いたしました。

本ビジョンでは、「この街のデジタルは、温かい。」をコンセプトとし、デジタル技術を温もりのある手段として活用することといたしました。また、青森市らしさや市民中心主義などの基本理念に基づきながら、「まちの賑わい創出」「人にやさしい社会」及び「地域基盤の強化」の3つの施策を設定し、地域交通、ヘルスケア、雪対策などを含む8分野を重点分野等として、デジタル技術の特性であるデータ分析によるパーソナル化を活かすことで、きめ細やかなサービスの提供に取り組むこととしております。

また、事業の実効性を確保するため、人材育成、資金的持続性、システム基盤、データ利活用を推進することとしております。

令和7年度は、本ビジョンに基づき、地域の多様な主体が連携したスマートシティ青森推進協議会を本年1月19日に設立いたしました。同日に開催したキックオフイベントでは、協議会の関係者が一堂に会し、スマートシティに関する機運を醸成したところであります。

また、市民の暮らしやすさと幸福感を数値化・可視化した地域幸福度指標を用いて、市と青森商工会議所職員を対象に、データの利活用やウェルビーイングへの理解を深める実践的な研修を実施いたしました。

さらに、市民が新しいテクノロジーに触れ、デジタル技術を身近に感じる機会を創出するため、中学生を対象としたワークショップや最新技術の展示・体験ができるイベントを民間企業との共催により実施したところであります。

令和8年度は、スマートシティ青森推進協議会の会員が中心となり、ワーキンググループの活動を通じて、市民サービスの向上や地域課題の解決につながるプロジェクトを創出していくこととしております。

特に、ビジョンに定める重点分野等を中心に、本市の地域特性に応じたスマートシティサービスの実装に向けた検討を進め、各プロジェクトの具体化を図ってまいります。

また、今年度と同様、地域幸福度指標の活用促進やデジタル技術の普及啓発イベント、最新技術や先進事例の調査研究などを実施し、行政、企業・団体、大学など、地域が一丸となって、スマートシティを推進していくこととしております。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

では特に、この令和8年度の予算の内訳をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和8年度の予算内訳についての再度の御質疑にお答えい

たします。

令和8年度当初予算に計上しておりますスマートシティ推進事業では、スマートシティ青森推進協議会に対する事業負担金として、2556万4000円を計上しております。

その内訳につきましては、市民生活の利便性の向上や、地域課題の解決に資するプロジェクトの創出、協議会の会員が実施する実証実験等に対する支援に係る経費など、プロジェクト創出事業費として2220万円、地域幸福度指標の活用を促進する取組に係る経費など、人材育成事業費として34万9000円、最新技術や先進事例の調査研究にかかる経費など、調査研究事業費として56万4000円、協議会の運営や広報活動、外部専門家にかかる経費など、広報事務費として245万1000円となっております。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

令和6年、7年、8年と推移を述べていただきまして、令和8年度の予算の内訳を述べていただきました。いただきましたが、どれだけこのことが市民の皆様を理解されているのかと言われれば、なかなか難しい部分もあるかなというふうに思います。

やっと1月に、スマートシティ青森推進協議会、市と商工会議所、大学、銀行、あと、マスコミ等々、キックオフが、1月19日にキックオフイベントがあったところで、いよいよスタートラインに立ったというところかというふうに思います。

ただ、なかなか専門用語も多かったり、横文字も多かったりして、市民の皆様、理解するにはなかなか分かりづらいという側面がありますので、今後、分かりやすい言葉で市民の皆さんに発信していただきたいというふうに思います。「この街のデジタルは、温かい。」というコンセプトでありますから、しっかりと分かりやすい言葉で、これから市民の皆様にお知らせいただければということ要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費に関連して、夜間中学設置事業についてお伺いいたします。

この夜間中学設置事業の予算の内訳についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 渡部委員からの夜間中学設置事業の予算の内訳についての御質疑にお答えいたします。

夜間中学につきましては、県内初の公立夜間中学として、令和9年4月の古川小学校への開設に向け、鋭意準備作業を進めており、改修工事及び開設準備に係る予算を本定例会に提案し、御審議いただいているところであります。

予算額につきましては4961万4000円となっており、その内訳は、1学年1学級の3学年で30人の生徒を想定し、改修工事費が4164万6000円、机や椅子などの

備品購入費が 322 万 8000 円、そのほか消耗品費や生徒募集に係るポスター・リーフレットの印刷費等が 474 万円となっております。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

夜間中学、いよいよ来年の 4 月から開校を目指して動き出すということでありませう。私も 10 年前にこの夜間中学の質問をしてから、ようやく日の目を見るところが来たなというふうに思っております。

この改修工事の内容についてお示しいただきたいと思っております。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 改修工事の内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市が開設を進めている夜間中学は、既存の古川小学校内に設置すること、また、多様な年齢・国籍の生徒が学ぶことから、双方の活動に支障が生じないように、2 階を夜間中学の主な使用階に、3 階から 4 階を小学校の使用階としております。

夜間中学の具体的な改修内容につきましては、2 階の既存の普通教室を夜間中学専用の教室とする内装工事のほか、LED 照明及びエアコンの設置工事を予定しております。

また、既存の 2 階、ランチルームを校長室及び職員室に改修するほか、ICT 導入に伴う配線工事や、屋外には夜間でも視認性の高い学校名看板の設置も予定しております。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

言うまでもなく、この夜間中学校は 2016 年に制定された教育機会確保法が基となって大きく進んだという背景もあります。その背景も、やはり不登校児童・生徒が多くなっているということで、彼らが適切な学習機会を得られずに社会的に孤立してしまうおそれがあるという課題がありました。不登校自体も単なる個人の問題ではなくて、これ 1990 年ぐらいから、教育制度の全体の課題であるということから、この教育機会確保法ができたことに伴って、この夜間中学というのもできるということになりました。

義務教育の学び直しもそうですし、卒業資格の取得もそうですし、進学・就職の足がかりともなるし、これから本市にもたくさんの外国の方が、学生さんでもいらっしゃいますし、働いている方もいらっしゃいますので、そういった多文化共生・国際化への対応といった、コミュニティーの形成の場でもあるというふうなことになる使命を帯びていく施設となると思っております。

今、改修工事の内容も御答弁いただきましたけれども、いろんな方が入りやすい、そういった雰囲気のある教室にもしていただきたいですし、また、職員室は校長室と何か兼ねるようなお話も伺っておりますので、本当に風通しのいい場所にしてい

ただければなということ要望して、この件は終わります。ありがとうございました。

次に、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関連して、ツキノワグマ対策事業、ちょっと2つに分けて、同じツキノワグマ対策事業をお伺いしたいと思います。

まず、令和7年度3月補正予算に計上しているツキノワグマ対策事業の概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 渡部委員からのツキノワグマ対策事業についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度における本市のツキノワグマの出没件数は、3月10日現在で324件と過去最多を更新するとともに、市街地の出没件数も増加しております。

このことから、ツキノワグマ等の危険鳥獣に対し、関係部局との連携のほか、警察や猟友会との調整など、総合的な対策と迅速に対応する体制整備の強化を図ることを目的として、令和8年度に環境部環境保全課の課内室として、新たに危険鳥獣対策室を設置する予定であります。

また、令和8年度におけるツキノワグマ対策を強化するため、クマ被害対策パッケージに基づく国の令和7年度補正予算におきまして、ガバメントハンター等の配置などの鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業の拡充や、緊急銃猟に係る熊類の捕獲等、出没防止対策の補助率のかさ上げの拡充が示されましたことから、本市としましても、国の交付金を活用の上、令和8年度当初予算の前倒し分として事業費を追加する、ツキノワグマ対策事業を3月補正予算案として本定例会に提案し御審議いただいております。

令和7年度3月補正予算案におけますツキノワグマ対策事業の概要につきましては、緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事するガバメントハンターの配置の人員費として約372万円、緊急銃猟の対応など、市街地や集落等への出没を想定した訓練の委託料として約172万円、緊急銃猟に必要なヘルメットや無線機等の購入経費として約135万円、緊急銃猟や有害捕獲における猟友会への委託料として約159万円、緊急銃猟時補償費用保険等の保険料として約40万円、市街地や集落等への周辺における放任果樹等の誘因物伐採補助金として342万円、市街地侵入抑制のための調査・提案に係る委託料やトレイルカメラの備品購入費として約312万円、箱わなの購入経費や注意喚起のための車両借上経費等、約216万円の合計1748万1000円の事業費となっております。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございました。

今、内訳を述べていただきました。訓練の委託料として約172万円、これコンサル料ということであります。それから猟友会への委託料で約159万、これはわなの

料金のほうがほぼということで伺っておりました。それから、放任果樹等の誘因物伐採補助金、すごく難しい言い回しですけども、要は栗とか柿ということですよ。これが342万円ということでありました。ありがとうございました。

ガバメントハンターの配置というところで、このガバメントハンターの配置の概要をお示しいただきたいと思えます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ガバメントハンターとは、熊の捕獲等に従事する狩猟免許等を有する自治体職員のことでありまして、県内の他都市でも、ガバメントハンターを雇用している事例があります。

本市といたしましては、緊急銃猟の際の警察や猟友会との連携・調整など、ツキノワグマ対策の迅速化・強化を図るために、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用しまして、令和8年度からのガバメントハンターを1名配置する補正予算案を提案したものであります。

ガバメントハンターの必要な免許・資格等につきましては、まずは、1つに、第一種銃猟免許、2つに、銃猟免許、3つに、普通自動車免許などを予定し、主要な業務内容といたしましては、熊捕獲用わな設置及び緊急銃猟の――射手を含む駆除業務、熊の通報時の被害状況確認、パトロール・追い払い対応、熊の被害防除方法などの指導・助言、猟友会や警察などの関係各所との調整として、令和7年度3月補正予算案に提案したガバメントハンターの配置の人員費としては、約372万円の予算案を提案しているものであります。

失礼いたしました。ただいま、ガバメントハンターの免許のところ、わな銃猟免許と申し上げましたが、正しくは、わな猟免許ということになります。謹んでおわびし訂正させていただきます。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

ガバメントハンター1名配置が約372万円ということでありました。令和7年度は324件の目撃・出没件数、ありますけれども、まずは1名でやるということだと思います。また、猟友会の協力も得ながらということになるかと思えますけれども、この件は分かりました。ありがとうございます。

同じくツキノワグマ対策事業で、10款教育費4項公立大学費1目公立大学費、大学のほうでお伺いしたいと思いますけれども、令和7年度3月補正を計上している、熊対策の公立大学運営事業の概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 渡部委員からの公立大学運営事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

今年度、青森公立大学において熊の目撃情報が複数回あったことを受けまして、

学生や職員等の安全確保の観点から、本定例会において、熊対策としての経費に係る予算案を計上し、御審議をいただいているところであります。

内訳といたしましては、1つに、新たに公立大学の周囲に熊の侵入防止のために有効な電気柵を設置する経費といたしまして1720万8000円、2つに、昨年度に引き続き、熊との遭遇回避等のため、学生に対する熊よけ鈴の配布や熊よけスプレー及び熊忌避剤の設置の経費として137万3000円、計1858万1000円を総事業費として計上しており、財源といたしまして、国補助金が3分の2、県補助金が6分の1充当されるため、本市の一般財源は6分の1の309万8000円となっております。

本市といたしましては、この事業の実施を通して、学生を含む公立大学関係者の安全確保と、安心して学業に専念できる環境づくりへの支援に取り組むものであり、今後も公立大学と連携しながら、引き続き必要な対応をしてまいります。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

1858万円余りの総事業費のうち、1720万円余りが電気柵、ほぼほぼこの電気柵に使われるということでありましたので、この電気柵設置の概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 電気柵設置の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

公立大学に設置する電気柵につきましては、公立大学関係者の安全確保の観点、市民からの熊対策に関する多数の要望等を踏まえ、大学施設全体を囲うこととするものであります。

当該電気柵につきましては、専門家の意見も踏まえながら、70センチメートル程度の高さの通電するワイヤーを、総延長4キロメートル弱にわたり設置する予定としております。また、電気柵に使用する電源といたしましては、ソーラーパネルによるソーラー電源と大学施設からの電源の両方を活用することを想定しております。

なお、電気柵の安全性につきましては、人が見やすいよう、ワイヤーに危険である旨の表示を取り付けることとし、万が一、人が誤って触れてしまった場合でも、電気が連続的に流れているものではないため、すぐに手を離すことができる設定となっております。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。よく分かりました。

もう一つ、熊よけの鈴、熊よけスプレー及び熊忌避剤の予算額及びその概要をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 熊よけの鈴等の予算額及び概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

電気柵の設置以外の熊対策経費といたしましては、1つに、遭遇回避策として、

今年度、全ての学生及び職員分を購入・配布した熊よけの鈴について、来年度は新入生を対象に配布する予定であり、その経費として16万3000円、2つに、熊と遭遇した場合の緊急対策として、今年度は大学事務局、国際芸術センター青森、テニスコート、グラウンド等の各所に、計8本の熊よけスプレーを設置いたしました。引き続き来年度も設置する経費として11万3000円——なお、本スプレーは使用期限が数年間に及ぶため、現在所有しているものの使用状況を見極めた上で執行してまいります——3つに、熊の侵入防止策として、熊が嫌がる臭いのする液体である熊の忌避剤をペットボトルに入れ、電気柵で囲えない部分等を補うように設置することとしており、その経費として109万7000円を計上しており、いずれも本定例会において御審議をいただいているところであります。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。内容は分かりました。

予算特別委員会なので、ちょっと部長からも、言っという、聞いというほしいんですが、今回私この質疑するに当たって、細々といろいろ内訳を聞きましたけれども、担当課の方がほぼほぼ内容を分かっていたはずですね。大学に聞かないと分からないということだったので、仮にも予算をつくっている側の人たちがその内容を分からないで予算を立てているのということになるので、ちょっとその辺はきちんとしていただきたいなと思いますので、これは要望としておきます。

ありがとうございます。この件はこれで終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、除排雪対策事業について、予算特別委員会なので、予算面の話だけさせていただきますけれども、これ多分、委員の皆さんは分かっていると思うんですが、市民の方からすると素朴な疑問として、除排雪費、去年幾らかかった、約74億円です、今年の当初予算は三十一、二億円ですという話をすると、予算がないから除雪出来ないんじゃないのか、除雪が来ないんじゃないのかという方が、結構いらっしゃいます。

ということで、あえて基本的なことを質疑させていただきますけれども、この市民目線で言うと、当初予算が少ないから、この除排雪の発注が抑制されているんじゃないかというふうに感じていらっしゃる方がいますが、当初予算から過去最大規模の除排雪の予算を措置する必要があるのではないかという問いをいたします。

よろしく申し上げます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 渡部委員からの除排雪に係る予算措置についての御質疑にお答えいたします。

除排雪対策事業につきましては、令和6年度に過去最大となる73億4000万円を要したところであり、今年度におきましても、記録的な豪雪により予算不足が見込まれますことから、3月補正で39億9000万円の増額補正を計上し、今定例会において御審議いただいているところであります。

一方で、過去 10 年の実績を見ますと、令和 8 年度当初予算案に計上している 31 億 8000 万円以内の決算額となっている年度は、平成 27 年度、平成 28 年度、令和元年度及び令和 5 年度の 4 か年となっております。

除排雪対策事業の当初予算額につきましては、先ほど御紹介したとおり、冬期間の降雪状況等により必要となる予算額が大きく変動すること、限りある財源の中で、除排雪対策事業の当初予算額を大幅に増額するためには、他の市民サービスを抑制せざるを得ないことなどから、過去の実績を参考に、過大とにならないよう見込むとともに、ある程度の降雪状況においては、除排雪業務に支障を来さないよう計上しているものであり、令和 8 年度につきましては、前年度と同額の 31 億 8000 万円を計上しているところであります。

また、毎年、当初予算において債務負担行為についても御議決をいただいております。特に著しい降雪に伴う除排雪に要する経費につきましては、歳出予算額を超える除排雪の出動指令を行うことができる環境を整えておりますことから、当初予算の多寡で除排雪の発注が抑制されているということはないものであります。

冬期間における降雪状況や執行状況等により、歳出予算に不足が見込まれる場合には、除排雪業務に影響が出ることのないよう、補正予算等により適切に対応してまいります。

○蛭名和子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

要は毎年当初予算において債務負担行為を御議決いただいておりますよと。特に著しい降雪に伴う除排雪に要する経費は、歳出予算を超える除排雪の出動指令を行うことができるよう環境を整えているというのは、要はもうこれは文言として、この債務負担行為をあらかじめ設定していますという文言から、当初予算から多くなれば、それをやります、出しますということで、それも、必要なときに出しますよという内容の御答弁であったというふうに思います。だから、当初予算では、大体三十一、二億円ぐらいで設定をしていますよという御答弁だったと思いますので、これもよく分からない方もいらっしゃるかと思うので、その辺も必要があれば、分かりやすく説明していただければいいかなと思います。

多分、債務負担行為って何ということになると思うし、用語の説明からなるかもしれないけれども、そういった部分も併せて、市民の皆さんに分かりやすい説明をしていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○蛭名和子委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

それでは、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費に関連して、町会・町内会についてお聞きします。

本市では青森地区が 368 町会、浪岡地区が 37 町内会、合わせて 405 の町会等が

あるということです。浪岡だけでも広いと思ってきたんですけれども、この 405 もあるということで、びっくりしています。行政としても、全部を把握することはなかなか難しいものではないかなというふうに思っています。これまでの答弁を見ると、行政と地域との連携が必要であり、身近なコミュニティー組織である町会・町内会を支援していくというふうに答えています。

それではお聞きします。

市と町会・町内会との連携及び関わり方と、主なる予算の内訳について示してください。

○蛸名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 天内委員の町会・町内会と市の連携についての御質疑にお答えいたします。

町会及び町内会は、同じ地域に住む住民相互により結成された団体でありまして、良好な地域社会を形成・維持することを目的に設立され、本市においては、今、委員から御紹介もありましたが、368 町会、そして 37 町内会、合わせて 405 の町会等が市と連携し、高齢者や児童の見守り・安否確認、災害時の避難誘導、ごみ集積所の管理、交通安全活動、防犯活動、環境美化活動など、多岐にわたる地域課題に取り組みながら、住みよいまちづくりのために活動していただいております。

これら町会等の取組に対しまして、本市では、町会・町内会の健全な運営と地域活動を支援しておりまして、町会等が主体的に取り組む、地域住民が集い、ともに活動できる場づくりや環境づくりに対して各種補助制度を設けております。

具体的には、1 つに、住みよい地域づくりの実現及び住民の福祉増進等を図るために自主的な活動を行っている町会等に対し、1 町会当たり 2 万円の基本額に、1 世帯当たり 100 円の世帯割額を合算した額を交付する町会地域活動費助成金、2 つに、地域住民が相互の融和を図り、健康で文化的な生活を営むため、地域市民館を所有・管理する町会等に対しては、その運営に要する光熱水費の 3 分の 1 を助成する地域市民館運営助成金、3 つに、市民参加によるコミュニティーの活性化を図るための事業を実施しようとする町会等に対して、そのソフト事業に係る経費の 2 分の 1 を補助する地域コミュニティー活性化事業補助金、4 つに、一般社団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業を活用して、町会等のコミュニティー活動に要する設備・備品の整備に係る経費を助成する一般コミュニティー助成事業補助金となっております。

次に、これら補助金の令和 8 年度予算の主な内訳につきましては、町会地域活動費助成金が 1760 万 2000 円、地域コミュニティー活性化事業補助金が 1636 万 4000 円など、合計で 4809 万 9000 円となっております。これらに係る経費を当初予算案として提案し、今定例会で御審議いただいております。

このように、本市では、各種補助制度のほか、多様な主体の連携・協働についての仕組みづくりなどを通じて、地域の核となる町会等の活動を支援し、地域の個性

を生かしたまちづくりを推進していくこととしております。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、町会・町内会に対する補助金の内容も答弁していただきまして、年間約 4800 万円ということが分かりましたが、私も町内会の役員になって分かったんですけれども、私どもの町内会は 100 ちょっとなかなかなくて、もうちょっと財政的に余裕があるものだと思ったんですけれども、何て言えばいいんだ、補助金がなければやっていけないというような感じで、世帯数が多ければ、もうちょっと潤っているところもあると聞いていましたが、ちょっとなかなか大変だなというふうに思っておりました。

1 年間試行錯誤して、この町内会の運営、何とかやってきたんですけれども、行事が様々ありますけれども、やる内容というのはそれほど幅が広いというものでもなくて、それをどう組み合わせるかっていうのだというふうに思っています。そしてその町内に住んでいる方々に、1 人でも多く参加してもらうことが、私としてはこの 1 年間追求してきたつもりです。もっと頑張りたいとは思っているんですけれども、それではお聞きしますけれども、次に、町会・町内会が行う地域コミュニティ活性化の主なる取組を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 地域コミュニティ活性化の主な取組についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

地域コミュニティ活性化事業補助金、先ほど御紹介申し上げましたが、こちらは市民参加によるコミュニティの活性化のため、町会・町内会が自主的に企画して実施する様々な活動の経費の一部を補助するものであります。

具体的には、補助対象事業の例といたしまして、町会等によるごみ拾いや草刈り、泥上げなどの美化清掃活動をはじめ、花壇整備などの緑化活動、地域住民の防災意識を醸成する防災訓練、安全・安心な地域づくりを目的とした防犯パトロールなどの防犯・交通安全活動などが挙げられます。

また、住民相互の交流を深める祭りや納涼会、クリーンボックス設置による美観形成、世代間交流につながる運動会などの健康増進活動も行われておりますほか、地域が一体となって子どもの健全育成を推進するねぶた運行や、相互扶助と地域福祉の充実に資する除雪活動なども行われております。

令和 7 年度の地域コミュニティ活性化事業につきましては、市内 405 の町会・町内会のうち 123 団体、約 30% の町会等が本補助金を申請しております。補助金活用状況は、環境美化活動が最も多く 38 団体、次いで祭りや盆踊りといった地区内での催しが 30 団体、続いて、クリーンボックスの設置で 22 団体、そのほかねぶた運行や健康増進などとなっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 どれも町会・町内会活動で重要な内容だと思うんですけども、私が実際申請するわけではありませんが、係が決まっています、庶務係がこの補助金の書類を作成しますけれども、これしやべれば怒られますけれども、ちょっと書類が面倒くさいというか、慣れてる人なら簡単だと思うんですけども、もっとやっていけば慣れると思うんだかも分かりませんが、そういうふうに思っていました。怒られますけれども。

私の町内会でも自主防災組織を結成して、危機管理課の御指導の下に毎年1回の防災訓練とか防災講話を実施してきました。中身については、この間、一通りやってきましたので、あとは、忘れますので、繰り返し、何回もこう、身につけていくことが、防災訓練としては大事だと思っています。

ほかの町会・町内会でも、取組をやっているんだということで冊子もいただきましたけれども、質疑します。町会・町内会が行う防災訓練について、どのような取組を行っているのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 町会・町内会等が行います、防災訓練に対する市の取組についての再質疑にお答えいたします。

本市では、町会・町内会等に対しまして、防災訓練の企画や指導などの支援を行っております。

市が指導等いたします町会・町内会等が行う防災訓練では、1つに、災害体験を想定したものといたしまして、起震車によります地震体験訓練、煙体験ハウスを活用した煙体験訓練、2つに、発災直後を想定したものといたしまして、水消火器を使用した消火訓練、応急担架の作成訓練、AEDを活用した救命活動訓練、3つに、避難所での過ごし方を想定したものといたしまして、段ボールベッドの組立て訓練、携帯トイレの展示などの取組を行っております。

防災訓練への支援につきましては、町会・町内会等からの申出により行っておりまして、令和7年度は、3月11日時点で38の町会・町内会等に対し実施したところであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この防災訓練は、私どもの町内会でも1番と言ってもいいほど大事にしている行事というか——になってるんですけども、38町会って、今ちょっと少ないなと思ひまして、びっくりしましたけれども、だから何て言えばいいんですかね、地震とかがあったりとか、AEDとかいろいろこの間やってきましたので、ちょっと38町会ってというのはびっくりしました。その防災という観点に、2年連続の豪雪があったということで、豪雪というものが防災に入っていくべきでないかなと——何て言えばいいんだ、町内会としての心構えとして、というふうには

つくづく思っています。

私の町内なんかは、2月頃は——私の町内だけでないですよ——2月頃は何て言うかな、雪に埋もれたような、襲われたようなような感じになっていますよね。

そのことによって、高齢者の一人暮らし世帯だとか、あと、空き家の通行道路に落雪があるとか、あと、空き家の隣の人に雪が落ちると、危ないよというようなのもよくあると思うんですけれども、私ども町内会でも、けがをさせれば駄目だということで、安全第一に下ろしました。これも2年連続の豪雪ですから、2年連続雪下ろしをやりました。

ただし、2階の高い屋根はやっぱり上がりたくないですよ、けがすれば駄目ですから。ということで、今年は上がりませんでした。

そこで質疑をしていきます。

今後も毎年のように豪雪になると言われています。そこで屋根の対応について、1番はやっぱりそこに住んでいる住民の安全を守ることです。その町内会が屋根雪に対して、役員が支援をすることで、今年なんか市の職員の屋根の雪下ろし隊っていうんですか、なんていうんですか、大変苦勞したと私は思っているんです。だから、市の職員の負担軽減にもなるのではないかとということで、私は、町内会の——町内・町内会で役員が点検して見回るとということで、1回出ることには危険手当はせめて出すべきでないかなというふうに思うんですよ。

それについて答弁求めます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 除排雪活動に対する町会支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

町会・町内会は、多岐にわたる地域課題に取り組んでいただいているということもあって、市民部では、個別分野の活動に対してではなくて、広く地域活動全般を対象にした補助制度を設けている——先ほど御紹介したとおりであります。

このうち、地域活動全般に係る経費の一部を助成いたします町会地域活動費助成金では、町会等が自主的に行う除排雪活動に関しても、地域活動の一環として捉え、その活動手当に相当するものも補助対象経費として認めているところであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 そういう説明も受けましたけれども、私どもの町内会でそこ空き家なんですけれども、青森市にいる息子が来て、私に、どうすればいいと言われて、それで、レスキューさ、そうすれば電話すればいいんでねえかっていうことで電話して、浪岡のところに見に来たんですよ、パトロールっていうんですか、人が。そしたら、分かるけれども、青森のほうはもっと大変だはんでって、そのまま行ってしまったそうです。確かにそれは分かるんですよ。青森のほうが大変だったので。だけれども、それで残されたその家はどうすればいいのかということで、結局私た

ちが何ぼか応急処置的なものを行ったということです。

あと、何でその 2000 円って私、しゃべったんですけれども、やっぱり私、消防団員なので、消防団員の出動手当というのは二千百何ぼですよ。170 円でしたか。だから一応 2000 円とは言いましたけれども、別に 1000 円でもいいし、1500 円でもいいので、危険手当として、私はね、これも役員で話したんですけれども、出してほしいなというふうに、今回は声を上げさせてもらいます。これで終わります。

次に、浪岡中央児童館の解体と今後の在り方について、3 款民生費 2 項児童福祉費 5 目児童福祉施設費に関連してお聞きします。

昨年 1 月に倒壊をして、たしか 8 月頃に解体をしたと思っています。

そこでお聞きします。浪岡中央児童館の解体工事の実施状況をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 天内委員からの浪岡中央児童館の解体工事についての御質疑にお答えいたします。

浪岡中央児童館につきましては、例年、指定管理者が業者に委託し、屋根の雪下ろしを行っており、昨冬は 12 月中旬から降雪が続いたため、3 回にわたって作業を依頼したものの、対応を待つ中、木造で築 55 年と老朽化が進んでいたこともあり、屋根雪の重さに耐え切れず、令和 7 年 1 月 6 日、主に遊戯室部分の屋根が崩落し、倒壊したものであります。

倒壊後の対応ですが、まず登録児童の受入れにつきましては、3 日後の 1 月 9 日から別の場所で再開したところであり、委員お尋ねの解体工事につきましては、積雪のため詳細な建物の状況が確認できなかったことから、雪解けが進んだ 3 月中旬に解体に係る設計に着手し、6 月 2 日に契約を締結、8 月 1 日には解体を完了したものであり、これに要した工事費は 954 万 3600 円となっております。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 解体工事費が 954 万 3600 円ということでした。

そこで再度お聞きしますけれども、浪岡中央児童館の倒壊に当たり、加入している保険の内容を示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 浪岡中央児童館の加入している保険の内容についての再質疑にお答えいたします。

本市が加入しております建物保険は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が運営いたします建物総合損害共済でありまして、当該共済につきましては、市及び市が設置いたします一部事務組合等が負担する共済基金分担金で運営されておりました。市等が所有・管理または使用する建物等において、火災、風災——風の災害です——水災——水の災害、雪災——雪の災害——と、破壊行為などによって生じた損害について補填されるものであります。

浪岡中央児童館の令和 6 年度の共済基金分担金は、年額 1 万 2035 円でありまし

て、補償金額は、建物の取得価格を基礎に算定されまして、事故が発生した令和6年度におけます支払い限度額に当たります共済責任額は、3362万円となっております。ただし、風災、水災、雪災または土砂崩れの場合は、共済責任額の100分の50が上限となりますことから、当該共済の支払い限度額は1681万円となるものであります。

なお、浪岡中央児童館の雪災に対する支払い額につきましては、現在、当該共済会において審査が行われているところであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 支払い限度額が3362万円で、雪害だから2分の1で、1681万円で、今、審査中ということでした。それで、この保険は、言うまでもなく浪岡中央児童館の何かあったときのために掛けているということです。

お聞きしますが、この保険が支払われる共済の額は、まだ審査中ですが、お金が来たら、そのお金は、まだどう再建するのか建て直しするのかまだはっきり分かりませんが、使えるということでのよいのかどうか、お聞きします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 保険金についての再質疑にお答えいたします。

保険金につきましては、本市の貴重な一般財源として活用されるものと認識しております。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ちょっと意外でしたね。一般財源ね。

次、今、浪岡中央児童室では、どのような運営を行われてるのでしょうか。

お願いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 浪岡中央児童室の運営についての再質疑にお答えいたします。

浪岡中央児童室は、児童館の倒壊に伴い、子どもたちの居場所を確保するため、平日は浪岡中央公民館、土曜日と学校休業日は杉高児童館で活動しておりましたが、浪岡中央公民館では、日によって借用可能な部屋が異なり、子どもたちにとって落ちつかない環境であったことから、令和7年4月7日以降は、安定的に運営できる場所として、浪岡総合保健福祉センターに移転し、体を動かす遊びや読書、宿題などの活動を行っております。

しかしながら、同福祉センターにおける活動では、屋外での運動や音楽演奏ができないなどの声が寄せられましたことから、昨年10月には、隣接する浪岡南小学校の校庭を、また、12月からは浪岡中央公民館の大ホールを週一、二回利用するなど、子どもたちにとって、よりよい場所となるような環境に努めながら運営を行って

るところであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 いろいろと、この倒壊により浪岡振興部は、どこがいいのかということで試行錯誤しながら、苦勞はしてきたということは理解をします。でも、児童館の主役は子どもであって、子どもとしてはやっぱり、何て言えばいいですかね、自分たちの落ち着く場所、本当の居場所という、今その必要性が求められていると思います。落ちつかない環境で、何回も動いてきていますので。ということでもう1つ確認したいんですけども、ちょっと議事録を調べて、去年の令和7年12月に浪岡中央児童館を削除する、条例を削除するのが、民生環境常任委員会で審査されて、これはだから、倒壊してなくなったから、条例は削除しますよということで、そのときの答弁では、こうしゃべっていますね、今後また児童館ということで、住所や場所が定まった場合には、その内容できちんと条例を改正するという内容になるというふうに答弁しています。

担当課は、天内委員、これ、仮の話だと。住所や場所が定まった場合というのは、仮なんだというふうに私に言うんだけども、でも私は、この答弁した浪岡振興部長は、だから、住所や場所が定まった場合に出て出すことは、だから、何か隠しているとも言わないけれども、何かあって、こういうふうに答弁するんじゃないかなって私は思うんですよ。

そのことについて、答弁を求めます。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。児童館の再建ということでありました。

令和7年第4回の定例会におきまして御議決をいただきました、青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、委員からも御紹介ありましたとおり、浪岡中央児童館が倒壊して、施設が解体済みになっていることから、その現状に合わせて、条例上の整理を行ったものであります。

現在は、ほかの公共施設を活用して、浪岡中央児童室として運営しておりますが、今後、児童館として再建することになれば、その際は改めて条例改正を行うものであります。

以上です。

○蛭名和子委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私としては、何かこう、ずっとすっきりしないなと思ってきたんですけども、本当は質疑するつもりだったんですけども、しませんけれども、別の角度からも、ちょっとしようと思ってましたが、準備していただいてありがとうございます。質疑はしませんけれども。

早く——なんて言えばいいんですかね、子どもたち、答弁でもしゃべってしまし

たね、1番よりよい環境というふうに答弁していましたが、1番よりよい環境というのはあちこちに移動するのではなくて、児童館を建て直してあげることだということを申し上げて、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○蛭名和子委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月16日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時1分散会

3日目 令和8年3月16日（月曜日）午前10時開議

○蛭名和子委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、3月13日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、関貴光委員。

○関貴光委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブ、関貴光です。

まず、7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、空き店舗等リノベーション支援事業について、こちらの概要と過去3年間の交付実績をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）関委員からの空き店舗等リノベーション支援事業の概要についての質疑にお答えをいたします。

青森市では、商店街などの魅力向上を図るため、起業・創業等を支援する「AOMORI STARTUP CENTER」と連携し、商店街空き店舗等リノベーション支援事業を実施しております。

制度といたしましては、空き店舗や空き家を活用して出店する事業者等に対し、店舗改修事業費の2分の1、最大100万円を支援するものです。

令和8年度におきましては、これまでの取組に加え、好調に推移するインバウンドなど観光客の宿泊需要の獲得に向け、簡易宿所を設置する中小企業者等への支援を拡充することといたしました。

簡易宿所は近年、ごみ処理や騒音などの課題が指摘されている民泊に比べ、旅館業法によって、より厳格な規制や指導・監督体制が定められているほか、良好な住環境を守るための区域であります住居専用地域には立地できないこととされております。

このほか、観光施設、商業施設、飲食店等が集積していることや、既存ストックの活用、交通の利便性といった視点を踏まえ、青森駅周辺地区を対象区域とし、店舗改装費用の2分の1、最大100万円を支援したいと考えており、本事業に要する経費といたしまして、当初予算額に1180万円を計上しております。

本事業の交付実績であります。飲食業や美容業を中心に、令和5年度は6件、令和6年度は10件、令和7年度も同じく10件となっております。令和8年度は13件を見込んでおります。

以上です。

○蛭名和子委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

本事業について、空き店舗や空き家を活用した出店を支援し、商店街の魅力向上や創業支援につなげていること、また、過去3年間においても、令和5年度は6件、そして、令和6年度、令和7年度は10件ということで、一定の交付実績があるということが分かりました。

特に令和8年度においては、これまでの出店に加えてインバウンドなどの観光客の宿泊需要が高まるということで、簡易宿所の整備を支援するというものでありますので、再質疑に移ります。

令和3年度から令和7年度までに、新たに許可を受けた簡易宿所の施設数をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 簡易宿所の施設数についての再度の御質疑にお答えいたします。

簡易宿所ではありますが、旅館業法上の許可種別の一つでありまして、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設でありまして、旅館業法上の旅館・ホテルと比較して面積やフロントの要件が緩和されております。

また、住宅宿泊事業法上の届出が必要となる、いわゆる民泊とは異なる施設でありまして、宿泊日数に制限はなく、営業できる都市計画上の用途地域にも違いがあります。

簡易宿所の構造設備の基準といたしましては、面積、洗面所等のほか、消防関係法令において、消防設備の設置等が義務となっております。

お尋ねの令和3年度から令和7年度までに新たに許可を受けた簡易宿所の施設数ではありますが、既に廃止されたものも含めまして、令和3年度が1件、令和4年度が2件、令和5年度が4件、令和6年度が17件、令和7年度につきましては3月6日時点ではありますが、19件となっております。

以上です。

○蛭名和子委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございました。

簡易宿所の施設数について、令和3年度が1件だったのが、令和7年度19件ということで、増加しているというような状況が分かりました。

答弁の中でも、簡易宿所については、旅館業法に基づき客室の面積、様々な基準というのも設けられているということで、消防法の適合、建築基準法用途地域の限定など様々な要件を満たす必要があり、宿泊施設を整備するためのハードルが一定程度あるものと認識しておりました。

今回の空き店舗等リノベーション支援事業では、青森駅周辺地区ということで、対象として簡易宿所を整備、支援するというものであります。

私も実際に不動産事業者に対して、こういう簡易宿所に適応した物件はあるかというので確認させてもらったところ、なかなか簡易宿所として活用できる物件が少ないというような状況があるということで不動産屋からも聞いておりました。

用途制限もあること、中心市街地の活性化という観点、理解するところでありませけれども、ぜひ青森駅周辺と言わず、各駅周辺だとか用途制限にかからないエリアに関して拡大していくことも必要なんじゃないかなと考えておりましたので、ぜひ、この今の事業では、すごくいいことであるんですけども、今後の運用について柔軟に対応いただければと思います、これについては質疑を終了いたします。ありがとうございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、寄附についてです。

まず、令和7年度における2月末時点のふるさと応援寄附制度の寄附実績、また、そのうち豪雪災害支援寄附実績をお示してください。

次に、令和7年度における2月末時点での企業版ふるさと納税の寄附実績をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）
関委員の寄附実績についての御質疑にお答えいたします。

ふるさと応援寄附制度における令和7年度の2月末時点の寄附実績につきましては、寄附件数が14万1428件、寄附金額が18億8801万954円となっております。

このうち、本市の豪雪災害支援の寄附につきましては、令和8年1月30日から各寄附受付ポータルサイトの豪雪災害専用ホームページに掲載し、順次寄附の受付を開始したほか、市ホームページやSNSでの御支援をお願いしたところです。

この結果、2月末時点で、寄附件数220件、寄附金額268万7780円の温かい御支援を応援メッセージとともにいただいたところです。

以上です。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）
関委員からの企業版ふるさと納税についての御質疑にお答えいたします。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであり、最大で寄附額の約9割が軽減される制度となっております。

令和7年度における2月末時点の寄附実績につきましては、寄附件数が5件、寄附金額が190万円となっております。

○蛭名和子委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

令和7年度2月末時点における企業版ふるさと納税が5件、そして190万円ということでありました。

また、ふるさと応援寄附制度の寄附実績——寄附件数が14万1428件、そして、寄附金額が18億8801万954円ということになっているということでありました。

また、このうち豪雪災害支援として220件、268万7780円の温かい御支援が寄せられているということが示されました。

まずは、本市の豪雪災害に対し、全国、また、本市からも寄附とともに応援メッセージをお寄せいただいたということを知っておりました。心から感謝申し上げます。

また、本市のふるさと応援寄附の実績について見ますと、昨年度の寄附実績は約15億6800万円ということで、県内では弘前市を上回り、本市が寄附額1位となったというところであり、今年度はもう18億円を超えているということで、本市への寄附がさらに広がっているということが確認できましたので、今後の取組について確認させていただければと思います。

ふるさと納税の増収に向けた今後の取組、また、企業版ふるさと納税の増収に向けた取組をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 寄附増額に向けた取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、これまでもより多くの皆様に寄附先として青森市をお選びいただくため、新たな返礼品の掘り起こし、申込みが多く人気の高いリンゴなどのラインナップや在庫の増加、より寄附がしやすいように、1万円未満の寄附額に対応した返礼品の設定、寄附受付ポータルサイトの拡充、リンゴや米の提供事業者を増やすなどの提供体制の強化に取り組んでまいりました。

令和8年度におきましては、これらの取組に加え、新たな取組として、さらなる寄附増に向けた寄附に係る各種分析からマーケティング、プロモーション戦略の策定、本市の返礼品の魅力効果を効果的にPRするための寄附受付ポータルサイトの掲載内容の見直しを予定しており、これらに係る経費を当初予算案として計上し、今定例会で御審議いただいております。

以上です。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 企業版ふるさと納税の増収に向けた取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の寄附の募集に当たりましては、これまで制度概要や市で寄附をいただきたい事業などについて掲載したチラシを作成し、市ホームページに掲載しているほか、「A o M o L i n k ~赤坂~」、市外企業との関わりが多い部署、東京青森県人会、青森県東京事務所などへの配布を行ってまいりました。これに加

えまして、首都圏での青森市経済交流フェアにおいて、企業の皆様への寄附呼びかけを行ってきたところでもあります。

また、令和5年度からは、株式会社青森みちのく銀行と締結した企業版ふるさと納税等に関する連携協定に基づき、同行が有するネットワークを活用した企業への広報、周知による寄附の獲得を図ってきたところでもあります。

令和8年度からは、全国の企業からの寄附を獲得するため、現在の青森みちのく銀行とのマッチング委託業務に加え、新たにポータルサイト1者を追加し、さらなる寄附の増収を図ることとしております。

○蛭名和子委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

様々な取組によって、今後も増収というか、ふるさと納税が増えることに尽力いただければと思います。

また、本市において、今冬の豪雪対応をはじめ、統合新病院の整備など、今後多くの財政需要が見込まれております。

財源確保は喫緊の課題であり、それに伴い、今回、宿泊税の導入について質疑しようかなと思っていたんですけども、聞き取りの中で、現在も他都市の状況を勉強しているというような回答がありましたので、本日、質疑はしませんけれども、今回の予算特別委員会の中で令和7年度の宿泊者数、138万人の宿泊者と示されておりました。

こちら、200円——弘前市のほうで200円ということで、前回、一般質問で200円で算定していたんですけども、200円の宿泊税を徴収した場合、138万人を基に試算すると、年間でおよそ2億8000万円程度の税収が見込まれます。宿泊税は目的税であるため用途は限定されますが、観光振興などの財源として活用することで一般財源を別に振り分けることも可能であります。

導入に当たっては、宿泊事業者の皆様のご理解と協力が不可欠であり、この検討開始から導入までに二、三年はかかるとの見解も示されておりました。現在が調査の段階だと思っておりますけれども、今後の観光振興や財源確保の観点からも、この調査段階というのを早く終わらせて、実施に向けて、新たな財源確保に向けてかじを切っていたいただきたいと思います。

また、最後に要望となります。

子育て費用の支援についてであります。県の本年度予算においては、国による小学校給食の無償化を契機として、子育て費用のさらなる無償化を進めるため、市町村交付金を拡充するとされており、その中では、新たな無償化施策として、保育料無償化が推奨メニューとされており、今後、各市町村の実情に応じて、さらなる無償化施策が県内全体で展開されているということが示されたところでもあります。

本市において、ゼロ歳児、1歳児について、いまだ無償化には至っておりません。市としての方向性がまだ決まっていないということで、今回、この点についての質

疑を取り下げましたけれども、ぜひ県との——この交付金を活用して、本市においても全年齢の保育料無償化を来年度中の早い段階、先に進めていただくことを要望申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 創青会、木村淳司です。

まず、財政調整基金について、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連してお伺いしたいと思います。

令和5年度以降の当初予算及び12月補正予算編成時、冬になる前、雪が降る前の時点における財源調整のための基金残高——貯金のようなものですが、こちらの残高の推移をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 木村委員からの財源調整のための基金残高見込みについての御質疑にお答えいたします。

令和5年度以降の当初予算及び12月補正予算編成後における財源調整のための基金残高見込みについて、12月補正を複数回行っている場合は最終時点の額で申し上げますと、令和5年度は当初予算編成後が38億200万円、12月補正予算編成後が48億5600万円、令和6年度は当初予算編成後が43億2800万円、12月補正予算編成後が41億2500万円、令和7年度は当初予算編成後が10億3300万円、12月補正予算編成後が28億2200万円、令和8年度は当初予算編成後が10億9200万円となっております。

昨冬に引き続き、今冬においても豪雪災害に対応するための予算措置が必要となり、令和8年度当初予算編成後における財源調整のための基金残高見込みは、令和7年度当初予算編成後と同程度となったところであります。

しかしながら、当初予算編成後は、財源調整のための基金残高が少なくなる時期であり、今後、豪雪災害に対する国からの財政支援や決算剰余金の積立てなど、基金残高が一定程度増加する見込みがありますことから、引き続き、必要な事業の厳選や有利な財源の確保を図りながら、持続可能で健全な財政運営に努めてまいります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

まず、季節的に増減するものなので、今が一番少ない時期であると。当初予算編成後の時期ですね。今の時期が約10億円で、一番少ないのは、季節の変動によるもので、これから特別交付税——国からの財政支援などが来て、残高が一定程度増加するので、そういうものですよという答弁でありました。ただ、数字は改めて直視していただきたいと思います。

令和6年度当初時点は約43億円、令和7年度——昨年度の当初予算編成の時点

では約10億円、令和8年度の当初予算、今編成した時点でも、基金が約10億円——貯金が約10億円になっていると。これは、たまたま増減していて少なくなっているということではなくて、もう恒常的に少ない状態になっているのではないかと私は思います。

また、豪雪に備えるというのが基金の1つの意義であるというのは過去の答弁にもあったと思いますが、冬になる前の金額——12月補正予算編成後の金額という意味でも、令和6年度——冬に入る前は約41億円基金がありましたが、今年度——令和7年度、昨年12月、今冬の豪雪に入る前に約28億円と大きく減少しています。

これは豪雪や急な財政需要、どうしても財政支出をしなければならないというときに、市が身動きできなくなるリスクと隣り合わせと考えます。そうしたリスクを執行部として正確に認識していらっしゃるのか、大変心配をしているところです。

次の質疑に行きます。

当初予算について、令和8年度——来年度の当初予算についてです。こちらの予算金額は昨年度と比べて微増ということになっています。ただ、足元では人件費、そしてガソリン代も先週非常に高騰しました。物価高騰はずっと進んでいると。こうした伸びに比べると、微増という金額は非常に伸びが少ないのかなと思います。

今回の予算編成について、市は緊縮財政という考え方なのかどうか、この認識をお伺いします。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和8年度当初予算についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度当初予算は1334億2200万円を計上したところでありましたが、歳入歳出同額で規模が増加する市債の借換え分が、30億7650万円含まれておりましたことから、これを差し引いた実質的な当初予算の規模は1303億4550万円です。

一方で、令和8年度当初予算は1335億1000万円を計上したところでありましたが、市債の借換え分が6億1200万円含まれておりますことから、実質的な当初予算の規模は1328億9800万円です。

当初予算の単純比較では、令和8年度は8800万円、0.1%と微増ですが、実質的な当初予算の比較では、25億5250万円、2.0%の増となるものであります。

令和8年度当初予算におきましては、令和8年度地方財政対策に基づき積算した一般財源について、具体的には、市税に関しては、地方財政対策で示された伸び率は5.2%増だったものの、税収の伸びは都市部に有利に働くことなどの要因により、本市の見込みは2.4%の増にとどまったこと、地方交付税のうち普通交付税に関しては、地方財政対策で示された伸び率は6.5%増だったものの、その中には、都道府県のみ需要に反映される、いわゆる教育の無償化や地域未来基金費などが含まれており、市町村への配分が少なかったことから、本市の見込みは0.7%増にとどまったことなど、予算積算上、一般財源の見込みが地方財政対策の見込みほど伸びなかったものであります。

一方で、義務的経費である人件費、物価高騰の影響による歳出の増加は、所要額を見込む必要がありますことから、限りある財源を有効活用しながら予算編成に努めたものであります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁がなかなか専門的だったので、まず振り返っていきたいと思います。

まず、実質的には2%増であると、こういう御答弁でした。そしてまた、税収の伸びであるとか、地方交付税——国から来る地方交付税の伸びが平均と比べてちょっと少なかったという御答弁でした。

まず、実質的には2%増なんですというお話についてです。これは、まず人件費だけで、青森市の令和8年度の当初予算は令和7年度と比べて7.7%増となっております。また、青森県の予算は全体で5.9%の増加になっています。

そして、全体が2%増の中で人件費だけで7.7%で、恐らく物価の高騰はあらゆるものに係ってきます。この庁舎の暖房費であるとか、光熱費もそうですね。それから、公用車1つ動かすにもガソリン代がかかりますので、そういったものが膨らんでいるという中で2%増であるということは、人件費や物価上昇分を吸収した結果、その他の必要な経費はむしろ削られているのではないかと懸念しております。

また、税収の問題、市税の伸びが全国平均を下回っていると。これは構造的な問題であって、今年だけたまたまこうなっているということではないと。緊縮財政かどうかの認識については明言がありませんでしたが、実質的には市民サービスを削っていっているという状態なんではないかと思えます。

人口が減り続け、税収の伸びが鈍く、そして行政運営のコストが上がっている。こうした現実から目をそらさずに、危機として正面から捉える姿勢があるのかどうかということを、今日の質疑で私は問うているところです。

次の質疑に行きたいと思えます。

今回、豪雪に関する令和7年度補正予算で除雪費を補正しております。この補正予算に関して、財源として特別交付税の見込額というのを見込んでおりました。まだ入っていない特別交付税を、大体これぐらい来るのかなということで見込みということだと思えるんですが、見込みと言うからには、無制限に予算を計上できるわけではなくて、ある程度の基準があるのかと思えますが、その基準の考え方、見込みとして見込む特別交付税の考え方についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 特別交付税についての再度の御質疑にお答えいたします。

特別交付税の交付額は、普通交付税の算定上、基準財政需要額で捕捉されなかった特別の財政需要があること、基準財政収入額に過大に算定された財政収入があること、災害等のための特別の財政需要があることなどを考慮して決定されるものであります。

本市における特別交付税の過去5か年の交付額につきましては、令和6年度は47億1095万5000円、令和5年度は35億788万9000円、令和4年度は39億9938万3000円、令和3年度は39億8837万5000円、令和2年度は27億738万5000円となっており、特に近年におきましては、全国の市町村の中でも交付額が上位を占めるなど、本市が豪雪災害対応に多額の経費を要している状況に御配慮いただいているものと考えております。

特別交付税を補正予算の財源とすることにつきまして、仮に今年度の限度額を考えた場合、例えば、過去の平均交付額を基準にすること、少雪だった令和5年度の交付額を基準にすること、昨冬並みの豪雪災害であることを踏まえ、令和6年度の交付額を基準にすることなどの方法が考えられますが、いずれにしましても、交付額が補正後の予算額を下回ることがないように留意する必要があるものと認識しております。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 過去の平均等を見て、あくまで見込んだけれども来なかったと、お金が足りなくなりましたということはないようにしているという御答弁でした。

去年も恐らく特別交付税の見込みを財源として、除雪の対応——豪雪対応の補正を組んでいたかと思えます。こうした状態は、来ていないものを見込みにして、財源を取って、除雪費を対応しなければならない状況、これは非常に現場の職員としては恐らくプレッシャーがかかっているだろうと思えます。

これは、書き物上は、いや、ちゃんと予算立てをしているし、予算制約というものはないということになるんでしょうが、それは上の人というか、理事者の皆さんというか、部長級の職員の皆さんはそうかもしれませんが、現場で発注作業等をしている職員はそうじゃないんじゃないかなと私は思います。

また、この財政の項について、とにかく危機感を持っていただきたいというのが私の要望であります。

まず、今回の議会に向けて、市が議会に提供した当初予算の説明資料において、財政調整基金の残高推移というものは、グラフでは示されておりませんでした。財政の目標として、基金——貯金の金額の目標70億円という数値目標を掲げておりますが、その達成状況を分かりやすく確認する資料というものは用意していないと。これは、目標があっても実績の推移がないというのは、当初予算の説明資料としてはちょっと不足があるのかなと私は思っています。

基金残高は大きく減少をしています。だからこそ正確な情報は市民や議会に示されるべきです。これは、担当課の判断を問題視しているわけではなくて、公務員の組織においては、下の職員は上の示した方向にしか動くことはできません。執行部として財政の現状に正面から向き合う姿勢が組織全体に伝わっているのかということをお願いしたいと思います。

また、除雪費の当初予算の組み方についても、ほかの委員の方から今回の予算特

別委員会で質疑がありました。当初予算約 31 億 8000 万円、今年度——令和 7 年度も令和 8 年度も約 31 億 8000 万円であると。しかし、これは、組み方として、過去 10 年で 4 回、この金額を下回っているのも適正であると、問題はないという答弁でした。

ただ、この 4 回というのが、現在とは全く物価水準が異なる平成 20 年代の話か、年末年始に全く雪がなかった令和元年度、そして 1 月 8 日に積雪がゼロになった令和 4 年度の 4 回であるというお示しでありました。

これは、今、燃料費、人件費、気象リスクが全く変わっているという状況の中で、同じ金額を正当化するという事は、現実を都合よく読み替えているにすぎないのではないかと私は思います。

基金が薄い状況で、大雪が本格化する 12 月後半から 1 月末の発注に対して、債務負担行為という形で発注はできるという、問題ないという御答弁でした。しかし、その支払いの原資としては、まだ交付されていない特別交付税の見込み分という、そこに依存するという綱渡り状態であると。これはやはり、繰り返しになりますが、現場職員が発注の判断に相当なプレッシャーを抱えているんじゃないかと。機動的な除雪対応には財源の裏づけは不可欠です。

また、様々な市民サービス、除雪に関しても、市民の命を守るために、財源を確保する、お金が必要な場面というのは当然あります。例えば、雪に関する相談窓口がつかないと。例えば、家で灯油が来ない、それから、訪問看護師さんが来ない、デイサービスが来ないというのは本当に命に関わる状態です。服薬の指導——お薬を飲む指導ができないとか、そういうことが本当にたくさんありました。こうしたことを訴えることができないという状況だったと思います。

相談窓口の回線を増やすということに当たっては、当然お金が必要です。来年度の当初予算——令和 8 年度の予算を見てみますと、除雪の相談窓口は今年度と変わらない約 1800 万円となっています。人件費も燃料費も上がっている中で同額の予算ということは、回線数や対応の人員は実質的に減少するのではないのでしょうか。つながらない相談窓口をめぐって、事業者と協議していくという答弁が続いていますが、財源を増やさない限りは、協議に果実は生まれません。

また、これでは回線数が増やせない、市民の命が守れないという現実を直視してこそ、例えば、AI による自動応答をすとか、そういった工夫も本気で生まれてくるものと思います。問題がないという認識では工夫も生まれません。

また、財政に関する問題、これは数字の問題ではありません。学校の体育館の雨漏り、電球が半分以上切れている、暖房設備が壊れている、これは青森市内の小・中学校で実際に起きていることです。財政の健全化を図る本当の基準は町の中を見れば分かります。今の青森市は健全と言えるでしょうか。

こうした除雪の問題、それから、学校施設がぼろぼろであると。子どもたちの学びの環境としてどうなのかと。こうした問題はそれぞれ別の問題ではなく、全て同

じ根から私は生えていると思います。それは、現実の数字に向き合わない組織文化です。上が危機を危機と認めなければ、現場の担当職員は問題ありとは言えません。そうした空気が組織全体に蔓延しているとするれば、それはリーダーシップの問題です。数字を直視し、市民が直面している現実を危機として共有し、今ある資源を本当に必要なところへ届ける、その当たり前のことを始めていただくよう強く要望しまして、財政の項は終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に関連して、青森市の病院事業について、質疑いたします。

まず、今年度の病院の状況について確認をしていきたいと思います。

令和7年度3月補正予算ベースにおける市民病院及び浪岡病院の患者数の見込みをお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 木村委員の令和7年度の患者数についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度における市民病院の患者数につきましては、3月補正予算において、入院延べ患者数が予算現計と比較し、2万3176人減の7万8112人、外来延べ患者数が1万7975人減の16万3477人と見込んでおります。

また、同様に、浪岡病院につきましては、入院延べ患者数が5719人減の4773人、外来延べ患者数が6082人減の2万3909人と見込んでおります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

まず、患者数については、昨年度と比べても、そして予算で立てた計画と比べても大幅に減っているという現状だということです。

次に、経営の数字的などころを確認したいと思います。

令和7年度における市民病院及び浪岡病院の収益——収入、費用、そして純損益、赤字か黒字か、この見込みについてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 木村委員の再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度における市民病院収支等につきましては、3月補正予算において、事業収益が予算現計と比較し、約18億7000万円減の95億9081万6000円、事業費用が約4億4000万円減の115億2756万2000円、純損益が約14億3000万円の悪化となります。19億3674万6000円の純損失を見込んでおります。

また、同様に、浪岡病院においては、事業収益が約6800万円減の11億110万4000円、事業費用が約3500万円減の11億8964万8000円、純損益が約3400万円の悪化となります。8854万4000円の純損失を見込んでおります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 市民病院、浪岡病院の経営状況は加速度的に悪化しているという

状況です。市民病院に関しては、純損失の推移が令和5年度は約4.4億円、昨年度——令和6年度は約10.6億円、今年度の見込みは約19億4000万円という状況です。

続けていきます。

赤字というのも、もちろん問題ではあるんですが、これに加えて、市の一般会計から財源を投入しても、まだ赤字になっているという状況だと思います。

そこで、質疑いたします。

青森市民病院及び浪岡病院の令和7年度3月補正予算ベースにおける一般会計から病院事業会計への繰出金の金額をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度の一般会計繰出金の額につきましては、3月補正予算において、この時点で、市民病院が15億5283万4000円、浪岡病院が7億2697万8000円、病院事業会計全体で22億7981万2000円と見込んでおります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 病院事業会計全体で、一般会計からの公費の投入が約22億7981万円と。これは赤字の金額と合わせまして約42億円となっています。これは、先ほど財政のほうでお伺いした基金の金額の約4.2倍という形になっております。これはやはり、患者さんの減少というのは非常に大きな要因だということだと思うんですが、ちょっと過去の数字を振り返ってみます。

令和元年度、1日当たりの市民病院入院患者の数は約312人でした。令和7年度の補正予算ベースでは約214人で、実に約100人の減少と。そして31%——約3分の2になっているという状況です。この原因について、市はどのように分析をしているのか。一時的なものか捉えているのか、それともこれはもう元に戻らないものだと捉えているのか、認識をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 入院患者数の減少についての御質疑にお答えいたします。

市民病院の入院患者数につきましては、令和元年度の11万4145人に対し、令和7年度見込みでは7万8112人となっております。比較すると3万6033人の減となっております。この入院患者数の減少は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により大きく減少して以降、患者の受診行動の変化等によりまして、コロナ禍前の水準まで患者数が戻っていないことが主な要因であると認識しております。

また、これに加えて、近年は国の医療政策として、急性期医療を担う医療機関は必要な治療を集中的に行い、その後は地域の医療機関などへつなげていくという医療提供体制の構築が進められておりまして、急性期病院においては早期退院が

求められるようになっております。

当院における平均在院日数につきましても、令和元年度の 15.4 日から令和 7 年度 1 月までの実績では 11.6 日まで短縮しております。このことも入院患者数が減少している要因の 1 つであると考えております。しかしながら、昨今、国の急性期病院に求める医療は早期退院のみを優先するのではなく、退院患者の状態に応じたりハビリテーションや服薬等に関する指導の実施を含めた退院支援をより丁寧に行い、患者が早期に自宅などで生活に戻れるような入院中のケアを重視する方向へ変化してきております。

市民病院としては、それらに適切に対応し、患者にとって必要かつ適正な入院期間を確保するため、今般、組織再編による体制強化及び新たなシステムの導入によりこれを実現しようとしているものであります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 これが元に戻るものなのかというところ、はっきりとした御答弁はなかったんですが、いろんな要因があって、患者さんが減っているという答弁でした。

続けて、質疑いたします。

令和 8 年度——来年度における市民病院及び浪岡病院の患者数の見込みを市はどう見込んでいるのか、お示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 令和 8 年度の患者数の見込みについての御質疑にお答えいたします。

令和 8 年度における市民病院の患者数につきましては、当初予算において、市民病院の中期的事業計画であります青森市公立病院経営強化プランに基づき、入院延べ患者数が前年度当初予算における見込みと比較しまして、1114 人増の 10 万 2402 人、外来延べ患者数が 2244 人減の 17 万 9208 人と見込んでおります。

また、同様に、浪岡病院につきましては、入院延べ患者数が 81 人増の 1 万 573 人、外来延べ患者数が 40 人増の 3 万 31 人と見込んでおります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和 7 年度当初予算の計画と比べてというところで、ちょっと増減が分かりづらいんですが、患者が大幅に増えるという見込みを立てているということですね。

まず、令和 7 年度の実際に近い今回の補正予算ベースの人数、患者数と比べると、まず市民病院は入院患者が 7 万 8112 人から 10 万 2402 人になると。外来も 16 万 3400 人から 17 万 9208 人になると。浪岡病院も入院患者さんは約 2 倍になるという——実際と比べて約 2 倍になったりするという、そういう見込みを立てているということでした。

ただ、1 つ前の質疑のところ、コロナ前の数字まで患者は戻っていないと。そ

れから、様々な医療の在り方であるとか、地域連携の在り方が変わってきていて、それは国の求める動向であって、早く退院するようになってきている。だから、患者さんが減っていますという答弁がありました。こうした要因が変わっていないのに、なぜ患者さんが増えるという見込みになっているのか、なかなか分からないところであると思います。

次に、令和8年度、まず、病院の収益的なところをお伺いします。

市民病院、浪岡病院の令和8年度の収益、費用、純損益の見込みについてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 令和8年度における収支等の見込みについての御質疑にお答えいたします。

令和8年度における市民病院の収支等につきましては、当初予算において、事業収益が前年度当初予算と比較し、約9000万円増の115億4283万4000円、事業費用が約3億9000万円増の120億8055万3000円、純損益が約3億円の悪化となります。5億3771万9000円の純損失を見込んでおります。

また、同様に、浪岡病院につきましては、事業収益が約1200万円減の11億5745万6000円、事業費用が約1600万円増の12億515万5000円、純損益が約2800万円の悪化となります。4769万9000円の純損失を見込んでおります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 来年度は、市としては市民病院は赤字が約4分の1になって、浪岡病院は赤字が大体半分になるという見込みだということでした。

続けて、お伺いします。

令和7年度補正予算の数字、これは実績ベースの数字だと思います。これが現実だと思います。これと、令和8年度当初予算の市の見込みの数字が大幅に乖離していることについて見解をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 令和7年度補正予算と令和8年度当初予算との違いについての御質疑にお答えいたします。

令和7年度補正予算につきましては、年度途中までの患者数などの実績を踏まえ、令和7年度の収入及び支出の状況を見込んだものとして整理したものであります。現時点の実績を踏まえて、運営に支障を来すことのないように予算を計上しているものとなっております。

一方、令和8年度当初予算につきましては、市民病院の中期的事業計画であります青森市公立病院経営強化プランにおける目標として掲げている見込み患者数を基本としつつ、今後の診療体制や患者の確保の取組を踏まえた年間の事業計画として編成したものであります。

委員御指摘のとおり、患者数や収支の状況を見ると一定の差が生じておりますが、

当初予算は診療体制の確保につきまして、中長期的事業計画に沿ったサービスを提供できるような運営を確保する観点から、予算編成をしているものであります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 中長期的な運営を確保する観点から、こういう予算編成、見込みを立てているということでした。

ただ、私は病院の中長期的な運営、これが確保されるのか、というか来年度ですら、大丈夫なのかということ、数字を見ると非常に心配しています。

次に行きます。

令和7年度末——今年度末における市民病院の預金残高が約1億9000万円となっております。これは、令和7年度の12月ですか——経営改善推進事業債というものを発行しまして、約21億4000万円現金が入っているはずなんです、これは既に現金ベースでは手元にない状況です。

この経営改善推進事業債の中身としては、ちょっと経営が危ないところに、救済のような形で借りられるカードローンという形で国が用意した制度なんですけれども、これを借りてお金が入ったはずなんです、全部なくなってしまっているという状況です。

これは、令和8年度においても、この経営改善推進事業債は新たに発行して、さらに借入れをするということは制度上可能なのでしょうか。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 経営改善推進事業債についての御質疑にお答えいたします。

経営改善推進事業債につきましては、危機的経営状況にある公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進することを目的に、令和7年度に創設された企業債でありまして、市民病院におきましては、起債申請時点の決算見込みに基づく資金不足額のうち、経営改善事業計画に位置づけた取組により、収支改善が見込まれる効果額について、資金繰りの安定を図るために、今般、起債することとしたものであります。

この経営改善推進事業債につきましては、国の通知によりますと、発行期間は令和7年度から令和9年度までとされておりまして、令和8年度の発行も制度上は可能であります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 制度上は、この借金をまた新たにして、資金を確保するということも可能だという答弁でした。

ただ、本当に現金が来年度あるのかと、そこまで来ていると思います。約21億4000万円を借りても約1億9000万円しか年度末に残っていないと。ちなみに令和7年度が始まる時は現金約6億円がありましたので、約6億円から約1億9000万円なので、マイナス約4億1000万円になっています。プラス、約21億4000万円も

全部なくなっていますので、普通の状態——カードローンを借りない状態だと、大体 25 億円ぐらいマイナスになっているという、25 億円以上マイナスになっているという状況です。

これを、じゃあ経営改善推進事業債を来年も借りて穴埋めをすると、利払いがどんどん膨らんでいくと。実際、今年も利払いが始まっています。何千万円という単位の利払いがあると。どんどん圧迫されていくと。じゃあ仮に一般会計から税金を入れて、そういう借金をして、先送りはやめようとしようとしても、約 10 億円しか手元がないので、これはできないと。じゃあ銀行からお金を借りようかと、一時借入金を借りようかと言っても、国が定める基準があるので、それを超過して大量に借りてしのぐことは、仮に銀行が貸してくれたとしてもできないという状況です。

やはり、ここで予算立ての問題があると私は思っています。これは、経営改善推進事業債を借りなければ、病院の経営が来年度からもう立ち行かないと。現金が途中でなくなってしまうという状況です。ただ、令和 8 年度の当初予算は患者数が増える前提で組まれていると。これは、現場の職員の方々はプランに沿って動くしかありませんと。予算が現実から乖離したままでは、経営の実態は正確には見えてきませんし、見えなければ改善策も出てきません。これは、やはり市長と副市長のリーダーシップが必要だと思います。

毎年、来年は大丈夫、経営は改善するという予算を立て続け、これは、現場ではこんなものあり得ないと分かっていると思いますけれども、毎年大幅な補正を余儀なくされると。こうした繰り返しをまず断ち切って現実を直視するべきです。

次に行きます。

令和 8 年度当初予算で、医療 D X による業務効率化が盛り込まれていました。具体的な内容をお知らせください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 医療 D X についての御質疑にお答えいたします。

令和 8 年度における医療 D X による業務効率化の具体的取組といたしましては、市民病院として、新たに事務局内に設置する経営改善サポートチームによる経営体制強化のほか、1 つには、看護記録について、病室内スペースの制約により、病室で一旦作成したメモ等を基に、勤務終了時に改めてナースステーションでノートパソコンに入力するといった非効率な状況となっておりますことから、電子カルテと連動したモバイル端末等を導入し、病室内で看護記録入力等を行える環境を整備することにより、患者対応の一連の流れの中で業務が完了する仕組みに改めることで、看護師の業務効率化を図ること、2 つには、病床の利用状況を各病棟単位で管理しているために、全体の把握に時間を要し、入退院調整が円滑に行えないという状況となっておりますことから、病床の利用状況を一元管理できる病床管理業務支援システムを導入し、病院全体の入退院状況や病床利用状況をリアルタイムで把握できる環境を整備することにより、効率的に病床調整を行える仕組みに改めることで、

入退院業務の円滑な調整と病床運営の効率化を図るなどを予定しておりまして、関係予算について御審議いただいているところであります。

また、国の令和7年度補正予算におきまして、ICT機器等の導入による業務効率化、職場環境改善に資する取組に対する支援策が打ち出されておりまして、先般、この補助金に関する国の実施要綱が示されたところであります。

現在、これを受けた県の補助制度について注視しているというところでありますが、これらの補助制度やAIの活用も含め、さらなる医療DXの推進について検討を進めているところであります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 バーコードによる患者情報の管理は、現場の医療従事者の方も強く求めていたもので、これが実現したということは、一步前進かなと思います。

ただ、これは、県立中央病院ではかなり早い時期からもう導入をされていて、民間病院では当たり前になっています。やっと追いついたというのが正確なところだと思います。DX、AIの分野は数少ない攻めが打てる分野だと思いますので、検討ではなくて、新たな動きを次々とやっていただきたいなと思います。こうしたところに、経営改善推進事業債でお金を借りて使っていくというのであれば、経営は改善するんじゃないかと私は思っています。

医師、看護師をはじめ、医療従事者の確保はますます難しくなっています。そうした中で、他の医療機関との連携、集約というのは、もう避けては通れない道だと考えます。

そこで、質疑いたします。

県立中央病院との分娩の集約化、分娩——赤ちゃんが生まれるところです。分娩の集約化、この検討会の内容、そして令和8年4月からの分娩体制の具体的な変更についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 分娩に関する会議の内容等についての御質疑にお答えいたします。

県立中央病院と市民病院の分娩集約化につきましては、地域における分娩取扱い件数の減少や、産科医不足などを踏まえ、弘前大学から提案があったことを契機に、これまで県立中央病院のみならず、関係機関や民間のクリニックを交えて検討を重ねてきたところであります。

去る2月9日に、今後の青森地域保健医療圏における周産期医療の提供体制について、県立中央病院や分娩を取り扱う地域のクリニック及び県・市の地域医療行政担当部署参加の下、市民病院と県立中央病院の分娩集約化に向けた検討会を開催したところであります。

この検討会におきまして、青森地域保健医療圏の周産期医療の方向性として、市民病院の分娩等につきましては、令和8年4月から県立中央病院へ集約化するこ

と、2つに、従来から実施していた胎児心エコーにつきましては、引き続き、市民病院で行うことなどについて一致したことから、市民病院の分娩等につきましては、令和8年4月から県立中央病院へ集約することとしたものであります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 来年度の4月——来月から分娩は市民病院では取り扱わず、県立中央病院へと集約をするということでした。

これは、常勤の医師の方が1名しかおらず、そのところで、かねてから集約化というのは検討されていて、それが実行されたというところだと思います。1つの診療科に常勤の医師の方が非常に少ないと。これは、市民病院では、ほかの診療科もあるんじゃないかと思います。

そこで質疑をいたします。

市民病院が標榜している20診療科のうち、常勤医師が2名以下の診療科をお示しく下さい。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 常勤医師についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民病院が標榜しております20診療科のうち、精神神経科、心臓血管外科、皮膚科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科、形成外科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科の10診療科で、常勤医師が2名以下となっております。

この常勤医師で対応が困難な診療につきましては、弘前大学等との連携によりまして、定期及び臨時の医師派遣によって補っているところであります。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 半分の診療科で常勤医師は2名以下ということでした。

診療科があるということと、医療が受けられるということは全く別の話ではないでしょうか。まず、分娩を県立中央病院に集約をしたこと、分娩件数が1年に70件余りになっているということでした。1年間に100を切ると、やはり医師、それから助産師さんなど、医療従事者の方のレベルの維持が非常に難しくなるというお話を聞いております。

こうした状況で、市民病院に診療科を残したいからということ、じゃあほかのところから産科の医師を招聘しようと言ってもなかなか難しいと。現実的には難しい、来ていただける方が恐らくいらっしゃらないだろうと。これは、お金の問題以前に、そうした場所で勤務をしたら、自分のキャリアが終わってしまうということだと思います。

実際、産科を選ぶ医学生の方というのがそもそも減っている中で、もう地方で産科を守るということは、本当に瀬戸際の状況です。例えば、十和田市立中央病院は分娩の取扱いを停止して十和田市内では分娩できる医療機関もゼロです。八戸か三沢まで行かなくてはならないと。

つまり、青森市民病院に分娩の取扱いを残しましょうではなくて、もうこの人口減少で医療従事者が減少しているという中では、圏域の中で青森市に分娩の体制を残すためにどうしたらいいかということを考えるのが、医療行政としての役割だと私は思っています。これは役割が変わってきたということです。ほかの診療科も同じだと思います。診療科があれば安心だよねと、標榜していれば安心だと、そういう表の安心を掲げて、市民の医療安全を結果的に失ってしまうということはありません。弘前大学からの派遣にしても、それは限りがあると。医師が全くいない地域に派遣しなくてはいけないという思惑もあるでしょう。

次に進みます。

浪岡病院についてです。浪岡病院は経営改善に向けたコンサル調査を行っているところだと思います。現時点での進捗、取りまとめの時期、そして、その後のコンサル調査の結果、活用をどのようにしていくのか、お示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 浪岡病院の再度の御質疑についてお答えいたします。

御質疑の青森市立浪岡病院の経営改善に向けた調査・分析等支援業務につきましては、浪岡病院の評価やニーズなどを把握するアンケート調査の結果などを活用しながら、浪岡病院のさらなる経営改善に向けた調査・分析や施策提案、これに伴い必要となる資料作成などを行うこととしております。

当該業務につきましては、昨年12月に契約締結後、現在、受託事業者におきまして、浪岡病院の入院・外来患者に係る居住エリアを示す受療マップや、アンケートで要望が多かった診療科を有する周辺医療機関広域マップ作成等の外部環境分析や、損益計算等の内部環境分析、さらには、今後の浪岡病院について想定される病院機能等の提案と、それを踏まえた収支見込みの算出などを行っておりますほか、今後、周辺施設との連携に関するサウンディング調査などを実施する予定としております。

令和8年度は、当該業務による成果物を踏まえ、市としての検討を進めることとしておりまして、必要に応じて、有識者や医療機関の関係者等で構成する検討会議などを開催し、議会や地域住民からの御意見も伺いながら検討を進めることとしております。

○蛭名和子委員長 木村委員。

○木村淳司委員 年度内に調査結果を受け、来年度検討を進めていくという御答弁でした。

しかし、浪岡病院の規模が青森市民病院の約13分の1という数字であるにもかかわらず、公費の投入は約3分の1ぐらいあるという状況です。規模に見合わない公費の投入であると思います。これは、やはりお金があれば何ができるかということを考えなくてはいけない。病院があるから健康になるだろうというのは、それはちょっと違うんじゃないかなと私は思っています。現実の財政悪化のスピードに追

いつかないと思います。令和8年度中に具体的な方向性を明示することは強く求めていきたいと思います。

今回で、病院に関する質疑は2年半余りやってきまして9回目になりました。毎回数字で現実をお示しして、具体的な方向性を訴えてきました。これは、数字は現実を示したもので、うそをつかないからです。なぜ、これをやっているかという、患者さんのためです。市民のためです。

宮城県石巻市の公立深谷病院は経営が悪くて一時借入金を借りて経営をずっとしてきました。平成18年10月に突然、地銀からもう貸せないと言われました。翌月職員に給料を払えなくなりました。診療は突然停止されました。入院していた患者さん、外来でかかりつけ医として頼りにしていた患者さんは突然行き場を失いました。

これは想定外ではありませんでした。毎年積み上がっていく数字——一時借入金、膨らんでいく赤字、これを見れば誰でも予見してきた結果でした。にもかかわらず先送りし続けた結果、そういう突然の診療停止ということになりました。

今年の冬を思い出してください。除雪が間に合わず、市民が雪に閉じ込められ、子どもたちは学校に行けませんでした。想定外の大雪だったと言いました。ただ、毎年雪が降ります。準備を怠った結果ではないでしょうか。

病院も同じです。数字は何年も前から警告を発していました。それでも、先送りを続けた先には、突然の診療停止という最悪の事態が私は待っていると思います。

お金も人材も無限にあれば、全て思いどおりにできます。しかし、現実は違います。人口が減っていく、先ほど税収の見込みも都市部と比べて少なくなっているという、物価上昇に追いつかないというお話がありました。学校はぼろぼろになっても直せない。雪で崩れた児童館は立て直せない。水道管も更新できない。それはなぜか。お金が足りないからです。

その原因の1つが、病院経営の判断をずっと先送りし続けてきたことにあると思います。限られた資源を本当に市民のためになる形で使わなくてははいけません。それは狭い話で言えば医療従事者という資源があります。これを市民病院で、とにかくうちで、診療科さえあればいいんだという形ではなくて、市民全体のために、この診療科を圏域に残さなくてはいけない、そういう視点がもう必要な段階に来ています。AIであるとか、それから集約化を実際に進めているということでした。この動きは絶対に止めてはいけないと思います。

今日、市長はいらっしゃいませんので、副市长お2人に申し上げます。このことは必ず市長に伝えてください。あとは決断するかどうかです。策としてやるべきことは、もう数字から明らかです。

青森市の医療と、そして広く市民の未来のために、責任ある決断を執行部が示すことを強く求めて、私の質疑を終わります。

○蛸名和子委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 自民クラブ澁谷です。よろしくお願いいたします。

初めに、7款地方消費税交付金に関連してお伺いいたします。

令和8年度当初予算において、地方消費税交付金 85 億 2398 万 8000 円と計上がありました。

その見込み方をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和8年度当初予算における地方消費税交付金の見込み方についての御質疑にお答えいたします。

地方消費税交付金は、都道府県税である地方消費税の一定割合を人口や従業者数を用いた案分により、市区町村に交付されるものであります。

令和8年度当初予算額につきましては、令和7年度当初予算額 75 億 4335 万 2000 円から、国の地方財政対策において示された伸び率 13%を見込み、85 億 2398 万 8000 円を計上したものであります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 伸び率が 13%の見込みになると、約 10 億円の増額が見込まれるということが分かりました。

次に、令和8年度当初予算において、地方消費税交付金が前年度より 9 億 8063 万 6000 円の増となっております。その理由についてお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

地方消費税交付金が 9 億 8063 万 6000 円の増となった主な理由といたしましては、物価上昇による影響や賃金上昇により、国内消費が堅調に推移していることなどによるものと考えております。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

今、消費税がどの部分でゼロ%になるのかということが言われておりますが、種目別といいますか、生鮮食品に値するのか、食品の中でも何がゼロ%になるのかという動向が注視されているところだと思います。

約 9 億 8000 万円の増額になったところには、やはり現状の物価上昇・物価高騰の影響により、末端の一般消費者である市民の皆さんがどれだけ高騰のあおりを受けて税金を支払っているかということが、出ている数字ではないかと思えます。

先日、北海道・東北地域の小規模事業者の皆さんから、生鮮食品が万が一ゼロ%になったときのことを考えると、そのときは、物がよく売れる、よく物流が動くだろうなということを懸念するとともに、その反発、要は消費税が復活した場合のときの対応など、反発が怖いなというふうなお話を伺う機会がありました。

軽減税率の廃止に当たっては、代替の財源もセットで議論がなると国へしっかり意見をお願いしたいとともに、事業者においてはこのレジシステムの改修など、

様々見えない経費というのがかさんでくるといふような懸念のお話も聞く機会がありました。これにしっかり対応がなされるように、行政として国に要望をしていたきたいというふうに思います。

この質疑については、これで終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、除排雪について伺います。

今冬の除排雪において、通常時の対応と豪雪時になった場合の対応の違いをお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 澁谷委員の除排雪についての御質疑にお答えをいたします。

今年度は、将来的に発生する可能性のある豪雪にも適時的確に対応するため、青森市豪雪災害白書を策定するとともに、昨今の社会環境の変化に対応した持続可能な除排雪体制の構築のため、青森市除排雪検討会議を開催するなど、今後の雪対策に係る方向性についての検討を進めました。

今年度の除排雪事業に関する新たな取組のうち、豪雪時の対応として主に、1つに、冬期間における市民生活の安定を図るため、青森市除排雪対策本部体制の抜本的な見直し、2つに、急激な降雪や寒暖変化等に対応するための取組として、除排雪作業実施方法の見直しなどに取り組んでまいりました。

除排雪対策本部体制の抜本的な見直しとして、近年の降雪傾向の変化は今後も継続することが見込まれているものの、積雪深を本部体制の移行基準としており、短期集中的な降雪等への対応の遅れが生じていたことなどに対応するため、基準を超えた降雪量が生じた場合には、除排雪対策本部を集中降雪等警戒体制へ移行、基準を超えた積雪深が生じた場合には、除排雪対策本部を雪害対応体制に移行する、降雪量と積雪深に着眼した体制といたしました。

また、短期集中による降雪等により、路面状況が急激に悪化していたにもかかわらず、通常期と同様の除雪水準で作業を実施したため、大幅な作業遅延が発生したことを踏まえ、除排雪対策本部が集中降雪等警戒体制に移行した際は、緊急車両等の走行経路の早期確保を目的とした緊急除雪、いわゆる二段階除雪を実施するなど、豪雪時においても道路幅員を確保するための除雪方法について取り組んできたものの、1月下旬から間断なく続いた降雪時には対応し切れない場面が生じました。

本市としましては、豪雪時における対応について、スピードを重視した緊急除雪の運用方法の検討を重ねるなど、今冬の経験を真摯に受け止め、必要な見直しを着実に進めることで、より実効性のある除排雪体制の構築に取り組んでまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

豪雪災害白書のように、検討に検討を重ねて作り上げた教科書を一回作ってしまえば、そのとおりに動かなければならなくなります。

それに対して動ける事業者っていうのは、本当にきちんと動ける体制であるのかどうかっていうのを、役所のほうと事業者のほうでヒアリングを進めながら、検討に検討を重ねてきた結果、やっぱり通常時と豪雪時の場合の対応っていうのはさほど違いが見られなかったというのが、今冬の除排雪で一番言えることではないかなというふうに思っております。

これから、その体制づくりの部分で、きちんと、通常時、豪雪時の行政の体制づくりというのは、やはり雪が分かる職員をまとめて1つのチームにして、部でもって向かっていくということが大切なことじゃないかなというふうに思いますので、それはお願いしたいと思います。

次に、除排雪作業は、幹線路線の降雪がおおむね10センチメートル以上、その他の路線及び工区は15センチメートル以上となっております。かつ、交通の確保が困難と見られる場合には、認められる場合には実施しているとしておりましたが、2年連続の豪雪への対応を踏まえ、基準を見直すことは考えておりませんか、お示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除雪作業の基準につきましては、交通機能の確保や作業効率などを踏まえ設定しており、出動指令の判断に当たっては、降雪量のみで判断するのではなく、路面状況や降雪の継続状況なども踏まえて総合的に判断しているところであります。

本市としましては、次の冬も豪雪災害に見舞われることを想定しながら、契約方式の在り方と併せて、実施基準や作業水準など、総合的かつ抜本的な見直しを進めてまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

県の基準は、5センチメートル以上になったら除排雪体制の指令は出すように動いているということで、やはりこの生活工区において15センチ以上、幹線路線が10センチ以上というのは少し遅いような気がします。まずは指令の部分を、しっかりとヒアリングの際にでも、10センチメートル以上で本当にいいのかというところを皆さんでもって聞き取りをしながら、考えていただきたいと思います。

次に、市では、除排雪作業は雪捨場までのルート確保などの観点から、幹線、補助幹線、生活道路の順で作業を行っておりますとしておりますが、今冬のような豪雪時の場合、それを続けることが正解なのか、市の見解をお示しください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業につきましては、交通機能の確保や排雪作業におけるダンプトラックの動線確保の観点から、幹線道路及び補助幹線を優先して実施しており、生活道路につきましては、作業の進捗状況や地域の道路状況を踏まえながら対応し、今冬の降雪時におきましても、緊急車両の通行経路の確保などを優先しながら作業を実施してまいりましたものの、様々な課題が生じたところであります。

今後は、作業工程も含め、総合的かつ抜本的な見直しを進めてまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 いつも抜本的な見直しを続けてきた結果が、やはり幹線・補助幹線、大切なルートではありますが、生活道路、市民の皆さんは自分の家から車を出せないのが一番の死活問題だったと。なぜそうなったのかということに、この手順・方法が果たして本当に正解だったのかということに着目をして、ここを改善しなければ、来期の、来シーズンの除雪もまた同じような状態なのかなというふうな懸念を持って、市民の皆さんは注視していくと思いますので、ここの部分については、関係性・関連性がある部でもって協議をしていただきたいなというふうに思います。

次に、今冬のような災害級の豪雪に備え、豪雪となる予報があった際には、雪捨場や雪捨場までの道路の混雑を考慮し、夜間作業でなく、日中除雪で対応することも検討してはいかがかと思いますが、市の見解をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業につきましては、道路の交通量や安全確保の観点から、夜間作業を基本としているところでありますが、降雪状況や交通状況などを踏まえ、必要に応じて日中作業を実施しており、今後も道路状況等を注視しながら、除排雪作業に努めてまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ただいまの答弁だと、あまり考えられないような感じがお見受けしましたが、日中除雪、危険性はあるものの、どうしても間に合わない道路を選んでは日中除雪が行える場所、また日中除雪は手当が薄い、金額が安いなど、いろいろな議論もお伺いしてきましたが、それでも日中の除雪で助かる道路もあれば、やはりそれを取り入れなければ間に合わないという現状も、今回はきちんと見えていたと思いますので、これについては、仕組みづくりを行っていただきたいと要望したいと思います。

次に、シーズン終了後に実施している、事業者からヒアリングをやっていると思いますが、豪雪時の対応や作業体制について、事業者から今回はきちんと聞き取るべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市では、前年度の除排雪の状況を検証するとともに、今後の除排雪体制を検討するため、シーズン終了後に各事業者からのヒアリングを実施しており、作業体制や機械配置のほか、豪雪時における他業者との連携などについて聞き取りを行っております。

来シーズンに向けた事業者からのヒアリングにつきましては、今冬の豪雪災害を踏まえ、早急に実施し、除排雪体制の向上に活用してまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

ヒアリングの際に、何が、どこが問題だったのかっていうところを、その工区、その幹線、その路線においてはきちんと聞き取っていきながら、その部分を、果たして本当にその業者が担えるのか、担ってもらいたいのかというところに着目してヒアリングを続けていただきたいというふうに思います。

次に、市の出動指令に対しての作業完了の報告を出した工区によっては、緊急車両は通れるものの圧雪を残したままの状態があった場合、市ではどのように対応していくのかお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市の除雪水準は、青森市雪対策基本計画において、道路幅員が6.5メートル未満の生活道路は、救急車や消防車等の緊急車両の通行を確保するとしており、通常時の除排雪作業におきましては、可能な限り道路幅員の確保や路面の雪を取り除くこととしております。

一方で、今冬につきましては、昨冬の豪雪災害を踏まえ、緊急車両等の走行経路の早期確保を目的としたスピード重視の除排雪を実施しており、1月下旬から間断なく続いた降雪により、急激に積雪が増加したため、二段階除雪とは別に、早期の道路交通機能の確保に向けた対応として、道路の圧雪を残した状態で緊急車両の走行経路を確保し、この作業が一巡した後に改めて圧雪を取り除く作業を実施いたしました。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 圧雪のままに残しても、後から圧雪を取り除く作業という御答弁でよろしいんですね。

それが、気温が上昇するとともに、道路の圧雪はじゃけて、緊急車両が通れなくなってしまったが除雪が間に合わなくなってしまったという現実だったのではないかなと思います。

確かに、底剥ぎを全て最初から行っていくと、時間もかかります。もちろん日数もかかります。それに排雪もついて回るとなれば、やはり1日、2日、3日、4日とだんだん日にちがかかっていってなかなか前に進まないという現状も、今冬は現れていたと思います。そういうところを見直していくには、やはりヒアリングというのは大切になってくると思います。

そこで、除排雪作業業務委託契約書に添付されている現在の仕様書についても、今後見直していくべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪業務委託契約に添付している仕様書につきましては、業務内容や作業方法等を定めたものであり、これまでも制度の見直しや業務内容の変更に伴い、必要に応じて見直しを行ってまいりました。

今後も除排雪体制や契約方式などと併せて、除排雪業務の仕様書についても必要に応じ見直しを行ってまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 この仕様書については、最終的に見直しを行ったのが、毎年毎年だったのか、いつのものだったのかというところに疑問を感じております。

というのは、バケットの大きさ、使えるダンプのトン数の問題であったりと、様々見直しを行わなきゃいけないところが、これまでもたくさんあったのにもかかわらず、毎年毎年同じ仕様書でやってきたところがどんどん露呈されてきているような感じをお見受けしております。

次に、単価契約の委託料については、作業2か月後の月末に事業者を支払われるため、今冬のような豪雪においては、キャッシュフローの見通しが厳しかったとの声も聞いておりましたが、市では、事業者に対して、契約書に基づく支払い時期についてきちんと明確に示すべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

幹線道路や補助幹線等、単価契約により実施している除排雪業務の委託料の支払いにつきましては、契約書において、受託者は毎月の委託料を翌月末日までに請求書により委託者に請求するものとする、委託者は請求があった日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとするとして、この規定に基づき、委託料の支払いを行っており、今後におきましても、契約内容については、事業者ヒアリングや説明会などを通じて周知を図り、適切に対応してまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 よろしく申し上げます。

次に、今冬は除雪作業に必要なダンプトラックの手配が困難でありました。ダンプトラックの単価について、実情に見合った単価を適用して事業者に支払うべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○蛭名和子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

排雪作業に使用するダンプトラックの単価につきましては、青森県の土木工事標準積算基準書や設計単価表に基づき積算しており、除排雪作業委託契約書において、車両の規模・規格や作業時間に応じた単価を定めております。

本市としましては、事業者からのヒアリング等を通じて、現場の作業状況を把握するとともに、青森県の土木工事標準積算基準書等を踏まえながら適切に対応してまいります。

以上であります。

○蛭名和子委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

今冬の排雪時において、4トンダンプトラックの使用が、本当はこの契約書の中では、仕様書にはついてないので、使ってはいけないなのか、本当は使わないようにしていただきたいなのか、どちらか分かりませんが、使わざるを得なかった状況がこの豪雪時には多々ありました。

それを、現実はまだやったんですから、きちんこの仕様書の中に4トンダンプトラックを入れて、単価を決めて、使ってもいいよというふうに1台でも多く、排雪のときにダンプトラックが使えるような仕組みを、やはり行政が考えていくべきであると思います。

また、出動指令も、2週間前の天気予報が分かるんでしたら、きちんと事業者と連携を取りながら、連絡を取りながら、大体の大雪警報に備えていただくとか、今出動指令したところに出れますか、出れませんかというふうな意見も聞きながら、どうしても間に合わないところは、今回自分のところではなかなか間に合わないの、もし、市内の事業者さんで終わっている事業者があれば、自分のところに応援を入れてもらえないかというような相談もあったかと思えます。

そういったことに対して、一つ一つ対応するのは、確かに豪雪災害においてですけども、手間もかかります。時間もかかるかもしれませんが、そういったところを片づけないと、市民の理解というのはなかなか得られないのではないかなというふうな状況が今冬だったかと思えますが、これは昨冬においても同じことだったと思います。その部分を毎年毎年抜本的に見直しとしておりましたが、その見直しが多々間に合わず、今冬のような除排雪作業を招いてしまった。これは業者だけの責任ではなく、行政だけの責任ではなく、となれば、誰が一体責任をとなるかもしれませんけれども、そこを議論も大切だとは思いますが、やはり一番大事なのは、2年連続除排雪がままならなかった。それを、来年に向けての除排雪体制を

いかに改善できて、いかにスムーズに除排雪体制を行えるかというところを検討しながら、これからの除排雪体制づくりを行っていただきたいというふうに要望をして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○蛭名和子委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を5つに分け、最初に、議案第1号「専決処分の承認について」お諮りし、次に、議案第55号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第66号「令和7年度青森市下水道事業会計補正予算」までの計12件を一括してお諮りし、次に、議案第87号「令和7年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りし、次に、議案第2号「令和8年度青森市一般会計予算」から議案第54号「令和8年度青森市五本松財産区特別会計予算」までの計53件を一括してお諮りし、最後に、議案第86号「令和8年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思えます。

それでは、最初に議案第1号「専決処分の承認について」お諮りいたします。

議案第1号については、原案のおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第55号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第66号「令和7年度青森市下水道事業会計補正予算」までの計12件についてお諮りいたします。

議案第55号から議案第66号までの計12件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第56号に異議があります。

○蛭名和子委員長 議案番号を確認いたします。議案第56号でよろしいですか。

○万徳なお子委員 はい。

○蛭名和子委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 それでは、議案第 56 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 56 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蛭名和子委員長 起立多数であります。

よって、議案第 56 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 56 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 87 号「令和 7 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第 87 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

議案第 87 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号「令和 8 年度青森市一般会計予算」から議案第 54 号「令和 8 年度青森市五本松財産区特別会計予算」までの計 53 件についてお諮りいたします。

議案第 2 号から議案第 54 号までの計 53 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第 2 号及び議案第 3 号に異議があります。

○蛭名和子委員長 議案番号を確認いたします。議案第 2 号及び議案第 3 号でよろしいですか。

○万徳なお子委員 はい。

○蛭名和子委員長 次に、木村淳司委員、何号に御異議がありますか。

○木村淳司委員 議案第 10 号「令和 8 年度青森市病院事業会計予算」に異議があります。

○蛭名和子委員長 議案番号を確認いたします。議案第 10 号でよろしいですか。

○木村淳司委員 はい。

○蛭名和子委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 それではまず、議案第2号及び議案第3号について御異議がありますので、起立により一括採決いたします。

議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蛭名和子委員長 起立多数であります。

よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号についても御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蛭名和子委員長 起立多数であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第2号、議案第3号及び議案第10号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第3号及び議案第10号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「令和8年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りいたします。

議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭名和子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3日間にわたり終始熱心に審査していただき、誠にありがとうございました。また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時53分閉会